

平成20年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目 次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2	法人の組織	3
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	4
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成21年3月31日）	
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況	4
8	職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
(2)	業務運営の効率化に関する事項	5
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	5
2	平成20年度日本司法支援センター年度計画	6
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
(2)	業務運営の効率化に関する事項	7
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7

(4) 委託援助業務	8
IV 平成20年度の事業概要	9
1 総括	9
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	9
(2) 地方協議会の開催	9
(3) 常勤弁護士確保	9
【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成21年3月31日現在）	
【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
(4) コンプライアンス体制の整備状況	10
ア 監事定期監査	10
イ 内部監査	10
(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況	10
2 各業務	11
(1) 情報提供業務	11
ア 業務の概要	11
イ コールセンターにおける情報提供	11
ウ 地方事務所における情報提供	12
【資料5】平成20年度情報提供件数の推移	
【資料6】平成20年度における相談分野の概要 （問い合わせ上位20件）	
【資料7】平成20年度における関係機関紹介状況	
エ ホームページ等による情報提供	13
オ 関係機関との連携・協力関係強化	13
(2) 民事法律扶助業務	14
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	14
【資料8-1・2】平成20年度援助申込状況、援助決定件数等状況	
【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移	
イ 契約弁護士・司法書士数	14
【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数	
ウ 援助を受けた方の特徴	14
【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、 公的給付	
エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況	15
【資料12】代理援助事件の事件別内訳	
【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳	
【資料14】支払保証立担保実績	

	【資料15】代理援助事件の結果別内訳	
オ	不服申立てと再審査	15
	【資料16】不服申立てと再審査（結果別内訳）	
カ	立替金等の状況	16
	【資料17】立替金等残高表	
	【資料18】法律相談費	
	【資料19】代理援助立替金実績	
	【資料20】書類作成援助立替金実績	
キ	業務方法書の改正	16
(3)	国選弁護等関連業務	16
ア	国選弁護関連業務	16
	【資料21】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）	
	【資料22】国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）	
	【資料23-1～3】国選弁護報酬基準の概要	
	【資料24】国選弁護報酬・費用算定件数（地方事務所別）	
	【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）	
	【資料26】国選弁護報酬等に対する不服申立件数	
イ	国選付添関連業務	20
	【資料27】国選付添事件受理件数	
	【資料28】国選付添報酬基準の概要	
	【資料29】国選付添報酬・費用算定件数	
(4)	司法過疎対策	21
	【資料30】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況	
(5)	犯罪被害者支援業務等	21
ア	犯罪被害者支援業務	21
	【資料31】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移	
	【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容	
	【資料33】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手 続等」に関する問い合わせに係る紹介先	
	【資料34】地方事務所における問い合わせ件数の推移	
	【資料35】地方事務所で対応した問い合わせ内容	
	【資料36】精通弁護士の紹介状況	
イ	被害者国選弁護関連業務	22
	【資料37】被害者国選弁護報酬基準の概要	
	【資料38】被害者参加弁護士契約弁護士数及び選定請求等受理件数	
	【資料39】選定請求事件の罪名別件数及び内訳	
(6)	受託業務	23
ア	概要	23

イ	中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務	23
ウ	日本弁護士連合会委託援助業務	24
	【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	
V	平成20年度における業務実績	26
1	総合法律支援の充実	26
(1)	総括	26
ア	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	26
	【資料41】認知度調査結果概要	
イ	地方協議会の開催	28
	【資料42】平成20年度地方協議会開催一覧	
ウ	常勤弁護士の確保	29
	【資料43】平成20年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
(2)	情報提供・関係機関連携強化	30
ア	相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	30
	【資料44】法テラスと連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等 (地方事務所別)	
イ	連携指数の上昇	31
(3)	民事法律扶助	32
ア	民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	32
イ	民事法律扶助のニーズ調査の企画	33
(4)	国選弁護人確保	34
ア	弁護士に対する説明会の実施	34
イ	常勤弁護士の採用・常駐	34
(5)	司法過疎対策	35
ア	地域事務所の設置等	35
イ	常勤弁護士の巡回	35
(6)	犯罪被害者支援	36
2	業務運営の効率化	37
(1)	情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	37
ア	コールセンターにおける効率的な情報提供	37
イ	関係機関・団体データベースの活用等	38
(2)	民事法律扶助・国選弁護人確保	38
ア	常勤弁護士採用のための基盤整備	38
イ	常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	39
ウ	常勤弁護士の活動のための環境整備	39
エ	常勤弁護士に対する実務研修の実施	40

	【資料45】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
オ	国選弁護人契約における一括契約に関する取組	41
(3)	司法過疎対策	41
3	提供するサービスその他の業務の質の向上	42
(1)	情報提供	42
ア	F A Qの充実等	42
	【資料46】裁判員制度についての問い合わせ	
	【資料47】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）	
	【資料48】平成20年度コールセンターにおける受電内容の推移	
イ	即日中の情報提供	43
	【資料49】資格・経験別窓口対応専門職員数	
(2)	民事法律扶助	44
ア	援助審査の合理化	44
イ	犯罪被害者に対する充実した援助の提供	45
ウ	契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	45
(3)	国選弁護人確保	46
ア	関係機関との定期的な協議	46
イ	指名通知に関する目標時間の設定等	46
ウ	国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施	47
エ	不祥事案の再発防止	47
(4)	犯罪被害者支援	48
ア	地方事務所の職員の配置	48
イ	窓口対応専門職員等に対する研修の実施	48
ウ	犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取	50
エ	犯罪被害者支援精通弁護士の確保等	51
オ	被害者参加制度及び損害賠償命令制度等の適切な情報提供等	52
カ	民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等	53
(5)	司法過疎対策	53
(6)	関係機関連携強化	54
4	委託援助業務	54
(1)	日本弁護士連合会委託援助業務	55
(2)	中国残留孤児援護基金委託援助業務	55
5	予算、収支計画及び資金計画	56
6	短期借入金の限度額	56
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	56

8 剰余金の使途	56
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	56
(1) 施設・設備に関する計画	56
(2) 人事に関する計画	57
ア 常勤弁護士確保状況等	57
イ 職員の確保状況等	57

以上

I はじめに

平成20年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第1期中期目標の期間（平成18年4月10日から同22年3月31日まで）における3年目の年度である。

支援センターは、平成18年10月2日の業務開始以降、同19年10月には日本弁護士連合会委託援助業務を開始し、同年11月には国選付添人に関する業務を開始するなど業務範囲を拡大してきたが、同20年度においても、同年12月に被害者参加人のための国選弁護制度が開始され、新たに被害者参加人の意見を聴いた上で国選被害者参加弁護士の候補を指名通知する業務を担うこととなった。

平成21年5月には、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の大幅な拡大とともに、裁判員制度が施行されたが、今後も第2期中期目標期間における業務の展開を見据えつつ、第1期中期目標の達成に向けて邁進することになる。

平成20年度においても、各業務とも概ね順調に推移し、情報提供業務におけるコールセンターの問い合わせ件数は28万7,897件（前年度は22万727件）に急増し、民事法律扶助業務における法律相談援助の実施件数は17万9,543件（前年度14万7,430件）に及ぶなど支援センターが提供する法律サービスの利用者は確実に増加する傾向にある。

他方、前年度からの課題の一つであった認知度の向上については、コールセンターの利用者数が急増していることから分かるように、現に法的トラブルを抱えるなどして法的サービスの提供を求めている利用者層に対しては相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたのではないかと考えられるが、広く一般の方の認知度については微増（前年度約22パーセントから今年度約24パーセントに増加）に止まっており、課題を残している。

また、上記のように、平成21年5月以降、国選弁護等関連業務の範囲が拡大しており、支援センターでは、国選弁護人契約弁護士数を増加させるなどして対応してきたところではあるが、今後も確実な業務遂行のため、引き続き体制の整備に努めていく必要がある。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、支援センターの平成20年度における業務実績とその成果を報告するものである。

Ⅱ 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

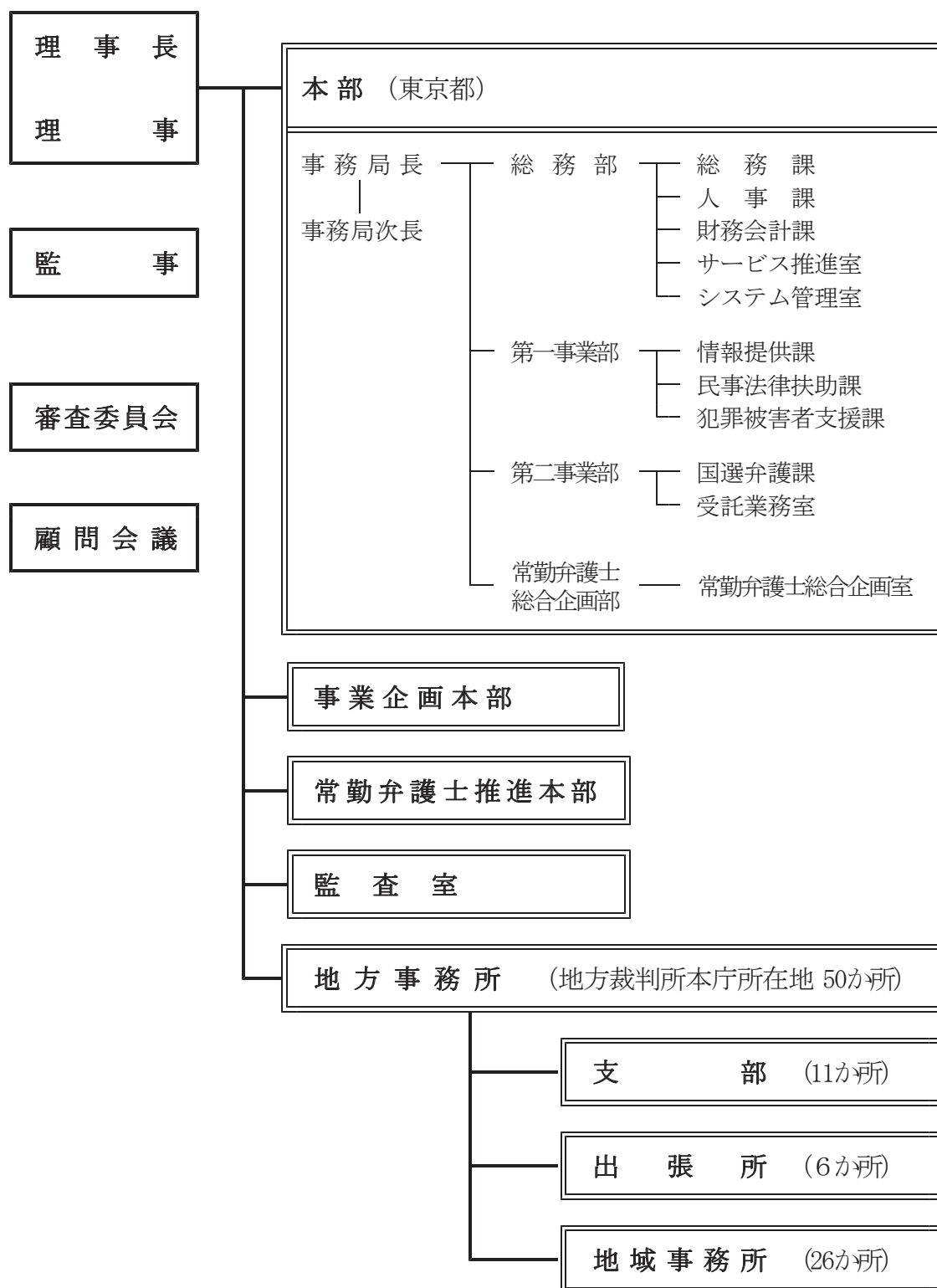
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成21年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成21年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成21年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況

理事長	寺井一弘	（平成20年4月10日就任）
理事	岩瀬徹	（〃 再任）
同	篠塚英子	（〃 就任）
同	加毛修	（〃 就任）
同	西川元啓	（〃 再任）
監事	馬場義宣	（〃 再任）
同	羽田悦朗	（〃 再任）

（注）平成21年4月2日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	寺井一弘	（平成20年4月10日就任）
理事	岩瀬徹	（〃 再任）
同	草野満代	（平成21年4月2日就任）
同	加毛修	（平成20年4月10日就任）
同	西川元啓	（〃 再任）
監事	馬場義宣	（〃 再任）
同	羽田悦朗	（〃 再任）

8 職員の状況

平成21年3月31日現在、常勤職員数は616名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成18年4月、法務大臣から指示された平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報データベース及びFAQ（Frequently Asked Question（よくある

質問と答)) データベースの情報量を平成18年度から同21年度までの間に20%以上増大すること。

- 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
- 地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、協議を行うこと。

2 平成20年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成20年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定め、平成20年3月28日、法務大臣に届け出た。年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用すること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指数の上昇に努めること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート

等の調査を企画立案すること。

- 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
- 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築・強化を図ること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行うこと。
- 常勤弁護士確保のために、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を2回以上実施すること。
- 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。
- コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
- 民事法律扶助の援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成19年度と比較して短縮すること。
- 弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
- 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。
- 犯罪被害者が、平成20年12月までに施行される被害者参加制度及び損害賠償命令制度を適切かつ効果的に利用できるよう、適切な情報提供などを通じた支援の充実を図ること。

(4) 委託援助業務

- 日本弁護士連合会からの委託を受け、民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない方を対象に、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うこと。
- 財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供すること。

Ⅳ 平成20年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

設立3年目である平成20年度も、前年度に引き続き、業務内容等に関する国民の認知度を高めることが大きな課題の一つであったが、そのための広報活動を戦略的に実施した。

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情等取扱規程」に基づき、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした研修を実施するなどした。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）、平成20年度に合計55名の常勤弁護士を採用した。

平成21年3月31日現在で、常勤弁護士は合計151名となり、【資料3】のとおり、合計71か所の事務所（全国45か所の地方事務所・支部、26か所の地域事務所）に配置した。

【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成21年3月31日現在）

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、平成20年度に、合計44回余りにわたり、延べ6,300名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として説明会を実施した。

【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、

応募を促す取組みを行った。

(4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、これまでに監事監査規程（平成18年規程第11号）、内部監査規程（平成18年規程第12号）、役職員倫理規程（平成18年規程第23号）等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所及び支部に対する監事監査規程に基づく監事定期監査及び内部監査規程に基づく内部監査を実施するなどし、コンプライアンス体制の整備に努めている。

これに基づいて、平成20年度においては、以下の各事務所に対する監査を実施した。

ア 監事定期監査

本部、和歌山地方事務所

イ 内部監査

本部、栃木地方事務所、静岡地方事務所、長野地方事務所、京都地方事務所、滋賀地方事務所、三重地方事務所、山口地方事務所、鳥取地方事務所、佐賀地方事務所、鹿児島地方事務所、福島地方事務所、秋田地方事務所、徳島地方事務所、熊谷地域事務所、松本地域事務所、倉吉地域事務所、指宿地域事務所

支援センターでは、これら監査の結果を理事長に報告し、また、内部監査の結果については監事にも報告するとともに、地方事務所等に改善事項を指摘し、業務方法の改善を図った。

(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況

平成20年度における寄附金収入は約1億8,000万円で、同19年度に比べて40%近くの増加となった。

広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、寄附金の大部分を占める被疑者・被告人からのしよく罪寄附を増加させるため、支援センターの契約弁護士や検察官に対し、しよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなどして周知に努めたことが寄付金額の増加につながったものと考えられる。

さらに、平成20年度においては、個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みの創設に向けた具体的な検討を行うとともに、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の改善・更生に資するための寄附の受入制度を準備するなど多様な取組みを行った。

他方、地方公共団体からの補助金については、支援センターの地方事務所を通じて、再度、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法第9条の趣旨を説明するなどして理解と協力が得られるよう努めたが、190万円余りとどまった。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものであり、電話、面談に加え、メールやホームページなどの方法によっている。

イ コールセンターにおける情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性に鑑み、東京都内にコールセンターを設置して、電話とメールによる情報提供を集中的・効率的に行っている。

コールセンターには、全国統一で覚えやすい電話番号「0570-078374（おなやみなし）」を設け、全国からの問い合わせに対応している。問い合わせに対応するオペレーターは、FAQと関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な相談窓口情報を提供する。支援センターのコールセンターは、法的トラブルに関する多様な問い合わせを受けとめ、かつ紛争解決に資する法制度情報や適切な相談窓口等を紹介するものであり、その性質上、それらに対応するオペレーターには、高い業務スキルが求められる。そこで、専門オペレーターとして、主に消費生活相談資格者（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントといった資格を持った者）等の法的知識や相談経験を有する者を配置している。

情報提供サービス料は無料である。電話代は利用者の負担となるが、ナビダイヤルのシステムを使い、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用していただけるようにして、全国あまねく均質なサービスを提供できる設計としている。

また、仕事をお持ちの方にも利用していただけるように、平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで受け付けている。

さらに、平成19年7月からは、複雑困難な法律問題にも対応することができるよう、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に常駐している弁護士による情報提供（TA制度）も行っている。また、平成19年10月からは、法制度紹介の一環として、裁判員制度（平成21年5月21日施行）に関する問い合わせ対応を、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の全面的な協力のもとに実施している。

平成20年度のコールセンターにおける情報提供の件数は、電話とメール

を併せて、合計28万7,897件であり、月平均2万4,000件程度であるが、特に下半期には業務量が増大した。

お問い合わせ内容は、金銭の借り入れ（20.7%）が最も多く、次いで男女・夫婦（15.5%）、相続・遺言（6.9%）、民事法律扶助（4.3%）、借地・借家（3.5%）金銭の貸し付け（3.1%）、の順となっている。労働問題についてのお問い合わせは合計すると、6.2%と高い割合となっている。紹介先としては、弁護士会（24.1%）、支援センター地方事務所の民事法律扶助部門（19.8%）となっている。特に、支援センターに寄せられるお問い合わせは、経済的、社会的に弱い立場にある方からのものが多いことから、司法の利用を経済面から支える民事法律扶助をサービスメニューに持つことは、支援センターの最大の強みであり、利用者の利便性向上にも繋がっている。

民事法律扶助に該当しない場合は、適切な関係機関をご案内することになるが、その際の主なご案内先としては、弁護士会（24.1%）、司法書士会（14.7%）が多く、これに次いで市役所（8.8%）、都道府県庁（4.5%）、区役所（3.8%）、消費生活センター（1.5%）、女性センター等（1.5%）となっている。

ウ 地方事務所における情報提供

支援センターでは全国の地方事務所においても、面談と電話により情報提供を行っている。電話による情報提供は、広報等によりできる限りコールセンターで対応することとしているが、各地方の関係機関・団体の相談窓口の詳細な実情等を考慮しなければ案内できないようなお問い合わせ、口頭のみのご案内よりも資料等をお示ししてのご案内の方が望ましいお問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者のお近くの地方事務所等をご案内し、面談により情報提供をさせていただくことがある。また、地域の関係者等からのご紹介により、地方事務所等に直接来訪されたり、電話をされる方もあり、このような方々に迅速に情報提供を行うために、窓口において面談により情報提供をさせていただく場合もある。

地方事務所における情報提供の件数は、全国合計で18万8,661件であり、お問い合わせ内容としては、金銭の借り入れ（30.3%）、男女・夫婦（17.7%）、相続・遺言（5.5%）、民事法律扶助（3.6%）となっている。労働に関するお問い合わせは合計すると、5.2%となっている。このように、お問い合わせ件数も相当数あり、内容也多岐にわたっていることから、地方事務所の窓口で対応する職員にも、コールセンターのオペレーターと同様の高い業務スキルが求められるため、主に消費生活相談資格者等を窓口対応専門職員として充てている。

全国あまねく質の高い情報提供を実施するためには、コールセンターの

オペレーター同様、地方事務所における窓口対応専門職員の業務スキルの向上も不可欠である。そこで、弁護士会・司法書士会などの全面的な協力を得て、平成21年3月に法制度等に関する研修用DVD10種類を本部で作成し、地方事務所における研修教材とした。地方事務所では、このDVDの活用のほかにも、地方の実情に応じ、様々な研修を実施している。

【資料5】平成20年度情報提供件数の推移

【資料6】平成20年度における相談分野の概要

(問い合わせ上位20件)

【資料7】平成20年度における関係機関紹介状況

エ ホームページ等による情報提供

近年のインターネットの普及に鑑み、また、利用者が主体的に24時間利用できるという利便性もあることから、ホームページでの情報提供も行っている。また、ホームページには、ジャンル別相談事例、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約750問及び関係機関・団体窓口情報等を公開しており、利用者はもちろん、関係機関の相談窓口担当者の方にも、自ら紛争解決に役立つ情報をいつでもご利用いただけるようにしている。

さらに、支援センターに多くのお問い合わせが寄せられている「多重債務」「離婚」「相続」「建物賃貸借」「労働」「民事全般」の6つの分野の法的トラブルについて従前からFAQを基にQ&Aリーフレットを作成し、関係機関のご協力を得て、利用者の方々に配布させていただくなどしており、このようなサービスに対してはご好評をいただいていたが、平成20年度は新たに「消費者トラブル」「成年後見」「近隣トラブル」の3分野を追加し、従来のものも表現や表題を分かりやすく改訂するなどして、支援センター発信型の情報提供も充実させた。

オ 関係機関との連携・協力関係強化

上記のとおり、情報提供業務の内容は、様々な法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。したがって、民事法律扶助の要件に該当する方を除いて、利用者の方々は、支援センターが紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等のサービスを利用され、トラブルの解消を目指すこととなるのであり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と緊密な連携を図り、協力関係を構築していく必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築した。中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催を

お願いするなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体をお招きし、その場において、連携・協力関係構築に関するご理解をいただくようお願いするなどした。このような会議等以外の場合でも、本部においては平成20年11月から12月にかけて総合法律支援関係省庁を対象にコールセンター見学・説明会を開催し、各地においては法テラス担当者が自治体や社会福祉協議会などに業務説明に回るなどして、業務への理解と連携関係構築に向けて地道な活動を重ねてきた。

今後も、関係機関・団体に対する周知を図るとともに、連携・協力関係をより一層徹底していくこととする。

さらに、支援センターから相談機関をご案内する場合にも、利用者の負担軽減のため、電話の転送や予約の代行まで行うことを心掛けている。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び追行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3つの業務を主な柱としている。

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成20年度の法律相談援助実施件数は17万9,546件（前年度比21.8%増）、代理援助開始決定件数は8万442件（同16.7%増）、書類作成援助開始決定件数は5,101件（同21.5%増）であり、いずれも前年度の実績と比べて増加した。また、財団法人法律扶助協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定件数は一貫して増加傾向にある。

【資料8-1・2】平成20年度援助申込状況、援助決定件数等状況

【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、平成20年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は1万1,802名（前年度比14.4%増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は4,670名（前年度比11.9%増）となり、いずれも前年度より増加した。

【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数

ウ 援助を受けた方の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が54.5%、男性が45.5%と、女性の比率が高く、この割合は前年度とほぼ同様であった。年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ均一に分布しているのに対し、

女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い点も、前年度と同様である。

収入については、無収入の方が22.4%（前年度比1.1ポイント増）で、月額10万円以下の収入の方と合わせると37.8%（前年度比1.9ポイント増）を占める。また、生活保護を受給されている方の割合は10.6%（前年度比0.4ポイント増）であった。なお、生活保護を受給されている方であって年金を受給されている方を合わせると12.1%であり、いずれも前年とほぼ横ばいではあるが、依然として対象者層の中でも所得の低い方の利用が多くなっている。その理由は、援助を受けた方の職業別割合では、無職の方が4割弱となっていることとも整合的である。

【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、公的給付

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が最も多く、全体の48.4%と半数近くを占めるが、前年度比では若干減少している（前年度比3.9ポイント減）。次いで離婚事件が12.4%（前年度比0.4ポイント増）となっており、自己破産事件が減少し、その他の事件が増加し始めた傾向がうかがえる。なお、書類作成援助では92.6%（前年度比0.8ポイント減）が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成20年度に新規に実施したものが529件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが78.5%と多く、敗訴は0.8%、調停不成立は1.4%であり、その状況は前年度とほとんど変わらない。

【資料12】代理援助事件の事件別内訳

【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料14】支払保証立担保実績

【資料15】代理援助事件の結果別内訳

オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成20年度の不服申立件数は254件（前年度比6.3%増）、再審査申立件数は88件（前年度比21.4%減）であった。不服申立件数は横ばいであったが、再審査申立件数は昨年度を下回った。

【資料16】不服申立と再審査（結果別内訳）

カ 立替金等の状況

平成20年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は121億5,689万6,387円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は4億8,265万1,685円、法律相談援助に係る法律相談費合計は9億1,077万6,030円であった。また、償還金は83億8,172万4,557円であり、償還免除額は22億8,580万2,977円であった。

償還金収入の確保のためには、初期滞納者に対する督促が有効であることから、自動払込手続きによる滞納者に対して、コンビニエンスストアでの支払い可能な葉書による督促を拡大し、初回滞納者、滞納月数1か月、2か月連続及び3か月連続である被援助者に対し督促を行った。

なお、法律扶助協会当時から滞納が継続し、日本司法支援センター設立後本部にて管理を継続していた立替金については、不良債権を資産として計上し続けることは適切でないことから、回収見込のないもの等を集中的に整理した。

【資料17】立替金等残高表

【資料18】法律相談費

【資料19】代理援助立替金実績

【資料20】書類作成援助立替金実績

キ 業務方法書の改正

犯罪被害者の方のための損害賠償命令制度の導入に伴い、業務方法書の改正を行ったほか、代理援助立替基準についても一部改正を行った。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長若しくは裁判官が弁護人を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があったときは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び

裁判所等への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(ア) 弁護士との国選弁護人契約の締結

① 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所等は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

② 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

③ 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と、弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からの取りまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、弁護士会から申込

書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書の取りまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人として推薦する弁護士についてのみ申込書の取りまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会による取りまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書の取りまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受理し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成21年3月31日時点で1万5,556名となり、これは全国の弁護士数の約57%に相当する。

【資料21】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）

(イ) 国選弁護人候補の指名通知

支援センターの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人の候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成20年4月から同21年3月までの裁判所等からの指名通知請求の合計件数は7万7,171件（うち被疑者国選弁護は7,415件、被告人国選弁護は6万9,756件）であった。1か月当たりの平均件数は6,431件（うち被疑者国選弁護は618件、被告人国選弁護は5,813件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数6,507件に比べて若干減少した。

なお、平成20年4月から同21年3月までの間に一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名通知がなされた事件の件数は合計304件（対象となった事件の実件数）であり、前年度の合計531件に比べて減少した。

【資料22】国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）

(ウ) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

① 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という。）に基づき算定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定を、刑の軽重（事件の重大性）、手続が整理手続に付されたか否か（事案の困難性）の2つの要素に基づいて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件（裁判員裁判対象事件）の5つの類型に区分し、各類型ごとに更に整理手続の有無による区分をしている。そして、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定されたとき、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、その作成及び変更にあたって法務大臣の認可を受けなければならないところ、平成20年度においては、平成20年9月1日（同年7月31日認可）に変更されており、変更後の約款が施行されている。

【資料23-1～3】国選弁護報酬基準の概要

② 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

平成20年4月から同21年3月までの報酬及び費用の算定件数は被疑者国選弁護が7,383件、被告人国選弁護が6万9,255件であった。被告人国選弁護について審級別に見ると、第一審は即決事件が4,525件、簡易裁判所事件が9,092件、家庭裁判所事件が178件、地方裁判所事件が4万8,195件であり、控訴事件が5,617件、上告事件が1,648件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成20年4月から同21年3月までの不服申立件数は、合計372件であり、1か月当たり31件であって、前年度における1か月当たり平均件数45.7件に比べて減少した。

【資料24】国選弁護報酬・費用算定件数（地方事務所別）

【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）

【資料26】国選弁護報酬等に対する不服申立件数

イ 国選付添関連業務

支援センターは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件である。裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならず、これらの罪についての少年事件又はこれらの罪についての触法少年の事件であって、観護措置として少年が少年鑑別所に送致されており、少年に弁護士である付添人がない場合は、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされている（少年法第22条の3第1項・第2項）。

平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり、国選付添人の対象事件の範囲が拡大した。改正少年法の施行に伴い、国選付添人の事務に関する契約約款は、平成20年12月15日（同年11月13日認可）に変更されており、変更後の約款が適用されている。

平成20年4月から同21年3月までの国選付添人の受理件数は合計533件であり、算定件数は合計538件である。

【資料27】国選付添事件受理件数

【資料28】国選付添報酬基準の概要

【資料29】国選付添報酬・費用算定件数

(4) 司法過疎対策

平成20年度には、新たに7か所に司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）を置き、8名の常勤弁護士を赴任させた。司法過疎地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号50から71のとおりである。

また、【資料30】のとおり、平成18年度に旭川地方事務所に配置した常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部管内を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱った。

【資料30】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

(ア) コールセンター

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者

支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が、お電話をくださった方に二次被害を与えることがないよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。

平成20年度の犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計8,541件（業務開始以降18,516件）であり、前年度に比べ約36%増となっている。

お問い合わせ内容は、生命・身体犯被害、ドメスティック・バイオレンス、性被害、ストーカー、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、セクシャル・ハラスメント、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、児童・高齢者・障害者虐待、交通犯罪、民事介入暴力に関する問い合わせ（以下「犯罪被害・刑事手続等」という。）のほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等」を合わせると、これらが約6割（57.1%）であり、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関するお問い合わせに対する主なご紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（34.7%）が最も多く、これに次いで地方公共団体、警察、民間支援団体、配偶者暴力相談支援センター等となっている。

【資料31】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容

【資料33】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

（イ） 地方事務所

支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行った。

「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは全国で11,403件であり、前年度に比べ約37%増となっている。また、精通弁護士の紹介は696件であり、前年度に比べ約18%増となっている。

【資料34】地方事務所における問い合わせ件数の推移

【資料35】地方事務所で対応した問い合わせ内容

【資料36】精通弁護士の紹介状況

イ 被害者国選弁護関連業務

平成20年12月1日に、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度が施行された。

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定によ

り、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度であり、一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が経済的に恵まれない方々である場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

これら犯罪被害者等のための制度の施行に伴い、支援センターでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見をお聴きした上での国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。なお、この一連の業務は、被害者参加人からのご意見聴取を除き、国選弁護関連業務とほぼ同一である。

被害者国選弁護関連業務の開始に当たり、業務方法書及び法律事務取扱規程を一部改正するとともに、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を新規に策定した（平成20年11月13日法務大臣認可、同年12月1日施行）。

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は1,844名（平成21年4月1日現在）、被害者参加人からの選定請求件数は29件である。

平成20年度における報酬及び費用の算定件数は1件、不服申立てはなかった。

【資料37】被害者国選弁護報酬基準の概要

【資料38】被害者参加弁護士契約弁護士数及び選定請求等受理件数

【資料39】選定請求事件の罪名別件数及び内訳

(6) 受託業務

ア 概要

平成19年3月19日付けで業務方法書「第3章 支援法第30条第2項の業務の方法」の変更について法務大臣の認可を受け、平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前財団法人中国残留孤児援護基金では日本財団の補助金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について支援センターが受託することとなった。

(イ) 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込があると、以後の手続は支援センター本部受託業務室が援助開始決定から終結決定、弁護士への報酬の支払等のすべてを行う。支援センターが支払った弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助業務の対象者と援助内容は、【資料40】のとおりである。

【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

(イ) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、(i)対象者に該当すること、(ii)一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、(iii)弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士が同援助制度を利用した案件を取り扱うためには、支援センターとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第30条第2項1号、第29条第8項）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記(i)から(iii)の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する支援センター地方事務所本所のみが行う（申込書の提出や各種決

定書の通知にFAXを多用し、業務を本所に集約することで、事務の簡素化を図った。)

開始、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を業務ごとの活動内容に応じて支払う。被援助者の生活状況、事件の終結による金員その他の財産的利益の取得状況から、被援助者が弁護士報酬、費用相当分を支払えないとはいえない状態になり、かつ、被援助者に負担させることが不相当でない場合、弁護士報酬等は申込者の負担となる。負担の有無は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金の回収は日本弁護士連合会が行うこととなっている。

V 平成20年度における業務実績

1 総合法律支援の充実

(1) 総括

ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

年度計画内容

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成20年度においては、支援センターの存在や業務内容を国民に周知するため、前年度に行ったイベントの実施や街頭における広報物の配布などに加え、コールセンター利用者の認知媒体調査の結果等も踏まえ、以下のとおり、戦略的な広報活動を実施した。

その1は、「連動型」広報の実施である。

すなわち、限られた広報予算を効果的に活用するため、新聞、ラジオ、インターネットなど複数のメディアを用いるとともに、統一的な広報素材を活用し、実施時期を連動させるなどして、メディア広告の相乗効果を高めるよう努めた。また、支援センターの本部と地方事務所が、共通の広報素材を活用してメディア広告を行ったり、共通の話題についてそれぞれプレスリリースを実施するなどの方法により、支援センターの統一的なイメージを醸成するとともに、全国各地のメディアに取り上げられるよう努めた。

その2は、関係機関のニーズをとらえた連携強化策の展開である。

コールセンター利用者の認知媒体調査では、地方自治体、裁判所、警察等の関係機関からの紹介で法テラスを知った方が高い割合を占めていることから、それぞれの関係機関の特性や法テラスに対するニーズに即した連携強化策を展開することが、支援センターの認知度向上のために有効である。そこで、金融庁が日本弁護士連合会及び日本司法書士連合会と共催で実施した「多重債務者相談強化キャンペーン」に後援団体として参画することを通じて、金融庁から各自治体の担当者に支援センターの民事法律扶助業務を周知するなどしていただいたほか、警察庁を通じて全国の警察署と交番約7,500か所に、コールセンターの電話番号を記載したステッカー

を配布するなどして、警察では対応できない民事関係のトラブルなどの相談に訪れた方に支援センターをご紹介いただくなどの取り組みを行った。

その3は、インターネットによる情報発信の強化である。

近年、多くの国民は、情報収集手段としてインターネットを活用していることから、現に法的トラブルを抱えて相談場所等を探している利用者らに対し、法テラスの存在や業務内容を効果的に周知するため、ホームページの充実を図り、利便性を高めるとともに、インターネットリスティング広告（ヤフーやグーグルの検索サイトで、「多重債務」などの関連ワードを入力して検索すると、そのスポンサーサイトに支援センターの広告が表示されるというもの）を実施して、より多くの方をホームページに誘引するよう努めた。

その4は、公的で信頼性の高い法人であることのイメージの醸成である。

平成19年度に実施した認知度調査の結果によれば、国民の中には、支援センターがどのような法人であるかが分からないことから警戒感を抱き、利用しない方も相当数存在するものと認められることから、広報素材に、支援センターは国が設立した公的な法人であることをきちんと明記するとともに、「1日法テラス大使による法務大臣表敬訪問」などのイベントを実施するなどして、公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成を図った。

以上のように戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数が前年度比で約30%増加するなどしたことからもうかがえるように、現に法的トラブルを抱え相談先を探すなどしていた方に対しては、相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。他方、平成21年2月下旬に、前年度と同様の電話調査の手法により実施した認知度調査では、認知度が24.3%と前年度（同22.6%）に比べ微増に止まっており、法的トラブルを抱えていない方も含め、広く一般の方の認知度を更に向上させることが今後の課題である。

【資料41】認知度調査結果概要

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループに報告するなどし、同ワーキンググループにおいて組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした接遇研修を実施した。

さらに、支援センターホームページの地方事務所サイトに、各地方事務所のバリアフリー情報等（入口の段差の有無や車椅子用トイレ、ベビー

ベッドの設置の有無など）を掲載し、高齢者・障害者のみならず、すべての利用者が安心して利用できるよう配慮した。

イ 地方協議会の開催

年度計画内容

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成20年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

平成20年度においては、全国の各地方事務所等において、少なくとも1回以上、合計85回（平成19年度：74回）の地方協議会を開催した。

これら地方協議会については、支援センターの各業務の説明はもとより、消費者問題、多重債務問題、家事問題、高齢者問題等のテーマ別による議論を行うなどした。また、地元自治体や裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求めて意見を聴取するなど支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から出席者の人選にも配慮した。その結果、各地における関係機関・団体等の支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、更なる連携の確保・強化が図られた。また、支援センターの各地方事務所においては、地方協議会で出された意見や要望を踏まえ、広報活動の在り方を工夫するなどしたほか、情報提供業務において紹介する関係機関の相談窓口を見直したり、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談の回数を増加するなどの業務改善を行った。

地方協議会の開催日時、主な議題等は、【資料42】のとおりである。

【資料42】平成20年度地方協議会開催一覧

さらに、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した（注）。そして、同年10月27日に第1回会議、同21年3月9日に第2回会議をそれぞれ開催し、広報活動の在り方や情報提供業務の在り方、民事法律扶助業務の在り方な

どについて意見を聴取した。

(注) 顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所特別顧問
金平輝子	前日本司法支援センター理事長
高木剛	日本労働組合総連合会（連合）会長
滝鼻卓雄	読売新聞東京本社代表取締役会長
竹下守夫	駿河台大学総長
夏樹静子	作家
兵頭美代子	主婦連合会参与

ウ 常勤弁護士の確保

(ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

年度計画内容

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。

【資料4】のとおり、平成20年4月1日から同21年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計44回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

特に、平成19年度より司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、【資料4】番号33から44のとおり、合計12回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったほか、司法研修所選択型実務修習に参加し、【資料43】のとおり、各地の支援センターの事務所に21回にわたり司法修習生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにした。

【資料43】平成20年度司法研修所選択型実務修習受入状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、

日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。

支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話や電子メールにおける常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

(イ) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から常勤弁護士を採用する。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入し、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施しており、平成20年度は合計50名の常勤弁護士を確保した。

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

年度計画内容

平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,625（前年度比0.7%増）、各地方事務所平均152.5（前年度比0.7%増）、窓口数にして全国合計24,884（前年度比1.2%増）、各地方事務所平均497.7件（前年度比

1.2%増)のデータを関係機関データベースに登載した。

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口総数については【資料44】のとおりである。

【資料44】法テラスと連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等
(地方事務所別)

イ 連携指数の上昇

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数(注)の上昇に努める。

(注) 連携指数については、以下の計算式により算出することとする。

$$(\text{「紹介」窓口数} \times 1 + \text{「取次」窓口数} \times 3 + \text{「転送」窓口数} \times 5 + \text{「予約」窓口数} \times 8) \div \text{窓口総数}$$

(ア) 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成20年7月4日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解をお願いした。また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、同年11月から12月の間、計4回に分けて法テラスコールセンター見学・説明会を実施(8省庁合計62名参加)した。その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。

(イ) 地方協議会の開催

上記Ⅴ1(1)イ記載のとおり、全国の地方事務所、支部において、平成20年度中に少なくとも1回以上、合計85回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

(ウ) 連携指数

各地方事務所における関係機関の相談窓口数は、上記Ⅴ1(2)ア記載のとおりであり、支援センターとの連携方法には以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自

ら行う。

② 取次

利用者と電話や面談の後、内容をレポートにまとめ、そのレポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約代行

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、①から④になるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言える。

上記計算式に基づき算出した連携指数は、平成19年3月31日現在で1.76、同20年3月31日現在で1.98、同21年3月31日現在では1.93を示している。平成20年度には、同18年10月の業務開始以降初めて、データベースに登載している関係機関情報を精査し、より実態を反映した内容に見直したことにより、「取次」窓口数（前年度比113件減）及び「転送」窓口数（同88件減）が減少し、連携指数全体としては平成19年度より若干下降したが、相談窓口数全体としては増加（前年度比285件増）している。

また、犯罪被害者支援を行っている関係機関、窓口についても同様に連携指数を算出したところ、平成20年5月現在では全地方事務所合計1.72、同21年5月現在では1.73を示している。

(3) 民事法律扶助

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

年度計画内容

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計71か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は36か所、地域事務所は14か所で

ある。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし3名の常勤弁護士を常駐させている。

なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記Ⅴ1(5)イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱った。

また、平成20年度末における契約弁護士・司法書士数は【資料10】のとおりであり、弁護士、司法書士ともに契約数は前年度末より増加している。ただし、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。

イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画

年度計画内容

民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート等の調査を企画立案する。

国民が弁護士及び司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにするために、日常生活の法律や福祉に関する困り事やその対応等に関する国民の意識や実態、国民一般の民事法律扶助サービス（無料法律相談や弁護士・司法書士等の費用の立替え等）に対するニーズを把握し、今後の施策の参考とするため、下記の調査項目について、①全国20歳以上の者3,000人を無作為抽出方法により実施し、②東京・大阪・京都の路上（ホームレス）及び自立支援施設において262人実施し、③扶助を利用した者1,229人を実施した。

（主な調査項目）

- ① 法律相談や裁判などの経験
- ② 法律に関する困り事とその対応
- ③ 福祉に関する困り事とその対応
- ④ 無料法律相談の認知度及び利用意向
- ⑤ 裁判費用立替制度の認知度及びその利用意向
- ⑥ 無料法律相談及び裁判をする場合の訴額の考え方

平成21年度においては、上記の調査結果を分析し、顕在化していない法的ニーズの把握及び支援センターへの利用へつながるための方策を検討する。

(4) 国選弁護人確保

ア 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

(ア) 国選弁護関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

また、平成20年9月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部において、国選弁護に関する諸規程の仕組み、契約締結の方法、国選弁護人の指名通知の方法、報酬基準の考え方及びその具体的内容、報酬及び費用の算定並びに支払の方法等について記載した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して同解説書を配布し、国選弁護関連業務に対する理解を得るために活用した。

(イ) 国選付添関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、国選付添関連業務について説明を行った。

また、支援センターは、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士等に対して、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書である「国選付添関連業務の解説」を配布した。

イ 常勤弁護士の採用・常駐

年度計画内容

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成20年度の常勤弁護士の配置については、上記Ⅴ 1 (3) ア「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである。

(5) 司法過疎対策

ア 地域事務所の設置等

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計71か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は22か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成20年度に新設されたのは、(ア)茨城県の牛久地域事務所、(イ)京都府の福知山地域事務所、(ウ)長崎県の五島地域事務所、(エ)長崎県の対馬地域事務所、(オ)宮崎県の延岡地域事務所、(カ)福島県の会津若松地域事務所、(キ)岩手県の宮古地域事務所の7か所である（【資料3】番号51、54、61、62、66～68）。

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

イ 常勤弁護士の巡回

年度計画内容

上記アの地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させること

により、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記4支部に近接する旭川地方事務所（【資料3】番号40）に配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱っている。

旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部に対する平成20年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。

(6) 犯罪被害者支援

年度計画内容

地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化を図る。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（注）に加盟するなどし（現在、同協議会が開催されていない1県を除く49地方事務所で加盟済み。）、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対して、速やかに支援センターをご案内・ご紹介いただける体制を確保するため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。

特に、被害者参加制度等が施行された12月1日に向け、ほとんどの地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議を複数回重ね、リーフレット等を犯罪被害者の方々に配布していただくよう協力依頼をするなど、当該制度において、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。また、制度施行に伴い、より一層、連携を強化し、制度が円滑に運用されるよう、実務担当者との協議を重ねた。このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関の講演に講師として参加、関係機関とともに街頭で広報活動

を行いリーフレット等を配布、あるいはイベントにブースを設置した。

このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。

(注) 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。

2 業務運営の効率化

年度計画内容

総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。

支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。また、事業の拡大に伴う物品等の調達については、その必要性、内容及び数量等を十分に精査するとともに、契約手続についても、競争性を高めるため、一般競争による手続を原則とし、随意契約による場合でも、企画競争や複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することを心掛けている。

さらに、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士及びその他の職員を確保する必要があるところ、常勤弁護士の確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図ったほか、所要の職員を採用して、体制を整備した。

(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

ア コールセンターにおける効率的な情報提供

年度計画内容

東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。

支援センターは、東京都内に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を集中的に行っている。また、運営は民間業者に委

託しており、平成20年度の契約内容は、同19年度の実績から、コールセンターにおける年間受付件数を電話は同数の30万件、メールは10,400件（前年度比約290%増）と推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直したことにより、同19年度契約金額より低額にするなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営を行っている。

また、平成20年度には、専門評価会社によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの対応品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得るとともに、当センターとして今後目指すべき品質基準を策定した。これにより、当センターとして一定の品質を維持・向上できるとともに、業務運営のさらなる効率化の参考とする。

イ 関係機関・団体データベースの活用等

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。
- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

平成20年7月4日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

上記Ⅴ 1 (2) イ (イ) 記載のとおり、全地方事務所等において地方協議会を開催し、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

(2) 民事法律扶助・国選弁護士確保

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

年度計画内容

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官、法科大学院

教員等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、各法科大学院の協力を得て、法科大学院教員等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施した（【資料4】番号19～26参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18～20年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を1,500部以上配布した。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

年度計画内容

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成20年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士、司法試験合格者を対象として行った説明会の実施状況については、上記Ⅴ 1 (1) ウ「常勤弁護士の確保」に記載のとおりである（【資料4】参照）。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

年度計画内容

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

平成19年度から司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、当初の任期（1年）を終了後、各地の支援センター法律事務所に異動する際の事務処理を円滑に行うため、異動時における受任事件の引継ぎに関するルールを定めるとともに、Q & Aを作成して、常勤弁護士に対して、想定される事例ごとに詳細な対応方法を示した。

また、平成20年12月1日から国選被害者参加弁護士制度が導入され、国選被害者参加弁護士としての活動が常勤弁護士の業務となったことから、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程を改正したほか、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂して、国選被害者参加弁護士としての業務手順を詳細に定めた。

なお、上記マニュアル改訂に際しては、加えて、常勤弁護士からの事件処理状況の報告書面等について、より入力方法を簡素化して、通常業務の支障とならないようにしており、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画室において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

年度計画内容

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を年に2回以上実施する。

平成20年度に常勤弁護士又は内定者（法曹経験者）に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、【資料45】のとおりである。

各支援センター法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

また、裁判員裁判の実施が迫っているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を導入した。

さらに、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であることから、ゼミ形式の研修を実施することにより、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成20年9月又は同21年1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施することとした。

常勤弁護士の増加により、支援センター本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要とを感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。

【資料45】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

年度計画内容

- ・ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。
- ・ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約（複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任するもの（上記Ⅳ 2 (3) ア (ア) 参照））についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版（同解説書には、一括契約は一括処理による効率化の見地から設けられた契約類型である旨が記載されている。）を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。

なお、平成20年度に、一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名通知がなされた事件の件数は合計304件（対象となった事件の実件数）であり、前年度の合計531件に比べて減少した（なお、即決事件の算定件数は、平成19年度は4,596件、同20年度は4,525件である（【資料25】参照））。

(3) 司法過疎対策

年度計画内容

上記Ⅴ 1 (5) の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成20年度の司法過疎地域事務所の設置状況については、上記Ⅴ 1 (5) ア

「地域事務所の設置等」に記載のとおりである（【資料3】番号50～71参照）。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 情報提供

ア FAQの充実等

年度計画内容

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

業務開始以降コールセンターに寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえFAQを随時更新・増加しており、平成20年度においては、このうち約750問をホームページで公開している。この他、裁判員制度に関するFAQについて、最高裁判所の協力を得て約450問を追加しており、平成20年11月から同21年1月の3ヶ月間で3,696件の裁判員制度に関する問い合わせに対応するなど、同制度の円滑な実施に寄与することにも努めた。

【資料46】裁判員制度についての問い合わせ

平成20年度においても、FAQ、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するとともに、オペレーターに対して実際の問い合わせ対応において情報の検索に時間がかかっていないかについてアンケート調査を実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のFAQ情報が増加した場合には、FAQ分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。

平成20年度は、利用者の満足度をより客観的・効果的に調査するため、平成19年7月から継続して実施しているウェブによる利用者アンケート調査のほかに、一定の期間を設けて、コールセンターの電話利用者と地方事務所の面談利用者を対象にアンケート調査を行っている。これは、ウェブによる利用者アンケートでは回答率が低く、利用者の満足度やニーズを把

握するにはサンプル数が少ないとの指摘を受け、より正確な評価を把握するために、実施したものである。

コールセンターにおいては、平成21年2月25日から同年3月24日までの間（総件数2万6,954件中2,098件回答。有効回答率7.7%）、電話によるコールセンター利用直後に満足度調査への協力を依頼し、応諾者の電話を調査会社が設置する自動音声アンケートシステムに電話を転送し、所定の設問にプッシュトーンで回答してもらう形式の満足度調査を行い、その結果、5段階評価で4.4の満足度を得た。地方事務所においては、平成20年10月1日から同年12月26日までの間（総件数5,659件中2,091件回答。有効回答率36.9%）、地方事務所において面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼するが、回答に当たっては職員の面前で記入するのではなく、無記名かつ封入した封筒には封をするなど客観的な評価を得られるよう十分留意した形式でアンケート調査を行い、その結果、5段階評価で4.4の満足度の評価を得た。

ウェブによる利用者アンケート調査における平成20年度の評価は3.6（コールセンターにおけるメール対応（総受電件数28万7,897件中16,287件）に対する評価を除くと、3.8の評価となる。）であり、数字としては、同19年度（5段階評価で3.6）と変わりなく、回答率も引き続き低い（平成20年度、同19年度とも約0.2%）。

支援センターの利用者にはインターネットの利用が困難な方が一定数おられることなどから、今後は平成20年度と同様、一定の調査期間を設けて行うアンケート調査も定期的に行うことにより、多面的な方向で、客観的な利用者の満足度を把握していく予定である。

また、コールセンターが提供するサービスについては、【資料48】のとおりに、平成20年度を通しての苦情が全体の0.3%程度であるなど、現状の質が必ずしも低いとは考えていないが、引き続き、FAQやオペレーターへの研修のさらなる充実、関係機関とより緊密な連携の確保、情報提供のサービス内容が周知されるような広報の徹底などにより、いずれの調査方式でも4以上の満足度を獲得できるよう、今後ともサービス向上に力を入れていくこととする。

【資料47】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）

【資料48】平成20年度コールセンターにおける受電内容の推移

イ 即日中の情報提供

年度計画内容

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことがある経験者

を配置する。

- ・ 地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に情報提供を行う。

地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を主に採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことがある経験者を配置した。また、多くの地方事務所においては、司法書士の協力も得ている。

各地方事務所における採用状況は、【資料49】のとおりである。

【資料49】資格・経験別窓口対応専門職員数

地方事務所に来訪した利用者に対しては、即日中に対応するが、情報提供窓口は予約優先性であるため、予約状況等により地方事務所での詳細な対応が難しい場合はコールセンターや他の関係機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。

(2) 民事法律扶助

ア 援助審査の合理化

年度計画内容

迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成19年度と比較して短縮する。

援助審査の合理化の具体的方法としては、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め、少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とすること、②審査の開催頻度を増加すること、③書面審査を活用することがある。

平成19年度までに援助審査の方法の合理化に取り組んでいなかった4箇所の地方事務所においては、同20年度に書面審査を活用するなど、援助審査の合理化を行い、既に何らかの方策を講じ、これを強化・維持している地方事務所と合わせると、すべての地方事務所が合理化を行った。

このような審査期間短縮に向けた取組にもかかわらず、平成20年度は、同19年度に比べて、代理援助が8万442件（16.7%増）、書類作成援助が5,101件（21.5%増）となったため、結果として、援助申込みから審査実施までの期間はほぼ横ばいとなっている。

援助審査は、援助要件を適切に判定して援助要件に該当する方が制度を利用できなくなることがないようにするとともに、不適当な援助開始決定が行われ、支出すべきでない援助資金が支出されることを防止するという、

民事法律扶助業務において重要な役割を担っている。これらの重要な機能を果たしつつ、代理人選任までの期間を短縮するためには、援助件数増も踏まえた審査の合理化、効率化の在り方とともに、法律相談援助の申込みからその実施までの日数の短縮化も援助申込から代理人選任までの期間短縮の一方策である。このような観点から、平成20年度の法律相談援助の申込みからその実施までの日数については、6 地方事務所で、前年度に比べてその日数を縮減した。今後、このような援助申込みから法律相談までの日数の短縮化を進めるとともに、事前審査の実施等により、援助審査の適正を確保しつつ、迅速な審査を可能にするような方策について検討し、実現していく予定である。

イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

年度計画内容

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、被害者支援に精通した弁護士を始めとした専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

犯罪の被害に遭われた方に対する平成20年度の法律相談援助件数は577件で、代理援助件数は186件であり、うち損害賠償命令申立事件が3件であった。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士が対応するのが望ましく、支援センターでは、精通弁護士を1,570名確保しており、うち1,370名が民事法律扶助の契約弁護士である。

なお、犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及しつつあると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努めていく必要がある。

ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

年度計画内容

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所においては、業務方法書・細則改正のポイント等、研修テーマに沿った各地方事務所独自の印刷物を配布する等、新規契約弁護士・司法書士及び契約弁護士・司法書士事務所職員に対する研修を実施した。

－実施状況－

- | | | |
|---|---------------|----------------|
| ① | 研修を実施した地方事務所数 | 34地方事務所 |
| ② | 研修実施回数 | 1回 20地方事務所 |
| | 〃 | 2回から3回 12地方事務所 |
| | 〃 | 4回以上 2地方事務所 |

また、今年度においては、本部主催により神奈川地方事務所、三重地方事務所、宮城地方事務所及び新潟地方事務所の4地方事務所において、「民事法律扶助業務に関する関連規則の改正等について」及び「リーガルアクセスの拡大と法テラス ～スタッフ弁護士の経験から～」のテーマによる研修を実施した。

(3) 国選弁護人確保

ア 関係機関との定期的な協議

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成20年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほか、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。

イ 指名通知に関する目標時間の設定等

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所・支部における目標時間は、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。なお、国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務

所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護士候補の指名通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における休日の指名通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名通知に至っている。業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものについても、翌日には指名通知が行われており、指名通知請求を受けてから24時間以内に指名通知を行うという処理時間の目安に沿った運用がなされている。

なお、国選付添についても、指名通知業務を行った地方事務所においては、おおむね所定の目標時間内に国選付添人候補の指名通知が行われている。

ウ 国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成20年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所で年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが12か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが28か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

裁判員裁判の実施及び被疑者国選の対象事件の拡大といった国選弁護制度の大きな変化を控え、増加する事件数に対応し得る契約弁護士の確保が当面の最も重要な課題であることから、各地方事務所において、国選弁護を担う弁護士の確保に努めた。その結果、国選弁護士契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、同20年4月1日時点で1万3,427名、同21年4月1日時点で1万5,556名となり、増加傾向にある。裁判員裁判の実施に向けて、各地において、模擬裁判をはじめとする様々な取組が行われているが、支援センターは、各地方事務所において、連日的開廷及び集中的訴訟準備に対応し得る国選弁護人の確保に向けて、弁護士会との間で協議を行った。

なお、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布するほか、上記の説明会等の機会を利用するなどの方法で研修を実施した。

エ 不祥事案の再発防止

支援センターは、平成21年2月、契約弁護士1名に対し、合計7件の被疑者国選弁護事件に関する報酬の請求において、被疑者との接見回数を実際よりも多く申告することにより過大な報酬を請求し、本来支払われるべき報酬との差額である30万円余りの支払を受けたことを理由に、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除の措置をとり、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して、同措置事案を通知し、再発防止に向けて会員に対する注意喚起等適切な対応をとるよう申し入れるとともに、同契約弁護士について警察に告訴した。なお、支援センターは、同契約弁護士に対し、過払いにかかる国選弁護報酬の返還を請求し、その全額の支払いを受けた。

国選弁護報酬はすべて国費で賄われており、このような国選弁護報酬の過大請求は絶対にあってはならないことである。支援センターでは、日本弁護士連合会その他関係機関と協議しつつ、接見の疎明資料を提出してもらう制度の導入など再発防止のための効果的な措置の検討を進めている。

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員の配置

年度計画内容

地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

全国10か所の地方事務所等（東京、神奈川、埼玉、川越、千葉、京都、兵庫、愛知、広島、札幌、）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。

また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。

イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施

年度計画内容

窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

犯罪被害者支援業務の中核をなす各地方事務所の担当職員等に対して研修を実施し、新規事業である被害者参加人のための国選弁護制度等、各種法改正等の法制度に関する知識の習得に努めた。また、地方事務所において取り扱った事例を参考に本部で作成した事例を使って、各種の制度がどのように利用できるかなどについて少人数のグループで協議し、これを共有するなど、より実践的な研修プログラムの実施等により、個々の職員のスキルアップを図った。さらに、全国的に均質な犯罪被害者支援業務の提供を目指し、実務上の問題点、課題等について意見交換を行った。

平成20年度における犯罪被害者支援業務研修の内容は、下記のとおりである。

(ア) 担当職員研修

実施時期・場所：平成20年10月28日～29日（東京）

内容：○ 刑事手続における被害者保護制度（被害者国選弁護制度の概要等）

○ 被害者国選弁護業務及び関連業務（①被害者国選弁護業務の業務手順、②日本弁護士連合会委託援助業務（犯罪被害者法律援助）の改正点等、③損害賠償命令申立事件と民事法律扶助）

○ 警察による被害者支援（警視庁）

○ 犯罪被害者支援に係る法実務（弁護士）

○ こころに病気があると思われる人からの相談への対応（東京都精神保健福祉センター）

○ 犯罪被害者の心理と対応の在り方「聞くこと」と「聴くこと」（臨床心理士）

(イ) 担当職員意見交換会

実施時期・場所：平成21年2月～3月（札幌、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡）※各回13時～17時10分

内容：○ 全体での意見交換（被害者国選弁護業務及び関連業務の運用状況と課題について ①コールセンターとの連携、②地方事務所間の連携、③地方事務所内の連携（他業務担当者との連携）、④関係機関（弁護士会、検察庁、裁判所等）との連携）

○ 事例に基づいたグループ検討

(ウ) 地方事務所窓口対応専門職員研修

地方事務所ごとに、上記(ア)の講義内容を収めたDVDや当該事務所における対応事例等を用いて、研修を実施した。

- (エ) コールセンターオペレーター全員を対象とした研修
被害者参加制度について

実施時期：第一回平成20年9月16日～18日

第二回平成20年11月25日～27日

- (オ) 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーターを対象とした研修

- ① 少年法・犯罪被害者等給付金支給法・配偶者暴力防止法・刑事訴訟法等の改正について

実施時期：平成20年5月14日

- ② 精通弁護士紹介・取次に関する復習・留意点について

実施時期：平成20年10月～11月にかけて随時

- ③ 被害者参加制度・被害者参加人のための国選弁護制度・損害賠償命令申立てに関する研修

実施時期：平成20年11月20日・26日

内容：被害者参加制度・被害者参加人のための国選弁護制度・損害賠償命令に関するオペレーターの役割、地方事務所との連携について

ウ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取

年度計画内容

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成20年度に1回以上設ける。

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等からご意見・ご要望をお聴きし、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施時期：平成21年2月～3月

回答機関・団体数：1,254（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

実施方法：各地方事務所からアンケートを郵送

聴取項目

- 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況
- 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況
- 支援センターとの連携（紹介・取次等）状況
- 支援センターに期待する事項
- 支援センターに対する被害者等からのご意見
- 支援センターのリーフレット等の活用可否

○ 支援センターのURLをホームページのリンク先に加えることの可否

○ その他ご意見・ご要望

支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、91.9%の関係機関・団体において認知されていた（前年度は91.4%）。被害者支援連絡協議会等における業務説明を始め、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてにおいて認知されているという地域が約半数に達した。

業務内容に関する調査結果については、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが82.7%（同76.9%）、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが87.8%（同81.2%）であり、いずれも着実に認知が高まっている。一方、精通弁護士の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%（同72.2%）であり、高い認知となっているが、犯罪被害者の経済状況に応じて、弁護士費用等に関する各種援助制度が利用できることなどについての認知は、約65%にとどまった。また、平成20年12月に施行された被害者参加人のための国選弁護制度については、制度施行から間もないこともあり、被害者参加弁護士の選定に関する業務を行っていることについて知っていたものが50.4%、当該制度を利用するに当たり必要な書類等がホームページに掲載されていることを知っていたものが16.7%と、認知が下がることが判明した。当該制度や民事法律扶助等の各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪被害者が経済的に困りの場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に、弁護士の援助を受けることが可能であることから、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度の更なる周知に努めることが重要である。また、これらの制度が適切に運用されるためには、より一層弁護士会等との連携・協力の促進が求められる。

連携（紹介・取次等）状況に関する調査結果については、支援センターから紹介を受けたという利用者がいたとの回答は18.1%（同15.2%）、逆に利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は39.5%（同29.7%）であった。

エ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保等

年度計画内容

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。

地方事務所長は、弁護士会会長から、以下の①又は②に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成21年4月1日現在、全国で1,570名（同19年3月31日現在1,185名、同20年3月1日現在1,261名）が登載されており、各弁護士会の協力を得ながら順調に増加している。

- ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士
 - ・ 犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
 - ・ 弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動
- ② 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士

犯罪被害者やご家族からのお問い合わせに応じ、全国の地方事務所で、前述のとおり合計696件の紹介を行った。

オ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度等の適切な情報提供等

年度計画内容

平成20年12月までに被害者参加制度及び損害賠償命令制度が施行されることに伴い、犯罪被害者が当該制度を適切かつ効果的に利用できるよう、適切な情報提供などを通じた支援の充実を図る。

被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度に関するFAQの作成には、新しい制度であることを考慮し、できる限り分かりやすい言葉を使用するよう配慮した。また、犯罪被害者支援リーフレットにこれらの制度について追記・改訂し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者に適宜配布いただくよう、周知・依頼を行っている。さらに、制度施行前後には、全国のほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラムに参加し、担当職員等による制度の説明や広報物（リーフレット、ポスター等）の配布を行った。

なお、ホームページにはこれらの制度の概要を掲載し、上記リーフレットや、被害者参加人のための国選弁護制度を利用する場合に必要な書類がダウンロードできるようにするなどした。

コールセンターにおいては、オペレーターに制度を周知するとともに、事案に応じて臨機応変に地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャートを作成し、地方事務所にも周知するなど、連携体制の構築を図

っている。制度施行前後に実施した全国職員研修等においては、当該制度の概要を把握しながら、具体的な事例においてどのように運用されるかなどについて説明、検討及び意見交換等を行った。その結果、刑事裁判の期日が切迫した事案であっても、関係機関や弁護士との連携のもと、迅速・円滑に対応できている。

カ 民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等

年度計画内容

資力に乏しい犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日弁連委託援助を利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、相談者がこれらの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載するなどして、コールセンター及び地方事務所において二次被害を極力避け、統一した対応が行えるよう配慮している。地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否か等を確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。

また、イ(ア)及び(イ)の職員研修等においては、被害者参加人のための国選弁護制度の施行に伴い、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助（犯罪被害者法律援助）との連携が、一層重要になること及びその連携方法等について、図表を用いた説明や具体的な事例による検討等を行った。

その結果、平成20年度内に全国で受け付けた29件の国選被害者参加事件で国選被害者参加弁護士候補として指名通知をした弁護士のうち、特に精通弁護士として紹介をしたものや民事法律扶助制度を利用して損害賠償等を重ねて担当したもの、又は、日本弁護士連合会委託援助制度を利用したものは18件（62%）あった。

(5) 司法過疎対策

年度計画内容

常勤弁護士が配置された上記Ⅴ 1 (5) の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成20年度までに司法過疎対策として設置した22か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の5.5割程度が4号有償事件、3割程度が民事法律扶助事件、1.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。

(6) 関係機関連携強化

年度計画内容

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。

上記Ⅴ1(1)イ記載のとおり、全地方事務所等において、平成20年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持っていただくとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、平成20年度のコールセンターの認知媒体における関係機関の件数は63,776件（前年度比75%増）であり、関係機関との連携が強化された。

4 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行い、環境を整える。

日本弁護士連合会委託援助業務については、日本弁護士連合会において弁護士用手引を作成し、配付するとともに、各地の弁護士会で研修を実施し、平成21年3月31日までに8,997人の弁護士及び90の弁護士法人との間で基本契約を締結した。また、従来、財団法人法律扶助協会が支部の自主事業として行っていた外国人、子ども、精神障害者等及び高齢者等に対する法律援助についても、全国一律にサービスを提供したことにより、これまで実績のなかった都道府県

においても援助が行われた。

中国残留孤児援護基金委託援助業務については、各種パンフレット等に掲載するなどして広報を行うとともに、身元未判明者あるいはその依頼を受けた弁護士からの問い合わせの際に制度の案内を行った。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

平成20年度の年間申込総件数は18,816件であった。支援センターがこの委託援助業務を開始した平成19年10月1日から同20年3月31日までの半年間の申込総件数が7,193件であるので、これを平年化して、同20年度の実績と比較すると、年間で5,000件近い伸びを示している。

援助業務別にみると、すべての業務において前年度を上回る申込件数を示しているが、特に刑事被疑者弁護援助、犯罪被害者法律援助及び高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助において件数の伸びが著しい。

日弁連委託援助業務の内、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助、難民認定法律援助及び犯罪被害者法律援助は、平成18年度まで、財団法人法律扶助協会が自主事業として行っていたものであり、その当時と比較しても、いずれの業務においても援助申込件数は大幅に伸びている。特に難民認定法律援助は5倍、犯罪被害者法律援助は3倍の利用申込があり、支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は着実に成果を上げて来ている。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

年度計画内容

財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

平成20年度は10件の援助申込があり、そのすべてについて、援助開始を決定した。

10件の内訳は、失踪宣告取消の審判申立が5件、就籍申立許可の審判申立が5件となっている。

5 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から3のとおりである。

なお、支援センターにおける平成20年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

6 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

8 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

年度計画内容

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。

(2) 人事に関する計画

年度計画内容

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。

ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務等を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成20年度には、新たに55名の常勤弁護士を確保し、合計151名の常勤弁護士を全国に配置した。

今後も引き続き、上記Ⅴ 1 (1) ウ「常勤弁護士の確保」において述べたような活動を積極的に行い、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、同年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。特に平成20年度においては、同21年5月以降の被疑者国選弁護対象範囲の拡大に伴い業務量が大幅に増大することが見込まれたことから、これに適切に対応するために各地方事務所ごとに職員増員の必要性の可否を検討し、その結果を踏まえて職員の採用計画を立案の上採用事務を行った。また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、

独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において、職員の給与は「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、平成18年12月、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

平成20年度においては、同人事評価システムに基づく人事評価を行い、その結果を平成20年6月及び12月支給の勤勉手当（賞与）に反映させるとともに、同21年1月の定期昇給にも反映させた。さらに、平成20年度は1級から3級在籍職員を対象に初めて昇格試験を実施し、勤務成績、能力、意欲等を公正・客観的に判断し昇格者を選考した。

以上

平成20事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注1)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	10,591	9,862	△ 729	(注2)
補助金等収入	515	256	△ 260	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注4)
事業外収入	49	99	50	
計	30,896	31,215	319	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注5)
物件費	1,845	2,838	994	(注6)
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	(注5)
物件費	511	575	64	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
計	30,896	29,641	△ 1,254	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことによる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 1 - 2

平成20事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注1)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
補助金等収入	515	256	△ 260	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注2)
事業外収入	49	99	50	(注3)
受託収入	1,508	1,561	53	
計	21,813	22,914	1,102	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注4)
物件費	1,845	2,838	994	
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
計	21,813	21,341	△ 472	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことによる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 1 - 3

平成20事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	9,083	8,300	△ 783	(注1)
計	9,083	8,300	△ 783	
支 出				
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	
物件費	511	575	64	
計	9,083	8,300	△ 783	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 1

平成20事業年度 収支計画

○法人単位

(単位: 百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	30,896	29,641	△ 1,254	
経常費用	30,896	29,641	△ 1,254	
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注1)
物件費	1,845	2,838	994	
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	
物件費	511	575	64	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	30,896	31,215	319	
前年度繰越金	0	1563	1,563	(注3)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	10,591	9,862	△ 729	(注2)
補助金等収入	515	256	△ 260	(注4)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注5)
事業外収入	49	99	50	
純利益	0	1,574	1,574	(注6)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,574	1,574	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注5)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注7)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 2

平成20事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	21,813	21,341	△ 472	
経常費用	21,813	21,341	△ 472	
事業経費	13,267	13,734	467	
うち民事法律扶助事業経費	12,870	13,092	222	
その他事業経費	397	642	245	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	7,037	6,045	△ 992	
うち人件費	5,193	3,207	△ 1,986	(注1)
物件費	1,845	2,838	994	
受託経費	1,508	1,561	53	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,417	1,470	53	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	91	91	0	
うち人件費	73	73	0	
物件費	18	18	0	
収益の部	21,813	22,914	1,102	
前年度繰越金	0	1563	1,563	(注2)
運営費交付金	10,395	10,395	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	1,508	1,561	53	
補助金等収入	515	256	△ 260	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	9,345	9,041	△ 305	(注4)
事業外収入	49	99	50	
純利益	0	1,574	1,574	(注5)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,574	1,574	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注6)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 3

平成20事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	9,083	8,300	△ 783	
受託経費	9,083	8,300	△ 783	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,388	6,217	△ 171	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,695	2,083	△ 612	
うち人件費	2,184	1,509	△ 675	
物件費	511	575	64	
収益の部	9,083	8,300	△ 783	
受託収入	9,083	8,300	△ 783	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 1

平成20事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	30,896	29,641	△ 1,254	
経常費用	30,896	29,641	△ 1,254	
業務活動による支出	30,896	29,641	△ 1,254	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	30,896	31,215	319	
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注2)
業務活動による収入	30,896	29,653	△ 1,243	
運営費交付金による収入	10,395	10,395	0	
受託収入	10,591	9,862	△ 729	(注1)
その他の収入	9,909	9,396	△ 513	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 2

平成20事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	21,813	21,341	△ 472	
経常費用	21,813	21,341	△ 472	
業務活動による支出	21,813	21,341	△ 472	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	21,813	22,914	1,102	
前年度繰越金	0	1,563	1,563	(注1)
業務活動による収入	21,813	21,352	△ 461	
運営費交付金による収入	10,395	10,395	0	
受託収入	1,508	1,561	53	(注2)
その他の収入	9,909	9,396	△ 513	(注2)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,212百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 3

平成20事業年度 資金計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	9,083	8,300	△ 783	
経常費用	9,083	8,300	△ 783	
業務活動による支出	9,083	8,300	△ 783	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	9,083	8,300	△ 783	
業務活動による収入	9,083	8,300	△ 783	
受託収入	9,083	8,300	△ 783	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成20年度日本司法支援センター契約状況表

第 1 表

総表

	件数		金額(円)	
	件	%		%
競争性のある契約	38	27.74	1,740,727,238	63.50
うち一般競争契約	33	24.09	1,405,791,113	51.28
うち企画競争	5	3.65	334,936,125	12.22
競争性のない随意契約	99	72.26	1,000,466,179	36.50
事務所・宿舍の賃貸借契約	74	54.01	192,392,355	7.02
会計監査人契約	1	0.73	36,750,000	1.34
他との互換性がない契約	8	5.84	199,854,522	7.29
官報公告契約	1	0.73	3,790,422	0.14
その他の契約	15	10.95	567,678,880	20.71
合計	137	100.00	2,741,193,417	100.00

競争契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (総合評価 の実施)	予定価格 (円)	落札率	相手方住所氏名	備考
1	法テラス子ども向けパンフレット作成	H20.4.11	2,268,000	入札	-	-	熊本市八幡10-2-181 敷島印刷株式会社	
2	平成20年3月期消費税確定申告書作成、それに伴う運営費交付金の使途特定の事前作業及び検証作業に係る業務一式	H20.5.8	2,803,500	入札	-	-	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー KPMG税理士法人	
3	広報用ポスターリーフレット印刷・発送業務	H20.5.14	3,871,350	入札	-	-	福井県敦賀市道口63号10-1 若越印刷株式会社	
4	労働者派遣委託契約	H20.6.2	4,394,250	入札	-	-	東京都千代田区内神田2-1-2 株式会社日経スタッフ	単価契約 1,800円/人/h (税抜)
5	民事法律扶助ニーズ調査業務委託一式	H20.7.8	8,190,000	入札	-	-	東京都中央区銀座6-16-12 社団法人新情報センター	
6	法律事務所用端末及びスタッフ弁護士用モバイルパソコンのリース契約一式	H20.8.8	19,271,700 (2,248,365)	入札	-	-	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	5年契約
7	定期広報誌印刷・発送契約一式	H20.9.4	9,109,700	入札	-	-	福井県敦賀市道口63号10-1 若越印刷株式会社	
8	情報システム運用保守・データセンター移設作業業務委託	H20.9.30	79,309,650 (47,998,650)	入札	-	-	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	運用保守の 契約期間3 年。 運用保守総 額 36,574,650円 移設作業総 額 42,735,000円
9	労働者派遣委託契約(下半期)	H20.10.1	7,299,888	入札	-	-	東京都中央区八重洲2-2-1 ヒューマンリソシア株式会社	単価契約 1,590円/人/h (税抜)
10	日本司法支援センターホームページ運用支援業務委託契約	H20.10.23	4,995,900	入札	-	-	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町16-2 株式会社ポートサイド印刷	
11	弁護士賠償責任保険契約	H20.10.31	1,597,160	入札	-	-	東京都新宿区西新宿1-26-1 株式会社損害保険ジャパン	
12	情報提供業務等に関する研修DVD制作業務委託	H20.11.10	2,415,000	入札	-	-	東京都新宿区愛住町19番地 株式会社サンシン	
13	インターネットデータセンター賃貸借契約	H20.11.14	72,240,000 (4,042,500)	入札	-	-	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	賃借の契約 期間2年半。 賃借料総額 68,197,500円 初期費用 4,042,500円
14	牛久地域事務所什器・備品等購入一式	H20.11.25	3,213,000	入札	-	-	茨城県水戸市東原3-3-28 有限会社森田商事	
15	牛久地域事務所改装工事一式	H20.11.25	4,305,000	入札	-	-	茨城県土浦市港町1-10-9 株式会社市村工務店	
16	熊本地方事務所間仕切り購入・設置一式	H20.11.25	6,142,500	入札	-	-	熊本市上熊本1-2-6 株式会社レイメイ藤井	
17	デジタルカラー複合機の保守付リース14台	H20.11.26	16,652,160 (832,608)	入札	-	-	東京都中央区日本橋本町1-5-4 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	5年契約
18	地域事務所業務用書籍	H20.12.4	2,736,954	入札	-	-	東京都新宿区愛住町19-16 富士ビル5F 株式会社三省堂書店	
19	地域事務所用消耗品一式	H20.12.11	1,869,000	入札	-	-	東京都千代田区神田淡路町2-21-15 株式会社東洋ノールツ	
20	平成21年度日本司法支援センター職員採用事務業務委託	H20.12.11	5,565,000	入札	-	-	東京都港区港南1-8-15 Wビル6階 ソフトブレーション・ヒューマン株式会社	

競争契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (総合評価 の実施)	予定価格 (円)	落札率	相手方住所氏名	備考
21	情報管理用ログ収集・解析ソフト等の供給一式	H20.12.19	20,947,237 (16,052,137)	入札	-	-	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通ビジネスシステム	初期導入費用16,052,137円 保守(3年契約)4,895,100円
22	法律事務所用端末及びスタッフ弁護士用モバイルパソコンのリース契約一式	H20.11.26	46,795,896 (2,339,793)	入札	-	-	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	5年契約
23	平成21年度法的トラブルQ&Aリーフレット印刷製本一式	H21.1.30	5,092,746	入札	-	-	福井県敦賀市道口63号 10番地の1 若越印刷株式会社	
24	指紋認証装置等一式の供給及び保守の委託一式	H21.1.30	26,239,500 (25,671,660)	入札	-	-	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	指紋認証装置等一式購入費 25,671,660円 保守(3年契約)567,840円
25	大阪地方事務所什器備品等一式	H21.2.18	2,499,000	入札	-	-	堺市堺区南清水町1-3-27 コガネ	
26	日本司法支援センター延岡地域事務所什器・備品等一式	H21.2.18	2,657,550	入札	-	-	宮崎県宮崎市赤江849-6 村田株式会社	
27	東京地方事務所多摩支部間仕切り購入・設置等一式	H21.2.20	10,160,000	入札	-	-	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
28	平成21年3月期消費税確定申告書作成、それに伴う運営費交付金の使途特定の事前作業及び検証作業に係る業務一式	H21.2.25	2,700,000	入札	-	-	東京都港区六本木1-6-1 KPMG税理士法人	
29	情報提供業務等におけるコールセンター運営業務委託一式	H21.2.27	942,900,000	入札 (総合評価実施)	-	-	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	21～22年度の2年契約
30	日本司法支援センター本部事務所改修工事	H21.3.12	51,975,000	入札	-	-	東京都新宿区西新宿1-25-1 大成建設株式会社	
31	日本司法支援センター本部事務所移転作業委託一式	H21.3.16	3,150,000	入札	-	-	東京都中央区入船3-1-13 株式会社イトーキ	
32	日本司法支援センター本部事務所什器・備品等一式	H21.3.16	8,732,850	入札	-	-	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンボー	
33	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣委託契約(21年度分)	H21.3.24	23,691,622	入札	-	-	東京都千代田区大手町1-7-2 株式会社ヒューマントラスト	

企画競争による契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (企画競争 の実施)	予定価 格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
1	平成20年度広報業務委託 一式	H20.6.17	76,000,000	随意 (企画競争実施)	—	—	本件は、法テラスコー ルセンターの受電件 数、認知度を上昇さ せるための広報業務 を委託するものでは あるが、広報の手法 には様々な方法があ るため、当方で細部 まで仕様を定めた上 で価格による競争を 図るよりも広くアイ デアを募った方が得 策との考えから、企 画案を募集し審査を 行い契約の相手方の 企画を選定した。本 企画案を具体化でき るのは、企画を提出 した本契約の相手方 以外に存在しないこ とから、その者(会 社)を契約の相手方 とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
2	法テラスコールセンター品質評価 業務 一式	H21.1.23	3,948,000	随意 (企画競争実施)	—	—	本件は、法テラスコー ルセンターにおける 電話対応の品質を評 価するものであるが 、評価の手法には様 々な方法があるため 、当方で細部まで仕 様を定めた上で価格 による競争を図るよ りも広くアイデアを 募った方が得策との 考えから、企画案を 募集し審査を行い契 約の相手方の企画を 選定した。本企画案 を具体化できるのは 、企画を提出した本 契約の相手方以外に 存在しないことから 、その者(会社)を 契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
3	平成21年度日本司法支援セン ター職員採用試験における問題作 成及び採点業務委託	H21.1.29	3,500,000	随意 (企画競争実施)	—	—	本件は、法テラスの職 員採用試験の問題作 成等を委託するもの であるが、試験問題 の内容等には様々な ものがあるため、当 方で細部まで仕様を 定めた上で価格によ る競争を図るよりも 広くアイデアを募っ た方が得策との考え から、企画案を募集 し審査を行い契約の 相手方の企画を選定 した。本企画案を具 体化できるのは、企 画を提出した本契約 の相手方以外に存在 しないことから、そ の者(会社)を契約 の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	埼玉県熊谷市新堀234-6 株式会社人事教育研究所	
4	平成21年度広報業務委託一式	H21.3.3	249,913,125	随意 (企画競争実施)	—	—	法テラスコールセン ターの受電件数、認 知度を上昇させるた めの広報業務を委託 するものであるが、 広報の手法には様々 な方法があるため、 当方で細部まで仕様 を定めた上で価格に よる競争を図るより も広くアイデアを募 った方が得策との考 えから、企画案を募 集し審査を行い契約 の相手方の企画を選 定した。本企画案を 具体化できるのは、 企画を提出した本 契約の相手方以外に 存在しないことから 、その者(会社)を 契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

企画競争による契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式 (企画競争 の実施)	予定価 格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
5	平成22年度職員採用試験におけるWeb適性試験問題作成等業務委託	H21.3.23	1,575,000	随意 (企画競争実施)	—	—	本件は、法テラスの職員採用に当たり、Web上での適性試験の実施を委託するものであるが、試験問題の内容やその実施方法には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集し審査を行い契約の相手方の企画を選定した。本企画案を具体化できるのは、企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者(会社)を契約の相手方とした。	会計規程 第17条第 1号	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 株式会社毎日コミュニケーションズ	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
1	北九州法律事務所賃借契約(借増し)	H20.7.28	7,560,000 (2,205,000)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	北九州市小倉北区魚町1-4-21 有限会社リアルエステートサー ビス	増加額のみ 月額借料 315,000円 2,891円/㎡
2	佐世保地域事務所事務所賃借 (借増し)	H20.8.5	2,028,000 (1,352,000)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県佐世保市島瀬町4-19 株式会社バードハウジング	増加額のみ 月額借料 169,000円 2,872円/㎡
3	松本地域事務所事務所賃借契約(借換え)	H20.11.1	11,010,900 (1,666,250)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長野県松本市丸の内8-3 有限会社松本法文化	月額借料 313,250円 2,121円/㎡
4	五島地域事務所賃借契約	H20.11.27	6,480,000 (720,000)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県五島市木場町302-6 有限会社九州開発	月額借料 180,000円 1,497円/㎡
5	茨城地方事務所牛久地域事務所・ 事務所賃借契約	H20.12.1	13,534,000 (2,014,000)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 280,000円 2,117円/㎡
6	岩手地方事務所宮古地域事務所・ 事務所賃借契約	H20.12.1	13,797,915 (1,834,453)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	岩手県宮古市栄町3-35 株式会社キャトル宮古	月額借料 249,317円 2,065円/㎡
7	対馬地域事務所賃借契約	H20.12.1	3,907,500 (907,500)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県対馬市厳原町中村60 6番地3 株式会社太田商店	月額借料 150,000円 1,545円/㎡
8	会津若松地域事務所賃借契約	H20.11.25	6,256,650 (1,216,650)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	福島県喜多方市熱塩加納町 熱塩字熱塩甲807 有限会社ホテルふじや	月額借料 210,000円 1,584円/㎡
9	京都地方事務所福知山地域事務所・ 事務所賃借契約	H21.1.26	11759,600 (1,396,100)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	京都府福知山市中ノ52 中川薬品株式会社	月額借料 285,600円 2,861円/㎡
10	宮崎地方事務所延岡地域事務所 賃借契約	H21.2.26	4,800,000 (907,500)	随意	—	—	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であるため。	会計規程 第17条第 1号	宮崎市祇園2-78 株式会社テレビ宮崎	月額借料 320,000円 1,879円/㎡
11	島根地方事務所借上宿舍	H20.8.25	1,920,000 (857,000)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 80,000円 12,96円/㎡
12	神奈川地方事務所借上宿舍	H20.9.1	1,606,800 (948,060)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 129,100円 2,017円/㎡
13	神奈川地方事務所借上宿舍	H20.9.1	1,648,800 (923,910)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 133,000円 1,873円/㎡
14	愛知地方事務所借上宿舍	H20.9.4	1,110,000 (610,500)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	愛知県名古屋市中区錦3-5-27 独立行政法人都市再生機構 中部支社	月額借料 87,200円 1,729円/㎡
15	函館地方事務所江差地域事務所 借上宿舍	H20.9.4	1,690,000 (552,500)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	北海道函館市美原4-7-22 株式会社ユニ	月額借料 65,000円 1,170円/㎡
16	沖縄地方事務所借上宿舍	H20.9.4	2,659,750 (840,533)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 80,000円 1,297円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
17	広島地方事務所借上宿舍	H20.9.4	2,965,200 (1,092,533)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 10,400円 1,310円/㎡
18	福岡地方事務所北九州支部借上宿舍	H20.9.5	1,081,200 (588,653)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構 九州支社	月額借料 87,200円 1,282円/㎡
19	静岡地方事務所借上宿舍	H20.9.5	2,608,650 (1,012,150)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都港区虎ノ門3-18-6 台場リアルティ株式会社	月額借料 93,000円 1,782円/㎡
20	山口地方事務所借上宿舍	H20.9.8	2,103,750 (793,750)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	山口県下関市岬之町8-5 山口第一株式会社	月額借料 75,000円 1,224円/㎡
21	長崎地方事務所佐世保地域事務所借上宿舍	H20.9.13	2440350 (920,750)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 87,000円 1,338円/㎡
22	本部中野坂上分室借上宿舍	H20.9.25	1,642,440 (825,782)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 13,300円 2,150円/㎡
23	函館地方事務所借上宿舍	H20.11.28	2,214,250 (415,540)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	月額借料 85,000円 1,370円/㎡
24	釧路地方事務所借上宿舍	H20.12.1	2,960,250 (664,920)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 105,000円 1,544円/㎡
25	長崎地方事務所五島地域事務所借上宿舍	H20.12.3	1,475,550 (320,550)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 51,000円 879円/㎡
26	長崎地方事務所老岐地域事務所借上宿舍	H20.12.3	1,626,900 (414,512)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県老岐市郷ノ浦町田中触 945番地1 山一不動産株式会社	月額借料 58,000円 950円/㎡
27	長崎地方事務所対馬地域事務所借上宿舍	H20.12.11	1,486,650 (385,650)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 50,000円 943円/㎡
28	埼玉地方事務所熊谷地域事務所借上宿舍	H20.12.15	1,711,200 (484,840)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 138,400円 1,922円/㎡
29	鹿児島地方事務所奄美地域事務所借上宿舍	H20.12.16	1,067,250 (479,884)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 65,000円 1,160円/㎡
30	沖縄地方事務所借上宿舍	H20.12.17	1,911,000 (406,200)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 67,000円 1,218円/㎡
31	兵庫地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,064,160 (283,780)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 85,200円 1,494円/㎡
32	埼玉地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,189,440 (317,180)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 95,200円 1,442円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
33	大阪地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,322,400 (367,340)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	月額借料 106,100円 1,607円/㎡
34	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,590,000 (441,660)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 125,800円 2,246円/㎡
35	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,677,120 (447,230)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 133,200円 2,296円/㎡
36	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,713,600 (476,000)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 138,200円 2,303円/㎡
37	東京地方事務所借上宿舍	H20.12.19	1,716,000 (484,840)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 137,100円 2,077円/㎡
48	長崎地方事務所借上宿舍	H20.12.19	2,700,600 (676,532)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 92,000円 1,559円/㎡
39	山口地方事務所借上宿舍	H20.12.19	2,925,000 (720,000)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 100,000円 1,470円/㎡
40	岐阜地方事務所借上宿舍	H20.12.20	1,328,850 (627,510)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	岐阜市若竹町2-26 丸丹製材合資会社	月額借料 72,000円 1,333円/㎡
41	静岡地方事務所沼津地域事務所借上宿舍	H20.12.20	2,187,225 (518,625)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	静岡県沼津市大手町5-2-12 株式会社すぎやま	月額借料 69,000円 1,568円/㎡
42	岐阜地方事務所借上宿舍	H20.12.21	2,970,975 (758,490)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 99,500円 1,421円/㎡
43	栃木地方事務所借上宿舍	H20.12.21	3,144,750 (770,450)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 107,000円 1,813円/㎡
44	熊本地方事務所借上宿舍	H20.12.22	1,027,200 (471,845)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 64,000円 1,185円/㎡
45	奈良地方事務所借上宿舍	H20.12.22	1,528,800 (403,430)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	月額借料 123,000円 1,757円/㎡
46	群馬地方事務所借上宿舍	H20.12.22	2,120,650 (601,780)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	香川県さぬき市津田町津田1-489-1 有限会社タートル	月額借料 73,000円 1,351円/㎡
47	大阪地方事務所借上宿舍	H20.12.24	1,313,040 (346,490)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 105,200円 1,724円/㎡
48	岩手地方事務所宮古地域事務所借上宿舍	H20.12.24	1,596,000 (304,500)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	月額借料 60,000円 1,034円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
49	愛媛地方事務所借上宿舍	H20.12.24	2,220,000 (552,903)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 75,000円 1,013円/㎡
50	茨城地方事務所借上宿舍	H20.12.24	2,897,000 (646,400)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	茨城県ひたちなか市勝田中央 3-3 株式会社日立ライフ勝田営業 所	月額借料 100,000円 1,515円/㎡
51	大阪地方事務所借上宿舍	H20.12.25	1,296,720 (345,790)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	大阪府城東区森之宮1-6- 85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	月額借料 103,900円 1,924円/㎡
52	香川地方事務所借上宿舍	H20.12.26	2,327,800 (642,477)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	香川県高松市花園町1-1- 5 太平ビルサービス株式会社高 松支店	月額借料 76,000円 1,688円/㎡
53	静岡地方事務所借上宿舍	H20.12.26	2,500,200 (627,619)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	静岡市駿河区曲金5-4-38 有限会社グレース鷹匠	月額借料 84,000円 1,615円/㎡
54	福島地方事務所借上宿舍	H20.12.26	2,879,750 (482,400)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 95,000円 1,283円/㎡
55	三重地方事務所借上宿舍	H20.12.28	2,190,750 (257,190)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 75,000円 1,315円/㎡
56	長崎地方事務所借上宿舍	H21.1.4	3,225,750 (799,620)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	長崎県松島町8-1 株式会社安中集栄堂	月額借料 115,000円 1,619円/㎡
57	東京地方事務所借上宿舍	H21.1.20	1,659,000 (304,150)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5- 1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 133,600円 2,055円/㎡
58	大阪地方事務所借上宿舍	H21.2.20	1,246,800 (131,610)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5- 1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 96,900円 2,253円/㎡
59	福知山地域事務所借上宿舍	H21.3.1	1,900,050 (409,460)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 61,000円 1,016円/㎡
60	会津若松地域事務所借上宿舍	H21.3.1	2,112,700 (384,750)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	福島県会津若松市町北町大 字藤室字藤室721-1 株式会社弓田建設	月額借料 74,000円 1,681円/㎡
61	会津若松地域事務所借上宿舍	H21.3.1	2,569,750 (384,750)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 95,000円 1,397円/㎡
62	愛知地方事務所借上宿舍	H21.3.6	1,828,800 (96,520)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5- 1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 148,600円 2,063円/㎡
63	福知山地域事務所借上宿舍	H21.3.7	1,928,250 (420,669)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	個人につき非公表	月額借料 65,000円 1,326円/㎡
64	大阪地方事務所借上宿舍	H21.3.12	1,336,800 (13,068)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第 1号	東京都新宿区西新宿6-5- 1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 104,400円 2,047円/㎡

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
65	延岡地方事務所借上宿舍	H21.3.15	1,079,250 (300,540)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	宮崎県延岡市昭和町2-55 岸上不動産管理株式会社	月額借料 65,000円 955円/㎡
66	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.17	1,569,840 (39,250)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 118,300円 2,275円/㎡
67	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,263,840 (4,528)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 100,500円 1,675円/㎡
68	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,318,320 (7,320)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 105,200円 2,104円/㎡
69	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,365,120 (15,170)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 108,300円 2,166円/㎡
70	日本司法支援センター本部借上宿舍	H21.3.23	1,446,000 (1,558)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 115,100円 2,131円/㎡
71	東京地方事務所借上宿舍	H21.3.23	1,484,400 (16,490)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	月額借料 108,300円 2,166円/㎡
72	秋田地方事務所借上宿舍	H21.3.23	1,563,000 (186,870)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 60,000円 1,304円/㎡
73	静岡地方事務所借上宿舍	H21.3.25	2,384,250 (431,991)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	個人につき非公表	月額借料 85,000円 1,287円/㎡
74	岩手地方事務所借上宿舍	H21.3.28	1,657,950 (290,523)	随意	—	—	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が、契約物件以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	岩手県二戸郡一戸町字向町3-9 有限会社DIO企画	月額借料 55,000円 1,222円/㎡
75	会計監査人との監査契約	H20.8.28	36,750,000	随意	—	—	法務大臣から選任された会計監査人との契約であるため。	会計規程 第17条第1号	東京都千代田区内幸町2-2-2 あずさ監査法人	
76	年度決算対応支援作業委託	H20.4.8	4,136,832	随意	—	—	現行の業務システムの専門的な操作を通じての支援業務となる本件について対応が可能である者は、同システムの開発業者である相手方のみであるため。	会計規程 第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
77	日本司法支援センター情報提供等システム追加開発請負契約	H20.7.18	151,683,840	随意	—	—	契約の相手方は、本システムの開発業者であり、追加開発業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程 第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
78	情報提供等システムに係るアプリケーションソフト保守業務委託	H20.11.1	23,349,480	随意	—	—	本システムの初期開発及び追加開発は(株)富士通によって行われており、システムを熟知し、トラブル等に迅速・確実に対応できるのは同社以外に存在しないため。	会計規程 第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
79	IP電話器購入(設定作業含む)	H20.11.25	4,987,710	随意	—	—	IP電話機を増設するには、PBX機器に接続する必要があるところ、その接続ができる機器を提供できるのは、PBX機器の落札業者である本件契約の相手方以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-27株式会社富士通ビジネスシステム	
80	業務用端末セットアップ作業	H20.12.1	1,092,000	随意	—	—	富士通(株)が開発したシステムにつき、そのシステムを熟知した上で配線、設定作業をできるのは、同社の関連会社である契約の相手方以外存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
81	ルータ(10式)購入及び設定作業	H20.12.1	1,423,800	随意	—	—	富士通(株)が開発したシステムにつき、そのシステムを熟知した上で配線、設定作業をできるのは、同社の関連会社である契約の相手方以外存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
82	コールセンター移転及び本部統合に伴うネットワーク設計・構成変更作業業務委託	H20.12.19	9,429,000	随意	—	—	元契約(一般競争入札No.8:情報システム運用保守・データセンター移設作業業務委託)と極めて密接に関連する変更作業業務であり、元契約受注者以外の者に発注することは困難であるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区晴海1-8-12住商情報システム株式会社	
83	指紋認証装置等一式及び情報管理用ログ収集・解析ソフト等一式のシステム導入支援業務委託一式	H21.2.6	3,622,500	随意	—	—	契約の相手方は、センターの情報提供等システムの運用保守を行っており、当システムに新たなソフトを組込む業務を安全確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区晴海1-8-12住商情報システム株式会社	
84	平成19年度日本司法支援センター財務諸表官報公告掲載委託契約	H20.10.23	3,790,422	随意	—	—	官報への掲載委託先は契約の相手方以外に存しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区虎ノ門2-2-4独立行政法人国立印刷局	
85	愛知地方事務所電気設備等工事	H20.8.22	5,040,000	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	名古屋市中区錦1-18-22株式会社竹中工務店	
86	法テラス岐阜 改修工事	H20.12.2	3,696,000	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	岐阜県岐阜市美江寺町1-27第一住宅相互株式会社	
87	法テラス長崎 改修工事	H20.12.2	3,885,000	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市早良区2-26-18有限会社 シマイ住建	
88	法テラス宮古 改修工事	H20.12.8	4,074,000	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	岩手県金石市新町7-46有限会社 森建設	
89	法テラス多摩(八王子)原状回復工事	H21.2.27	3,000,000	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	東京都文京区小石川4-22-2大星ビル管理株式会社	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
90	法テラス多摩 電気設備等工事	H21.2.27	6,195,000	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	東京都立川市曙町2-31-15 鹿島建設	
91	法テラス多摩 立川旧事務所原状回復工事	H21.3.9	3,798,900	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区早稲田町69番地 株式会社ビー・エイチ・エス	
92	法テラス阪神設備及び改修工事	H21.3.12	6,510,000	随意	—	—	建物及び設備の維持管理上の必要性から、契約の相手方となるべき者が貸し主から指定されたため。	会計規程第17条第1号	大阪府大阪市中央区釣鐘町2-4-7 西松建設株式会社(関西支店)	
93	福岡地方事務所新聞広告掲載業務委託契約	H20.9.16	1,680,000	随意	—	—	県内の発行部数シェアで4割を占める西日本新聞への広告取扱代理店は契約の相手方のみであり、競争の相手が存しないため。	会計規程第17条第1号	福岡市中央区天神1-4-1 株式会社西新広福岡	
94	京都地方事務所電話帳広告掲載業務委託契約	H21.1.21	1,644,000	随意	—	—	京都におけるNTT電話帳への広告掲載は、契約の相手方が唯一の取引先となっており、他に競争相手がおらず、その性質上競争に適さないため。	会計規程第17条第1号	大阪市西区江戸堀1-11-4 エヌ・ティ・ティ関西電話帳株式会社	
95	岡山地方事務所NTTタウンページ 広告掲載業務委託契約	H21.3.23	2,387,700	随意	—	—	岡山におけるNTT電話帳への広告掲載は、契約の相手方が唯一の取引先となっており、他に競争相手がおらず、その性質上競争に適さないため。	会計規程第17条第1号	広島県広島市西区商工センター2-6-1 エヌ・ティ・ティ中国電話帳株式会社	
96	判例検索ソフト「判例秘書」 賃貸 借契約	H20.10.1	1,130,850	随意	—	—	常勤弁護士の利用しやすさや常勤弁護士が他の法テラス法律事務所に異動することもあることを考慮して、すべての法テラス法律事務所に本判例検索ソフトを導入しているところ、本判例検索ソフトは、契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外では、賃借を受けることは不可能であり、その結果、販売店間での競争も不可能であるため、同人(同社)と契約を締結した。	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
97	判例検索ソフト「判例秘書」 賃貸 借契約	H21.1.1	1,506,750	随意	—	—	常勤弁護士の利用しやすさや常勤弁護士が他の法テラス法律事務所に異動することもあることを考慮して、すべての法テラス法律事務所に本判例検索ソフトを導入しているところ、本判例検索ソフトは、契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外では、賃借を受けることは不可能であり、その結果、販売店間での競争も不可能であるため、同人(同社)と契約を締結した。	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	

随意契約一覧表

No.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) 上段(契約総額) 下段(20年度金額)	契約方式	予定 価格	落札率 (%)	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名	備考
98	社会保険関係規程作成等に関する委託契約	H20.4.1	3,130,680	随意	—	—	当センター特有の雇用形態や勤務実態の形態に対する労働法令上の取扱いに精通し、労働法令上の事務を遺漏なく迅速に処理することができる者は、契約の相手方以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿7-2-6 社会保険労務士法人開東社会保険労務事務所	
99	平成20年度コールセンター構築・運営等業務委託契約	H20.4.1	520,000,000	随意	—	—	契約の相手方は平成18年度から当該業務を実施し、その間、フォローアップ調査等の付随業務やシステム改修も行っており、その信頼性は高く評価できる。また、当センターの業務内容に精通していることから、当センターが要求する業務を適正かつ高いレベルで提供できる者は契約の相手方以外に存しない。さらに、コールセンターに設置済みの設備等について新たな設置費用が不要であり、他社と比較して有利な価格で契約を締結することができるため。	会計規程第17条第1号・3号	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	

○会計規程

第17条 次の各号に掲げる契約を締結する場合においては、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争に適しないとき
- 二 緊急の必要により競争入札によることができないとき
- 三 競争入札によることが不利と認められるとき
- 四 契約の予定価格が少額であるとき
- 五 その他業務運営上特に必要があるとき

○契約事務取扱細則

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの

「平成20年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）におけるすべての契約のうち、いわゆる少額随契（※注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

「競争性のある契約」については、件数が38件で上記記載要件を満たす契約全体の約28%、金額が約17億4073万円で全体の約64%であり、金額において全体に占める比率が高くなっている。

一方、「競争性のない随意契約」については、件数が99件で全体の約72%、金額が約10億47万円で全体の約37%と、件数における比率が高くなっている。これは、主に、支援センターが全国規模の組織である性質上、事務所や職員宿舎の賃貸借契約件数が74件と多数に上り、全体の件数（137件）の約54%を占めていることによる。こうした土地・建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でない」と行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民に利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舎の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の等級に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

上記事務所・宿舎の賃貸借契約以外では、会計監査人契約が1件で全体の約

1 %、他との互換性がないシステム関係の契約が 8 件で全体の約 6 %、官報公告の契約が 1 件で全体の約 1 %をそれぞれ占めている。

これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得ないものである。

注) いわゆる少額随契が可能な金額については、国におけるそれと同じである。

2 上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第 1 表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「その他の契約」については、その件数が 15 件で全体の約 11 %、金額にして約 5 億 6 7 6 8 万円で全体の約 21 %となっている。これらの契約案件について、随意契約とした各理由は下記のとおりである。

(1) 第 3 表「随意契約一覧表」No. 85～92 の「改修工事」等

これらは、事務室の改修等の工事契約であり、建物及び設備の維持管理上の必要性から契約の相手方となるべき者が当該事務所の賃貸人から指定されているものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(2) 同表 No. 93～95 の「広告掲載業務委託」

これらは、新聞やタウンページへの法テラスの広告掲載を委託するものである。これらの広告掲載業務については、新聞社等の関連会社が行っており、これらの契約の相手方以外の者が取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 同表 No. 96～97 の「判例検索ソフト賃貸借契約」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約である。支援センターでは、同ソフトに搭載されている判例件数はもとより、判例から判例タイムズ等の主要法律文献（10 文献）にリンクできるなどその使い勝手の良さや常勤弁護士が他の法テラス法律事務所に異動することを考慮して、支援センターの全国の法律事務所に統一的に本ソフトを導入しているところ、本ソフトは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであり、その結果、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

(4) 同表 No. 98 の「社会保険関係規程作成等に関する委託契約」

本件は、就業規則等の各種規程の作成や労働法令に基づく各種書類の作成等を専門家に委託するものであり、契約の相手方が支援センター特有の雇用形態や勤務形態に対する労働法令上の取扱いに精通している等の理由により

随意契約としたものであったが、本件の平成21年度契約（平成21年4月1日契約締結）については、競争契約に移行した。

（5）同表 No. 99 の「平成20年度コールセンター構築・運営等業務委託契約」

本件は、契約の相手方が支援センターの業務開始当初から本業務の委託を受けているものであり、支援センターの業務内容に精通している上、支援センターの業務を行うのに適した設備を有しているため、いわゆるイニシャルコストが不要であり、契約の相手方と契約する方が他の者と契約するよりも有利であることから、同人（同社）と随意契約したものであったが、本件の平成21年度契約については、競争契約（総合評価）に移行している（第2表の1「競争契約一覧表」のNo. 29 参照）。

3 予定価格及び落札率の公表について

支援センターの契約は、毎年ほぼ同種の契約を行っているところ、仮に予定価格及び落札率を明らかにすると、それ以降の同種の契約に際して予定価格が推認され、その結果、①談合等の場合の協定価格に利用されるおそれがある、②競争契約に限らず契約の相手方が1者（社）に限られる競争性のない随意契約（いわゆる性質随契）案件においても、契約金額が高止まりする等の弊害を生じやすいとの認識から、予定価格及び落札率は公表しないこととしている。

なお、政府内においても、同様の理由により、上記各事項については公表対象から除外している省庁も存すると承知している。

4 契約事務に係る執行体制について

支援センターにおける契約事務は、地方事務所等（94か所）で取り扱う予定価格が50万円以下の契約案件を除き、総務部財務会計課ですべての案件を処理している。

財務会計課の組織体制は課長以下8名で構成されているが、同課においては、この体制で契約事務のほか、財務管理、資産管理、支払事務及び外部監査対応等、支援センターの会計に関するすべての業務を行っている。

なお、平成21年度においては、地方事務所等で取り扱うことができる契約の範囲の一部（広報）を、予定価格100万円以下と拡大し、総務部財務会計課の事務量の軽減を図った（契約事務取扱細則の一部改正。平成21年6月22日改正、7月1日施行予定）。

【資料１】 日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成21年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	102-0073	東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6F	0503383-5333	03-3222-1091
中野坂上分室	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	同上	03-5358-1057
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
渋谷出張所	150-0002	渋谷区渋谷3-10-13 渋谷Rサンケイビル8F	0503381-2285	03-3409-4048
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0041	熊谷市宮町1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部会館2F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業櫛第2ビル	0503383-5447	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8601	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902

上記のFAX番号等は、変更されているものがありますので、各事務所に確認してください。

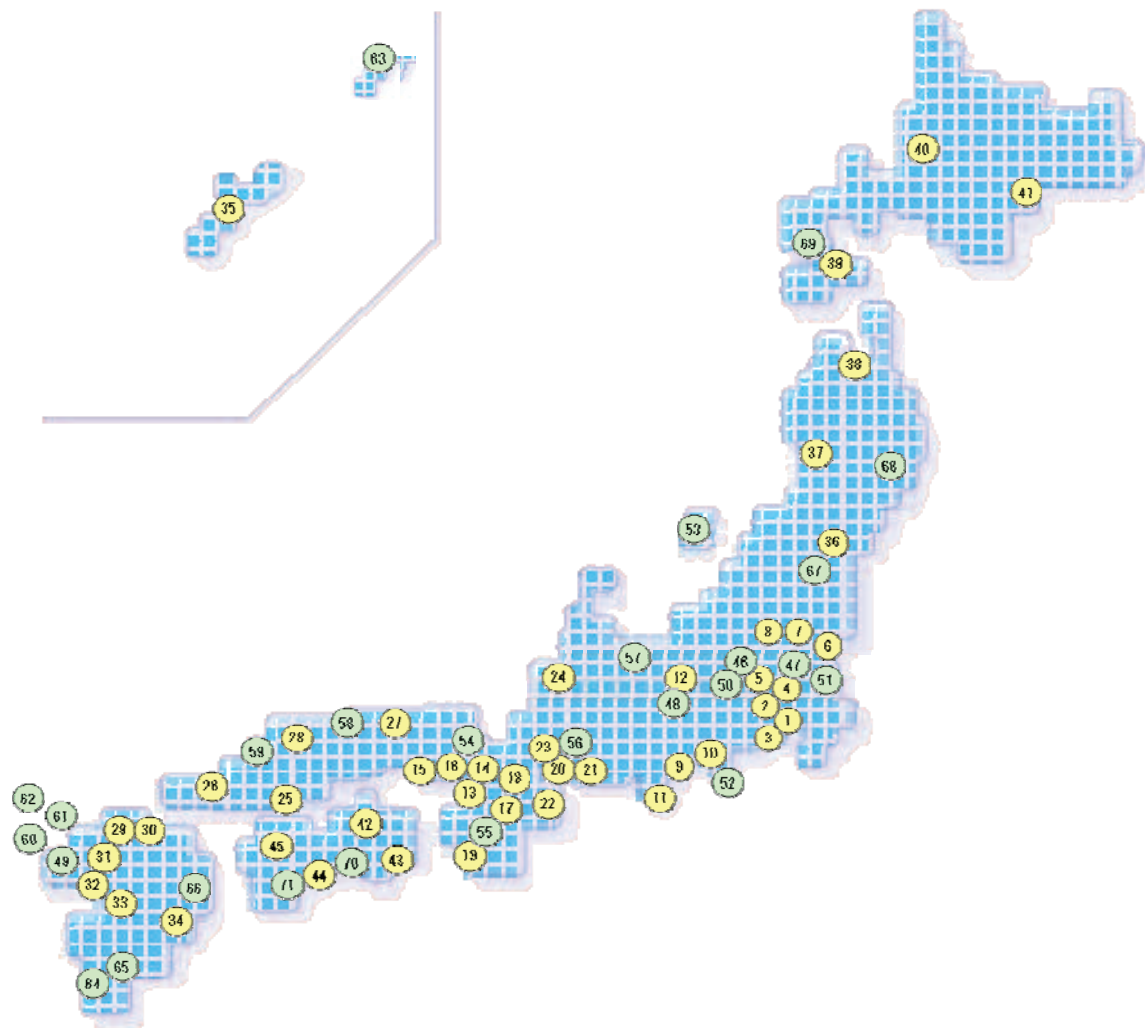
事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
可児地域事務所	509-0214	可児市広見1-34-1 三洋堂可児ビル1F	0503383-0005	0574-61-2940
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0046	魚津市上村木1-20-30 魚津商工会議所第二会館1F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエスビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 パードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F	0503383-5535	022-263-4558
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22	0503383-0521	0242-24-3903
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都銀行本店別館6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

上記のFAX番号等は、変更されているものがありますので、各事務所に確認してください。

【資料 2】 日本司法支援センターのあゆみ（～平成21年3月31日）

平成 11 年 7 月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成 13 年 6 月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12 月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成 14 年 3 月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成 16 年 6 月	総合法律支援法公布
11 月～12 月	全国 50 か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成 17 年 9 月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成 18 年	
4 月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4 月28日	法務大臣、中期計画を認可
5 月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する 契約約款を認可
5 月31日	第 1 回全国地方事務所長会議を開催
10 月 2 日	業務開始
12 月14日	4 月 10 日を「法テラスの日」とすることを決定
平成 19 年	
3 月30日	総合法律支援法第 30 条第 2 項に規定する業務について、日本弁護士連 合会、（財）中国残留孤児援護基金との契約締結
10 月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
平成 20 年	
4 月10日	寺井一弘理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
7 月31日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款の変更を認可（算定基準 関連）
11 月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可、業務 方法書・法律事務取扱規程・国選付添人の事務に関する契約約款の変更 を認可

【資料 3】 常勤弁護士配置先一覧（平成 21 年 3 月 31 日現在）



地方事務所（38か所）・支部（7か所）	
1 東京地方事務所	24 福井地方事務所
2 東京地方事務所多摩支部	25 広島地方事務所
3 神奈川地方事務所	26 山口地方事務所
4 埼玉地方事務所	27 鳥取地方事務所
5 埼玉地方事務所川越支部	28 島根地方事務所
6 茨城地方事務所	29 福岡地方事務所
7 栃木地方事務所	30 福岡地方事務所北九州支部
8 群馬地方事務所	31 佐賀地方事務所
9 静岡地方事務所	32 長崎地方事務所
10 静岡地方事務所沼津支部	33 熊本地方事務所
11 静岡地方事務所浜松支部	34 宮崎地方事務所
12 長野地方事務所	35 沖縄地方事務所
13 大阪地方事務所	36 福島地方事務所
14 京都地方事務所	37 秋田地方事務所
15 兵庫地方事務所	38 青森地方事務所
16 兵庫地方事務所阪神支部	39 函館地方事務所
17 奈良地方事務所	40 旭川地方事務所
18 滋賀地方事務所	41 釧路地方事務所
19 和歌山地方事務所	42 香川地方事務所
20 愛知地方事務所	43 徳島地方事務所
21 愛知地方事務所三河支部	44 高知地方事務所
22 三重地方事務所	45 愛媛地方事務所
23 岐阜地方事務所	

地域事務所（26か所）	
46 熊谷地域事務所	59 浜田地域事務所
47 下妻地域事務所	60 香取地域事務所
48 松本地域事務所	61 五島地域事務所
49 佐世保地域事務所	62 対馬地域事務所
50 秩父地域事務所	63 奄美地域事務所
51 牛久地域事務所	64 指宿地域事務所
52 下田地域事務所	65 鹿屋地域事務所
53 佐渡地域事務所	66 延岡地域事務所
54 福知山地域事務所	67 会津若松地域事務所
55 南和地域事務所	68 宮古地域事務所
56 可児地域事務所	69 江差地域事務所
57 魚津地域事務所	70 須崎地域事務所
58 倉吉地域事務所	71 安芸地域事務所

【資料４】 常勤弁護士就職説明会等実施状況

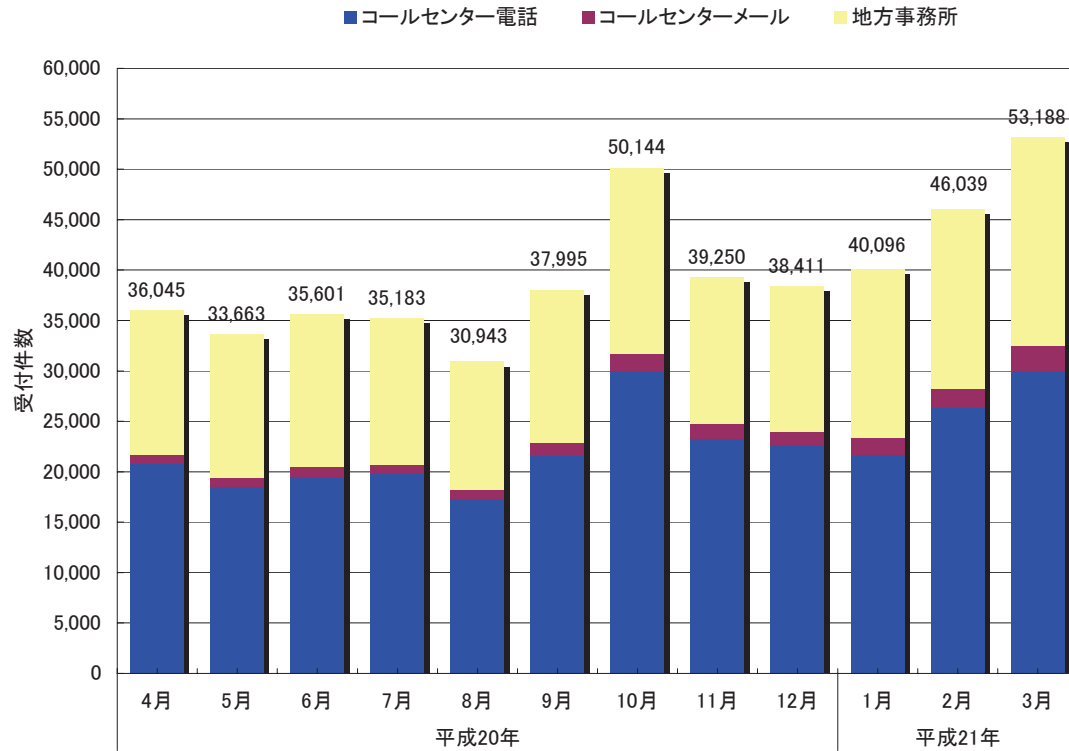
日本弁護士連合会、単位弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
1	平成20年 4月	東京都	司法修習生	487人
2	4月	東京都	司法修習生	433人
3	5月	東京都	司法修習生・弁護士	86人
4	6月	大阪府	司法修習生	95人
5	10月	東京都	司法修習生	185人
6	10月	東京都	司法修習生	235人
7	10月	大阪府	司法修習生・弁護士	151人
8	10月	宮城県	司法修習生	7人
9	10月	東京都	司法修習生	186人
10	12月	東京都	司法修習生	27人
11	12月	大阪府	司法修習生	320人
12	12月	北海道	司法修習生	50人
13	平成21年 2月	愛知県	司法修習生	136人
14	2月	東京都	司法修習生	944人
15	2月	東京都	司法修習生	
16	3月	宮城県	司法修習生	87人
司法研修所における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
17	平成20年5月	埼玉県	司法修習生	60人
18	9月	埼玉県	司法試験合格者	1,400人
法科大学院における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
19	平成20年 4月	東京都	法科大学院生・教員	150人
20	4月	神奈川県	法科大学院生・教員	60人
21	5月	宮城県	法科大学院生・教員	100人
22	7月	東京都	法科大学院生・教員	15人
23	7月	神奈川県	法科大学院生・教員	120人
24	7月	福岡県	法科大学院生・教員	30人
25	10月	愛知県	法科大学院生・教員	70人
26	平成21年 1月	福岡県	法科大学院生・教員	45人
大手司法試験予備校における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
27	平成20年 9月	東京都	司法試験合格者	120人
28	9月	東京都	司法試験合格者	98人
29	9月	大阪府	司法試験合格者	55人
30	11月	東京都	司法試験合格者	80人
31	11月	兵庫県	司法試験合格者	50人
32	平成21年 1月	東京都	予備校生	60人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
33	平成20年 6月	埼玉県	司法修習生	8人
34	7月	東京都	法科大学院生・司法修習生	230人
35	10月	大阪府	司法修習生	44人
36	11月	東京都	司法修習生	80人
37	12月	宮城県	司法修習生	2人
38	12月	北海道	司法修習生	7人
39	12月	愛知県	司法修習生	10人
40	12月	香川県	司法修習生	6人
41	平成21年 1月	広島県	司法修習生	3人
42	1月	福岡県	司法修習生	7人
43	2月	大阪府	司法修習生	10人
44	2月	東京都	司法修習生	7人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも随時実施している。

※ 参加者数については、配付資料部数としているものもあるので、実際の参加者数と相違する場合もある。

【資料５】 平成20年度情報提供件数の推移

	平成20年										平成21年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター	21,704	19,449	20,481	20,684	18,141	22,880	31,737	24,748	23,951	23,431	28,227	32,464	287,897	
電 話	20,783	18,518	19,508	19,764	17,313	21,557	30,013	23,336	22,733	21,668	26,369	30,048	271,610	
メール	921	931	973	920	828	1,323	1,724	1,412	1,218	1,763	1,858	2,416	16,287	
地方事務所	14,341	14,214	15,120	14,499	12,802	15,115	18,407	14,502	14,460	16,665	17,812	20,724	188,661	
合 計	36,045	33,663	35,601	35,183	30,943	37,995	50,144	39,250	38,411	40,096	46,039	53,188	476,558	

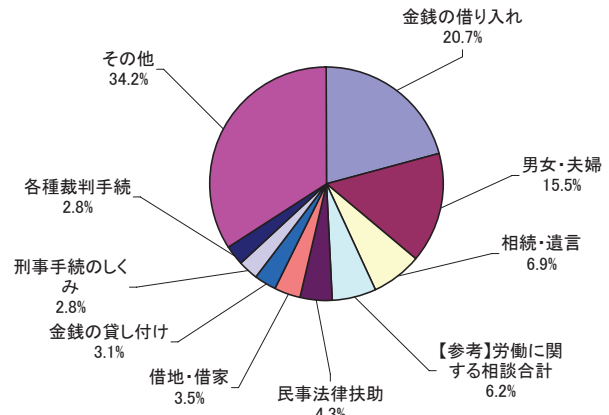


【資料6】 平成20年度における相談分野の概要（問い合わせ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数	割合		
		合計	分野別男女比	
			男性	女性
金銭の借り入れ	59,167	20.7%	50.9%	49.1%
男女・夫婦	44,226	15.5%	26.0%	74.0%
相続・遺言	19,726	6.9%	35.8%	64.2%
【参考】労働に関する相談合計	17,665	6.2%	54.5%	45.5%
民事法律扶助	12,220	4.3%	46.2%	53.8%
借地・借家	10,080	3.5%	48.2%	51.8%
金銭の貸し付け	8,794	3.1%	49.6%	50.4%
刑事手続のしくみ	7,947	2.8%	53.9%	46.1%
各種裁判手続	7,902	2.8%	54.0%	46.0%
その他（生活上の取引）	7,078	2.5%	50.9%	49.1%
犯罪被害者	6,585	2.3%	44.2%	55.8%
高齢者・障害者	3,921	1.4%	36.0%	64.0%
定年・退職・解雇	3,854	1.3%	55.2%	44.8%
損害賠償	3,722	1.3%	53.0%	47.0%
賞金・退職金	3,624	1.3%	61.2%	38.8%
子ども	3,468	1.2%	30.1%	69.9%
その他の法律事務	3,193	1.1%	45.6%	54.4%
情報提供	2,456	0.9%	50.8%	49.2%
その他（職場）	2,392	0.8%	58.6%	41.4%
いじめ・嫌がらせ（職場）	2,254	0.8%	48.6%	51.4%
犯罪の成否	2,007	0.7%	58.9%	41.1%

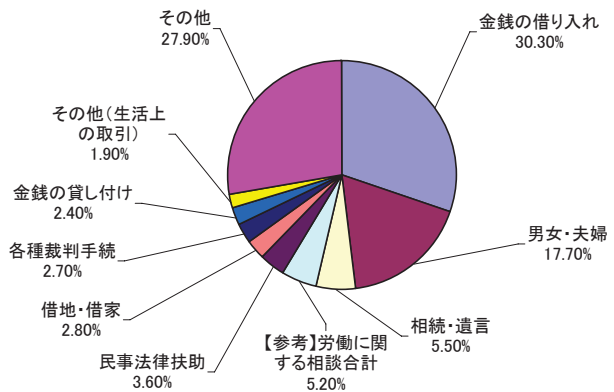
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	57,108	30.30%
男女・夫婦	33,477	17.70%
相続・遺言	10,459	5.50%
【参考】労働に関する相談合計	9,808	5.20%
民事法律扶助	6,784	3.60%
借地・借家	5,271	2.80%
各種裁判手続	5,052	2.70%
金銭の貸し付け	4,616	2.40%
その他（生活上の取引）	3,521	1.90%
賞金・退職金	2,796	1.50%
子ども	2,786	1.50%
犯罪被害者	2,549	1.40%
損害賠償	2,483	1.30%
定年・退職・解雇	2,212	1.20%
高齢者・障害者	2,055	1.10%
その他（生活上の取引以外）	1,913	1.00%
情報提供	1,433	0.80%
弁護士	1,417	0.80%
人身事故	1,264	0.70%
隣地との関係	1,251	0.70%
その他の法律事務	1,187	0.60%

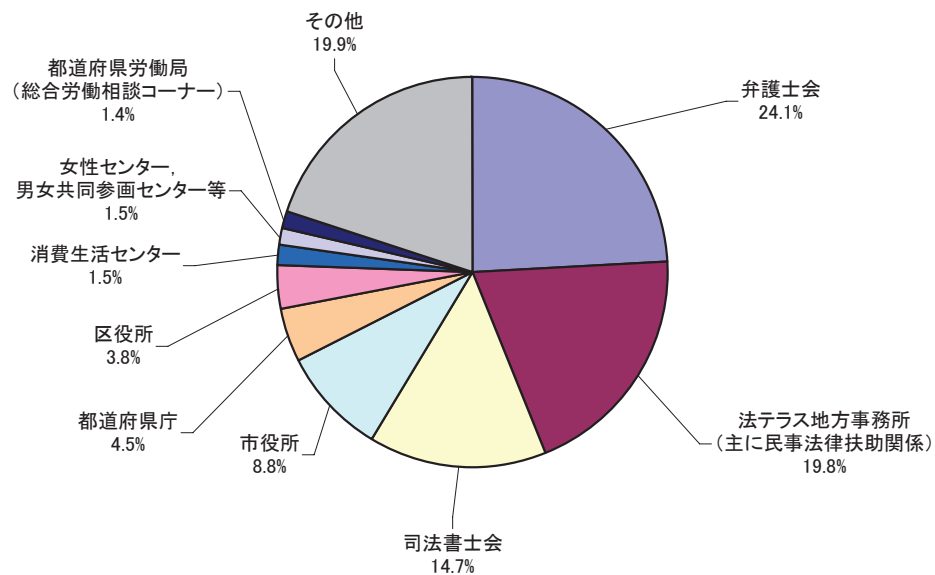
地方事務所



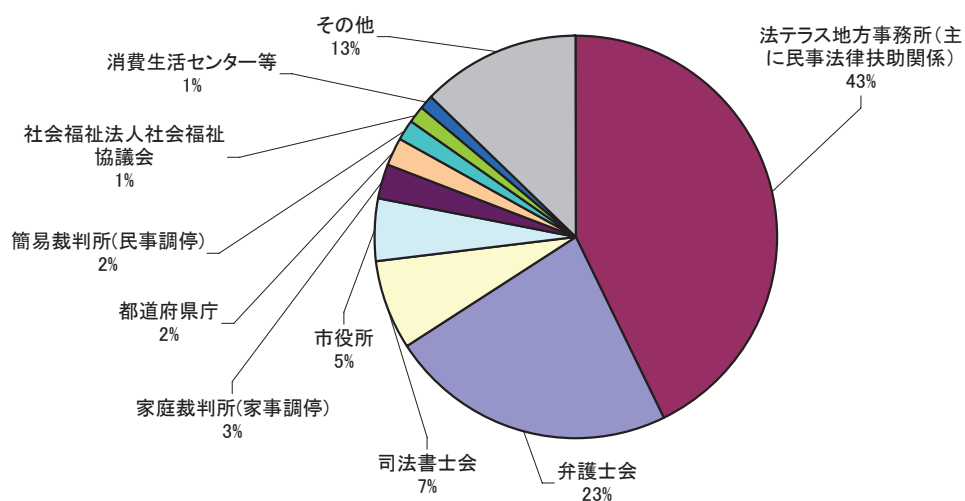
※【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含む。

【資料 7】 平成20年度における関係機関紹介状況

コールセンター



地方事務所



【資料 8－1】 平成20年度援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東 京	29,841	13,677	381	199	75	107
神奈川	11,175	5,173	41	17	20	4
埼 玉	5,771	2,769	10	7	2	1
千 葉	4,273	1,963	6	5	0	1
茨 城	3,422	1,749	9	5	4	0
栃 木	1,775	804	3	0	1	2
群 馬	1,566	965	17	10	4	3
静 岡	3,892	1,654	3	0	0	3
山 梨	1,567	473	0	0	0	0
長 野	1,456	687	38	28	7	3
新 潟	2,130	1,246	15	8	4	3
大 阪	14,892	7,651	11	0	7	4
京 都	3,749	2,118	27	6	5	16
兵 庫	8,708	4,169	70	4	32	34
奈 良	2,341	1,220	7	0	1	6
滋 賀	1,173	525	7	3	1	3
和歌山	1,410	848	27	15	10	2
愛 知	4,509	2,428	27	4	15	8
三 重	1,435	721	59	10	21	28
岐 阜	2,066	695	12	1	10	1
福 井	1,048	482	1	0	0	1
石 川	1,232	753	11	2	3	6
富 山	723	418	26	14	9	3
広 島	3,837	1,834	17	6	4	7
山 口	2,137	724	20	1	18	1
岡 山	1,382	832	5	2	3	0
鳥 取	1,611	623	4	3	1	0
島 根	1,301	396	4	0	4	0
福 岡	8,280	4,082	11	2	4	5
佐 賀	1,265	571	2	1	0	1
長 崎	3,393	1,148	12	5	4	3
大 分	3,866	1,053	21	16	5	0
熊 本	1,954	1,100	7	1	5	1
鹿児島	1,373	888	10	1	3	6
宮 崎	2,476	1,132	0	0	0	0
沖 縄	1,064	711	25	2	11	12
宮 城	4,440	3,363	15	3	11	1
福 島	2,285	903	14	11	3	0
山 形	1,907	1,032	3	2	1	0
岩 手	1,868	1,296	15	10	4	1
秋 田	2,904	983	29	12	12	5
青 森	2,923	1,298	16	3	12	1
札 幌	8,702	3,612	34	0	25	9
函 館	1,523	813	8	0	5	3
旭 川	1,519	832	21	9	6	6
釧 路	2,134	1,032	26	16	3	7
香 川	1,113	354	27	6	9	12
徳 島	1,059	553	6	1	2	3
高 知	1,453	534	7	5	1	1
愛 媛	1,623	656	1	0	1	0
全国合計	179,546	85,543	1,168	456	388	324

【資料８－２】 平成20年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	18,810	13,576	10,847	21,533	139	101	88	152
神奈川	4,171	5,026	3,247	5,951	174	147	142	180
埼玉	3,392	2,610	2,459	3,544	160	159	140	179
千葉	1,251	1,857	1,354	1,754	63	106	97	72
茨城	1,159	1,707	1,130	1,736	17	42	23	36
栃木	490	782	569	703	14	22	22	14
群馬	913	927	639	1,201	58	38	27	69
静岡	2,199	1,459	1,170	2,488	325	195	226	294
山梨	364	437	372	430	33	36	36	33
長野	665	619	511	773	42	68	67	43
新潟	888	1,130	889	1,128	64	116	105	75
大阪	7,879	7,296	6,349	8,830	292	355	304	343
京都	1,847	1,988	1,811	2,024	61	130	112	79
兵庫	3,846	3,698	3,166	4,376	572	471	454	589
奈良	769	1,115	872	1,012	49	105	60	94
滋賀	464	500	442	522	23	25	16	32
和歌山	857	811	671	997	34	37	21	50
愛知	1,967	2,308	2,072	2,202	86	120	123	83
三重	461	579	536	504	69	142	115	96
岐阜	544	663	540	667	22	32	40	14
福井	222	452	293	377	10	30	28	12
石川	650	736	675	711	16	17	23	10
富山	289	351	255	385	94	67	56	105
広島	2,115	1,654	1,541	2,228	134	180	142	172
山口	972	688	696	964	21	36	22	35
岡山	1,222	806	758	1,270	80	26	39	67
鳥取	385	564	435	515	29	59	34	54
島根	298	377	312	363	8	19	21	6
福岡	3,898	3,574	2,927	4,545	305	508	402	411
佐賀	407	541	445	503	13	30	29	14
長崎	837	1,081	740	1,176	31	67	34	64
大分	634	1,023	752	905	21	30	25	26
熊本	997	991	691	1,297	77	109	75	111
鹿児島	685	742	666	761	92	146	113	125
宮崎	1,002	1,069	732	1,339	54	63	59	58
沖縄	646	444	383	707	251	267	211	307
宮城	3,609	3,284	2,844	4,050	62	79	77	64
福島	679	855	668	866	80	48	55	73
山形	896	996	958	937	63	36	51	48
岩手	991	1,226	987	1,230	35	70	64	41
秋田	1,009	926	921	1,014	28	57	52	33
青森	722	1,149	864	1,007	52	149	118	83
札幌	2,060	3,441	3,103	2,397	88	171	170	89
函館	382	789	607	564	20	24	14	30
旭川	432	759	576	615	125	73	105	93
釧路	543	1,011	765	789	19	21	26	14
香川	226	330	230	326	8	24	10	22
徳島	436	497	442	491	36	56	48	44
高知	249	375	278	346	73	159	144	88
愛媛	403	623	422	604	20	33	28	25
全国合計	80,832	80,442	65,612	95,657	4,242	5,101	4,493	4,851

【資料 9】 最近 5 年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定								援助終結決定							
	16年度	17年度	18年度			19年度	20年度	前年比(倍)	16年度	17年度	18年度			19年度	20年度	前年比(倍)
			扶助協会	法テラス	合計						扶助協会	法テラス	合計			
東 京	13,526	14,668	7,307	6,891	14,198	12,018	13,677	1.14	11,167	12,950	5,701	5,749	11,450	12,601	10,935	0.87
神奈川	2,128	2,480	1,282	1,700	2,982	3,437	5,173	1.51	1,914	2,143	1,218	1,431	2,649	2,622	3,389	1.29
埼 玉	1,393	1,805	888	1,150	2,038	2,361	2,769	1.17	1,044	1,186	531	1,575	2,106	1,928	2,599	1.35
千 葉	551	760	373	545	918	1,536	1,963	1.28	626	636	353	324	677	1,052	1,451	1.38
茨 城	419	613	375	418	793	1,157	1,749	1.51	539	512	249	316	565	778	1,153	1.48
栃 木	262	426	175	249	424	667	804	1.21	231	393	190	168	358	462	591	1.28
群 馬	361	490	277	386	663	802	965	1.20	231	314	241	226	467	562	666	1.19
静 岡	940	905	431	560	991	1,283	1,654	1.29	588	746	490	432	922	1,000	1,396	1.40
山 梨	214	304	140	194	334	421	473	1.12	138	237	279	117	396	329	408	1.24
長 野	461	554	267	310	577	633	687	1.09	344	531	216	270	486	564	578	1.02
新 潟	803	741	355	528	883	1,002	1,246	1.24	659	681	807	352	1,159	756	994	1.31
大 阪	4,956	6,166	3,062	3,717	6,779	7,274	7,651	1.05	3,648	4,764	2,490	3,486	5,976	7,001	6,653	0.95
京 都	2,462	2,286	1,090	1,151	2,241	2,197	2,118	0.96	2,106	3,697	1,225	954	2,179	2,153	1,923	0.89
兵 庫	3,224	3,403	1,733	1,896	3,629	3,827	4,169	1.09	3,604	2,919	1,433	1,422	2,855	3,508	3,620	1.03
奈 良	667	863	420	525	945	1,039	1,220	1.17	595	748	418	445	863	945	932	0.99
滋 賀	311	321	238	237	475	524	525	1.00	293	323	209	178	387	414	458	1.11
和歌山	463	495	285	359	644	885	848	0.96	355	523	218	260	478	507	692	1.36
愛 知	1,443	1,708	746	938	1,684	2,011	2,428	1.21	1,126	1,959	860	766	1,626	1,496	2,195	1.47
三 重	424	489	263	272	535	636	721	1.13	356	504	253	222	475	494	651	1.32
岐 阜	276	321	192	170	362	621	695	1.12	228	310	147	156	303	368	580	1.58
福 井	114	184	78	118	196	283	482	1.70	57	180	86	87	173	257	321	1.25
石 川	422	457	257	293	550	719	753	1.05	372	429	197	226	423	586	698	1.19
富 山	248	269	115	166	281	340	418	1.23	177	273	115	105	220	275	311	1.13
広 島	1,202	1,441	639	735	1,374	1,494	1,834	1.23	963	1,130	587	672	1,259	1,243	1,683	1.35
山 口	364	376	251	219	470	621	724	1.17	207	197	39	462	501	412	718	1.74
岡 山	667	812	392	446	838	844	832	0.99	466	570	515	333	848	661	797	1.21
鳥 取	101	122	96	181	277	441	623	1.41	36	159	51	103	154	273	469	1.72
島 根	284	303	143	126	269	323	396	1.23	241	263	131	121	252	278	333	1.20
福 岡	1,772	2,475	1,341	1,504	2,845	3,622	4,082	1.13	1,605	1,891	1,027	1,056	2,083	2,762	3,329	1.21
佐 賀	296	393	163	229	392	464	571	1.23	316	292	220	164	384	359	474	1.32
長 崎	334	520	265	330	595	909	1,148	1.26	255	371	171	260	431	646	774	1.20
大 分	253	406	244	360	604	849	1,053	1.24	177	304	190	221	411	687	777	1.13
熊 本	323	440	234	330	564	971	1,100	1.13	251	318	201	240	441	546	766	1.40
鹿児島	274	365	240	337	577	740	888	1.20	184	217	136	300	436	628	779	1.24
宮 崎	285	403	254	440	694	897	1,132	1.26	260	260	174	232	406	597	791	1.32
沖 縄	314	556	249	317	566	656	711	1.08	256	411	197	218	415	437	594	1.36
宮 城	2,190	2,365	1,280	1,423	2,703	2,865	3,363	1.17	1,431	2,079	1,151	1,008	2,159	2,312	2,921	1.26
福 島	647	612	253	358	611	727	903	1.24	595	585	254	241	495	603	723	1.20
山 形	526	655	227	385	612	923	1,032	1.12	700	418	346	231	577	949	1,009	1.06
岩 手	491	678	355	493	848	1,113	1,296	1.16	365	581	279	390	669	884	1,051	1.19
秋 田	686	769	369	453	822	1,028	983	0.96	570	670	398	344	742	833	973	1.17
青 森	474	546	260	338	598	883	1,298	1.47	463	577	234	288	522	617	982	1.59
札 幌	2,281	2,958	1,554	1,480	3,034	3,383	3,612	1.07	2,200	3,064	1,340	1,347	2,687	3,396	3,273	0.96
函 館	212	304	179	221	400	654	813	1.24	182	277	163	166	329	474	621	1.31
旭 川	238	286	159	322	481	619	832	1.34	251	279	157	168	325	541	681	1.26
釧 路	307	419	238	320	558	716	1,032	1.44	161	339	165	252	417	626	791	1.26
香 川	143	186	102	113	215	279	354	1.27	132	139	95	104	199	211	240	1.14
徳 島	346	389	177	241	418	592	553	0.93	318	328	188	191	379	464	490	1.06
高 知	212	237	129	160	289	390	534	1.37	179	197	135	89	224	282	422	1.50
愛 媛	173	233	139	158	297	431	656	1.52	204	197	89	130	219	249	450	1.81
全 国 合 計	51,463	59,957	30,281	34,792	65,073	73,107	85,543	1.17	43,366	53,071	26,559	28,598	55,157	62,628	70,105	1.12

16年度比 (倍)		1.17		1.26	1.42	1.66			1.22		1.27	1.44	1.62	
--------------	--	------	--	------	------	------	--	--	------	--	------	------	------	--

注) 平成15年度～平成17年度及び平成18年度4月～9月は、財団法人法律扶助協会の実績による。

【資料10－1】 契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数				(参考) 単体会 会員数	受任 予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東 京	2,310	1,859	2,693	2,075	13,014	20.7%	27	27	28	28
神奈川	466	473	559	475	1,028	54.4%	3	3	3	3
埼 玉	229	271	303	281	483	62.7%	8	8	8	8
千 葉	143	259	269	256	433	62.1%	4	4	4	4
茨 城	115	112	112	112	151	74.2%	1	1	1	1
栃 木	84	86	87	85	128	68.0%	1	1	1	1
群 馬	129	132	133	131	186	71.5%	1	1	1	1
静 岡	230	204	217	191	305	71.1%	1	1	1	1
山 梨	71	71	70	68	84	83.3%	0	0	0	0
長 野	125	128	126	124	154	81.8%	0	0	0	0
新 潟	146	147	149	148	183	81.4%	3	3	3	3
大 阪	1,561	1,463	1,932	850	3,400	56.8%	26	27	28	19
京 都	343	326	351	319	453	77.5%	5	5	6	6
兵 庫	408	415	418	408	587	71.2%	5	5	5	5
奈 良	108	105	105	104	129	81.4%	1	1	1	1
滋 賀	74	73	73	70	92	79.3%	0	0	0	0
和歌山	71	82	85	82	103	82.5%	1	1	1	1
愛 知	416	390	613	41	1,258	48.7%	10	10	12	11
三 重	76	76	77	72	113	68.1%	0	0	0	0
岐 阜	95	92	90	89	126	71.4%	5	5	5	5
福 井	60	60	60	59	71	84.5%	1	1	1	1
石 川	99	99	99	100	116	85.3%	2	2	2	2
富 山	56	56	54	50	70	77.1%	0	0	0	0
広 島	214	233	251	247	382	65.7%	3	3	3	3
山 口	96	101	93	93	118	78.8%	2	2	2	2
岡 山	194	193	197	192	256	77.0%	1	1	1	1
鳥 取	44	40	39	39	49	79.6%	2	2	2	2
島 根	42	39	39	39	46	84.8%	1	1	1	1
福 岡	539	531	571	537	820	69.6%	4	3	5	3
佐 賀	53	57	54	53	64	84.4%	2	2	2	2
長 崎	97	90	90	88	113	79.6%	2	2	2	2
大 分	89	91	91	90	110	82.7%	8	8	8	8
熊 本	131	124	126	124	175	72.0%	3	3	3	3
鹿児島	84	79	79	79	113	69.9%	2	2	2	2
宮 崎	75	74	74	75	86	86.0%	5	5	5	5
沖 縄	92	93	96	95	210	45.7%	1	1	1	1
宮 城	223	231	242	200	311	77.8%	4	4	4	4
福 島	95	97	96	96	121	79.3%	4	4	4	4
山 形	60	62	59	58	70	84.3%	3	3	3	3
岩 手	61	62	63	60	72	87.5%	1	1	1	1
秋 田	54	57	58	53	62	93.5%	2	2	2	2
青 森	67	63	64	63	71	90.1%	2	2	2	2
札 幌	359	368	393	374	504	78.0%	3	3	3	3
函 館	30	27	27	27	33	81.8%	1	1	1	1
旭 川	23	34	34	33	44	77.3%	0	0	0	0
釧 路	44	43	43	43	53	81.1%	4	4	4	4
香 川	80	76	75	74	120	62.5%	1	1	1	1
徳 島	56	55	55	55	68	80.9%	2	2	2	2
高 知	50	44	46	34	70	65.7%	0	0	0	0
愛 媛	76	73	72	72	122	59.0%	1	2	2	2
全国合計	10,443	10,016	11,802	9,183	26,930	43.8%	169	170	177	165

注1) 契約弁護士・法人数は、平成21年3月末現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成21年3月31日現在)による。

【資料10－2】 契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数				(参考) 単位会 会員数	受託 予定者 契約率 (%)	契約司法書士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東 京	259	339	335	364	3,024	12.0%	8	8	9	9
神奈川	175	192	193	204	870	23.4%	8	8	8	8
埼 玉	134	158	158	159	721	22.1%	2	3	3	3
千 葉	82	98	90	103	596	17.3%	1	1	1	1
茨 城	52	73	54	77	294	26.2%	0	0	0	0
栃 木	50	60	59	61	211	28.9%	0	0	0	0
群 馬	84	87	86	89	293	30.4%	0	0	0	0
静 岡	85	88	89	89	431	20.6%	2	2	2	2
山 梨	31	31	31	32	127	25.2%	0	0	0	0
長 野	90	105	106	108	352	30.7%	0	0	0	0
新 潟	63	75	73	80	303	26.4%	3	3	3	3
大 阪	244	263	266	272	2,092	13.0%	3	3	3	3
京 都	154	169	171	173	499	34.7%	2	2	2	2
兵 庫	256	325	329	346	913	37.9%	7	8	7	7
奈 良	44	44	44	44	193	22.8%	1	1	1	1
滋 賀	49	49	49	49	193	25.4%	0	0	0	0
和歌山	26	26	27	28	154	18.2%	0	0	0	0
愛 知	207	244	244	250	1,057	23.7%	9	9	9	9
三 重	72	82	81	82	269	30.5%	1	1	1	1
岐 阜	57	69	64	77	341	22.6%	1	1	1	1
福 井	18	21	20	22	133	16.5%	1	1	1	1
石 川	47	52	52	55	181	30.4%	0	0	0	0
富 山	27	30	32	34	170	20.0%	0	0	0	0
広 島	140	153	151	158	453	34.9%	5	5	5	5
山 口	65	68	67	77	240	32.1%	2	2	2	2
岡 山	63	69	62	69	319	21.6%	1	2	2	2
鳥 取	22	36	29	40	103	38.8%	1	1	1	1
島 根	20	21	21	23	128	18.0%	0	0	0	0
福 岡	223	282	302	312	807	38.7%	1	1	1	1
佐 賀	36	37	36	37	115	32.2%	1	1	1	1
長 崎	46	47	47	47	158	29.7%	3	3	3	3
大 分	36	37	36	39	171	22.8%	0	0	0	0
熊 本	82	84	83	89	328	27.1%	4	4	4	4
鹿児島	97	101	101	106	282	37.6%	2	2	2	2
宮 崎	44	46	45	47	167	28.1%	2	2	2	2
沖 縄	46	51	51	53	212	25.0%	0	0	0	0
宮 城	78	82	83	84	283	29.7%	1	1	1	1
福 島	93	95	93	97	277	35.0%	2	2	2	2
山 形	50	56	53	61	166	36.7%	0	0	0	0
岩 手	23	26	26	26	155	16.8%	1	1	1	1
秋 田	56	57	59	70	128	54.7%	0	0	0	0
青 森	36	39	39	42	128	32.8%	1	1	1	1
札 幌	141	150	157	161	392	41.1%	2	2	2	2
函 館	13	15	15	15	49	30.6%	1	1	1	1
旭 川	19	25	22	25	67	37.3%	0	0	0	0
釧 路	23	24	24	26	85	30.6%	2	2	2	2
香 川	34	33	33	35	165	21.2%	0	0	0	0
徳 島	39	39	38	40	149	26.8%	0	0	0	0
高 知	49	47	45	49	117	41.9%	0	0	0	0
愛 媛	30	43	43	44	241	18.3%	1	1	1	1
全国合計	3,910	4,443	4,414	4,670	19,302	24.2%	82	85	85	85

注1) 契約司法書士・法人数は、平成21年3月末現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日司連資料(平成21年4月1日現在)による。

【資料11-1】 援助を受けた方の年齢・性別

地方 事務所	10代		20代		30代		40代		50代		60代以上		不明		全年齢の合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
東京	6	15	565	832	1,293	1,860	1,404	1,577	1,423	1,091	2,045	1,520	18	28	6,754	6,923
神奈川	4	7	181	356	457	873	500	738	465	429	623	537	2	1	2,232	2,941
埼玉	5	2	141	209	277	546	281	383	246	188	253	234	1	3	1,204	1,565
千葉	0	0	90	147	174	266	187	258	187	172	250	227	2	3	890	1,073
茨城	0	0	99	127	197	236	195	202	199	148	198	137	3	8	891	858
栃木	0	1	44	49	76	137	87	122	93	66	64	65	0	0	364	440
群馬	0	2	46	70	105	146	90	125	86	81	118	94	2	0	447	518
静岡	2	3	77	155	139	281	156	215	153	140	168	162	2	1	697	957
山梨	1	1	32	30	52	66	57	68	27	51	46	41	1	0	216	257
長野	0	0	36	62	77	129	60	87	56	63	68	49	0	0	297	390
新潟	0	1	76	99	133	194	141	149	137	99	111	106	0	0	598	648
大阪	1	5	339	528	757	1,047	804	966	758	681	874	882	8	1	3,541	4,110
京都	3	10	99	150	174	317	192	289	199	214	252	219	0	0	919	1,199
兵庫	1	2	167	265	367	609	468	552	406	379	472	478	1	2	1,882	2,287
奈良	2	1	44	79	105	184	128	183	93	127	144	130	0	0	516	704
滋賀	0	0	23	32	45	83	53	67	61	53	59	47	2	0	243	282
和歌山	1	1	31	63	73	127	92	111	74	81	97	92	3	2	371	477
愛知	1	5	113	239	224	489	201	341	203	184	221	201	5	1	968	1,460
三重	0	3	41	59	67	137	78	98	63	67	45	62	1	0	295	426
岐阜	0	1	35	69	58	137	50	75	68	56	77	68	0	1	288	407
福井	0	2	16	35	61	68	62	55	57	30	53	43	0	0	249	233
石川	1	0	46	60	71	121	78	93	80	67	76	60	0	0	352	401
富山	0	0	11	29	50	71	43	55	37	31	48	41	1	1	190	228
広島	5	10	97	124	190	262	183	228	190	160	187	191	4	3	856	978
山口	0	0	37	61	68	88	65	92	85	71	69	88	0	0	324	400
岡山	0	3	45	76	76	127	82	115	76	75	76	81	0	0	355	477
鳥取	0	1	46	66	83	88	54	60	69	61	54	41	0	0	306	317
島根	0	1	26	30	33	61	47	50	36	32	40	40	0	0	182	214
福岡	1	5	260	298	389	674	360	548	416	421	333	376	1	0	1,760	2,322
佐賀	0	0	27	50	62	111	59	70	65	56	37	33	0	1	250	321
長崎	0	0	50	83	90	158	119	152	135	145	95	121	0	0	489	659
大分	0	3	71	77	108	133	101	139	113	107	82	119	0	0	475	578
熊本	0	0	82	96	103	160	107	168	112	115	69	86	2	0	475	625
鹿児島	0	1	61	70	108	127	96	106	94	85	72	68	0	0	431	457
宮崎	0	1	91	97	115	141	113	115	113	135	105	106	0	0	537	595
沖縄	0	1	34	63	85	123	70	121	59	73	32	48	2	0	282	429
宮城	1	6	225	299	370	487	339	398	371	345	276	246	0	0	1,582	1,781
福島	0	1	66	78	101	145	97	127	83	81	68	56	0	0	415	488
山形	0	1	77	54	119	125	121	113	124	96	100	102	0	0	541	491
岩手	0	0	95	89	135	186	141	176	138	132	96	108	0	0	605	691
秋田	2	0	79	69	105	148	93	117	117	106	74	73	0	0	470	513
青森	0	0	85	81	130	169	148	158	135	130	117	143	1	1	616	682
札幌	0	1	217	358	370	676	320	513	299	354	241	263	0	0	1,447	2,165
函館	0	0	40	50	86	113	67	105	85	89	72	106	0	0	350	463
旭川	1	0	41	57	82	90	86	112	96	93	86	88	0	0	392	440
釧路	0	3	65	90	99	196	80	128	77	86	95	103	9	1	425	607
香川	1	0	12	30	33	60	33	47	37	38	28	34	1	0	145	209
徳島	0	0	25	35	70	88	69	53	60	51	43	59	0	0	267	286
高知	0	2	30	27	57	76	50	46	66	62	57	59	1	1	261	273
愛媛	1	0	21	35	72	80	83	85	63	73	70	73	0	0	310	346
全国合計	40	102	4,357	6,287	8,371	13,016	8,590	10,951	8,485	7,770	9,036	8,406	73	59	38,952	46,591
割合(%)	0.0%	0.1%	5.1%	7.3%	9.8%	15.2%	10.0%	12.8%	9.9%	9.1%	10.6%	9.8%	0.1%	0.1%	45.5%	54.5%

注）代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料11－2】 援助を受けた方の職業

地方事務所	給与生活者	商工自営業	農林・漁業	自由業	学生	パート・アル バイト	無職	その他	合計
東 京	3,508	671	1	264	44	2,735	5,822	632	13,677
神奈川	1,126	234	1	74	8	1,137	2,368	225	5,173
埼 玉	714	93	3	26	10	622	1,197	104	2,769
千 葉	530	88	5	20	0	433	834	53	1,963
茨 城	795	90	9	22	1	303	485	44	1,749
栃 木	225	28	1	4	1	194	325	26	804
群 馬	329	51	5	11	4	200	315	50	965
静 岡	479	91	3	15	4	376	640	46	1,654
山 梨	136	24	2	3	1	129	178	0	473
長 野	246	26	2	8	0	162	224	19	687
新 潟	455	70	2	13	1	253	429	23	1,246
大 阪	2,077	306	1	83	12	1,683	3,313	176	7,651
京 都	538	111	0	11	15	572	840	31	2,118
兵 庫	1,063	203	6	47	6	943	1,671	230	4,169
奈 良	295	56	0	8	2	262	560	37	1,220
滋 賀	167	28	0	12	1	112	204	1	525
和歌山	180	45	6	6	2	229	357	23	848
愛 知	858	66	2	11	7	531	904	49	2,428
三 重	256	27	2	7	1	148	261	19	721
岐 阜	204	29	0	7	0	161	264	30	695
福 井	136	32	1	3	0	102	187	21	482
石 川	257	58	2	9	1	156	251	19	753
富 山	149	26	0	1	0	75	163	4	418
広 島	626	104	4	9	3	341	678	69	1,834
山 口	249	33	2	8	0	165	258	9	724
岡 山	228	41	5	4	1	180	350	23	832
鳥 取	211	26	2	13	2	123	223	23	623
島 根	117	31	1	1	2	73	169	2	396
福 岡	1,250	202	10	41	8	866	1,600	105	4,082
佐 賀	163	38	4	5	1	150	190	20	571
長 崎	377	43	11	6	1	242	453	15	1,148
大 分	378	65	15	9	3	206	334	43	1,053
熊 本	376	47	18	16	1	255	353	34	1,100
鹿児島	347	37	11	8	0	159	301	25	888
宮 崎	350	80	8	13	1	268	382	30	1,132
沖 縄	219	29	6	6	1	150	276	24	711
宮 城	1,155	168	18	53	10	603	1,234	122	3,363
福 島	333	41	7	5	2	164	334	17	903
山 形	427	62	7	2	3	197	319	15	1,032
岩 手	463	54	15	8	1	267	469	19	1,296
秋 田	370	43	7	13	0	209	320	21	983
青 森	407	78	23	6	0	255	482	47	1,298
札 幌	1,072	84	3	24	6	784	1,579	60	3,612
函 館	220	31	10	8	2	182	344	16	813
旭 川	286	34	0	2	1	126	357	26	832
釧 路	359	35	3	11	1	201	407	15	1,032
香 川	101	16	4	3	1	89	133	7	354
徳 島	163	39	6	6	2	101	217	19	553
高 知	149	42	13	5	0	85	214	26	534
愛 媛	217	40	5	7	2	119	219	47	656
全国合計	25,336	3,996	272	957	176	18,078	33,987	2,741	85,543
割合(%)	29.6%	4.7%	0.3%	1.1%	0.2%	21.1%	39.7%	3.2%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料11－3】 援助を受けた方の収入（月額）

地方事務所	無収入	10万円未満	20万円未満	30万円未満	30万円以上	合計
東京	3,719	1,828	4,509	2,617	1,004	13,677
神奈川	1,619	760	1,467	982	345	5,173
埼玉	725	378	938	493	235	2,769
千葉	531	299	627	382	124	1,963
茨城	331	266	618	383	151	1,749
栃木	121	122	352	166	43	804
群馬	144	121	351	255	94	965
静岡	346	269	623	297	119	1,654
山梨	46	79	189	127	32	473
長野	164	111	243	124	45	687
新潟	166	166	486	316	112	1,246
大阪	2,470	973	2,352	1,315	541	7,651
京都	349	406	709	484	170	2,118
兵庫	970	639	1,332	892	336	4,169
奈良	243	222	426	268	61	1,220
滋賀	106	58	184	124	53	525
和歌山	240	177	251	143	37	848
愛知	584	362	893	408	181	2,428
三重	178	108	277	120	38	721
岐阜	160	116	230	136	53	695
福井	90	80	178	114	20	482
石川	149	110	292	146	56	753
富山	91	64	156	79	28	418
広島	432	257	673	371	101	1,834
山口	59	161	287	175	42	724
岡山	138	150	341	166	37	832
鳥取	56	137	255	142	33	623
島根	44	77	179	71	25	396
福岡	739	628	1,507	941	267	4,082
佐賀	108	103	236	102	22	571
長崎	173	203	438	249	85	1,148
大分	75	163	461	299	55	1,053
熊本	108	204	456	279	53	1,100
鹿児島	120	216	351	173	28	888
宮崎	85	200	470	298	79	1,132
沖縄	172	145	278	89	27	711
宮城	776	441	1,224	696	226	3,363
福島	131	140	372	205	55	903
山形	131	172	380	272	77	1,032
岩手	124	188	533	346	105	1,296
秋田	204	146	391	190	52	983
青森	177	268	507	273	73	1,298
札幌	840	681	1,224	663	204	3,612
函館	78	130	329	215	61	813
旭川	197	126	314	164	31	832
釧路	256	194	347	189	46	1,032
香川	72	54	151	57	20	354
徳島	79	79	233	139	23	553
高知	114	95	226	81	18	534
愛媛	103	115	252	143	43	656
全国合計	19,133	13,187	30,098	17,359	5,766	85,543
割合（％）	22.4%	15.4%	35.2%	20.3%	6.7%	100.0%

注）代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料11－４】 援助を受けた方の公的給付

地方事務所	無	生活保護	年金	生保・年金	その他	合計
東 京	9,012	2,204	1,526	237	698	13,677
神奈川	3,244	831	555	108	435	5,173
埼 玉	1,961	326	253	21	208	2,769
千 葉	1,442	210	201	28	82	1,963
茨 城	1,440	52	151	9	97	1,749
栃 木	511	89	80	13	111	804
群 馬	762	38	122	5	38	965
静 岡	1,244	87	183	13	127	1,654
山 梨	415	13	45	0	0	473
長 野	492	36	82	5	72	687
新 潟	953	60	131	19	83	1,246
大 阪	4,806	1,267	807	182	589	7,651
京 都	1,448	345	271	52	2	2,118
兵 庫	2,663	515	532	95	364	4,169
奈 良	725	130	165	18	182	1,220
滋 賀	384	36	47	19	39	525
和歌山	608	61	107	10	62	848
愛 知	1,890	222	178	25	113	2,428
三 重	619	38	50	5	9	721
岐 阜	542	28	80	3	42	695
福 井	361	26	55	3	37	482
石 川	574	21	86	4	68	753
富 山	356	9	41	2	10	418
広 島	1,100	221	221	31	261	1,834
山 口	465	27	117	11	104	724
岡 山	506	82	113	18	113	832
鳥 取	408	19	90	5	101	623
島 根	248	15	61	5	67	396
福 岡	2,842	400	429	73	338	4,082
佐 賀	440	21	45	2	63	571
長 崎	693	104	157	22	172	1,148
大 分	836	41	150	9	17	1,053
熊 本	741	67	112	20	160	1,100
鹿児島	577	57	102	13	139	888
宮 崎	751	62	150	16	153	1,132
沖 縄	407	41	83	6	174	711
宮 城	2,718	140	261	13	231	3,363
福 島	602	40	85	9	167	903
山 形	789	15	142	5	81	1,032
岩 手	1,032	50	140	9	65	1,296
秋 田	675	50	89	3	166	983
青 森	994	55	162	14	73	1,298
札 幌	2,392	538	270	67	345	3,612
函 館	401	84	148	27	153	813
旭 川	618	63	94	13	44	832
釧 路	766	119	93	13	41	1,032
香 川	221	28	49	1	55	354
徳 島	388	33	68	2	62	553
高 知	335	32	79	7	81	534
愛 媛	469	15	110	4	58	656
全国合計	58,866	9,063	9,368	1,294	6,952	85,543
割合(%)	68.8%	10.6%	11.0%	1.5%	8.1%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12】 代理援助事件の事件別内訳

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	481	439	920	170	1,718	494	2,212	410	104	6,265	3,369	9,634	78	48	13,576
神奈川	191	98	289	63	936	168	1,104	57	47	2,302	1,113	3,415	41	10	5,026
埼 玉	105	65	170	19	501	67	568	36	25	1,319	452	1,771	12	9	2,610
千 葉	58	31	89	18	260	62	322	15	19	1,042	336	1,378	11	5	1,857
茨 城	61	38	99	7	162	20	182	24	10	802	576	1,378	5	2	1,707
栃 木	25	13	38	3	104	19	123	6	5	386	218	604	3	0	782
群 馬	48	17	65	6	160	25	185	18	6	385	255	640	4	3	927
静 岡	82	40	122	15	244	53	297	14	14	664	327	991	4	2	1,459
山 梨	9	15	24	6	46	8	54	7	0	208	136	344	0	2	437
長 野	29	12	41	11	114	29	143	8	13	248	139	387	8	8	619
新 潟	33	39	72	7	159	46	205	25	6	488	311	799	6	10	1,130
大 阪	370	181	551	78	689	240	929	111	83	3,791	1,666	5,457	49	38	7,296
京 都	144	82	226	38	291	85	376	47	40	869	370	1,239	18	4	1,988
兵 庫	215	105	320	42	373	124	497	52	38	1,642	1,071	2,713	20	16	3,698
奈 良	62	35	97	9	121	25	146	13	9	528	306	834	5	2	1,115
滋 賀	19	17	36	4	58	7	65	9	10	255	117	372	0	4	500
和歌山	32	13	45	5	77	36	113	9	6	396	232	628	1	4	811
愛 知	157	57	214	27	498	75	573	46	33	1,064	329	1,393	17	5	2,308
三 重	31	20	51	5	94	22	116	7	6	215	178	393	1	0	579
岐 阜	24	15	39	4	116	11	127	5	8	346	125	471	4	5	663
福 井	17	14	31	3	69	26	95	8	0	182	125	307	1	7	452
石 川	45	25	70	6	120	25	145	9	3	274	225	499	3	1	736
富 山	10	2	12	4	51	13	64	4	1	156	107	263	1	2	351
広 島	77	28	105	16	189	57	246	18	13	886	359	1,245	6	5	1,654
山 口	24	8	32	6	66	12	78	4	4	343	220	563	1	0	688
岡 山	44	35	79	12	106	43	149	8	5	447	101	548	2	3	806
鳥 取	24	22	46	5	56	18	74	9	11	253	163	416	2	1	564
島 根	21	11	32	4	38	8	46	6	5	198	85	283	1	0	377
福 岡	195	77	272	25	395	79	474	36	43	1,776	909	2,685	17	22	3,574
佐 賀	36	9	45	1	67	18	85	3	4	316	83	399	4	0	541
長 崎	25	21	46	14	67	25	92	11	8	580	326	906	2	2	1,081
大 分	35	21	56	4	86	20	106	8	10	434	400	834	1	4	1,023
熊 本	55	25	80	3	106	29	135	5	8	458	298	756	0	4	991
鹿児島	62	17	79	14	102	12	114	14	13	344	155	499	7	2	742
宮 崎	55	49	104	9	91	21	112	30	3	441	356	797	7	7	1,069
沖 縄	49	18	67	11	79	36	115	18	2	128	95	223	6	2	444
宮 城	117	96	213	34	395	108	503	36	20	1,521	927	2,448	14	16	3,284
福 島	21	12	33	5	74	19	93	9	6	435	268	703	4	2	855
山 形	18	17	35	4	58	30	88	1	4	428	426	854	5	5	996
岩 手	18	34	52	4	106	32	138	21	6	651	344	995	4	6	1,226
秋 田	22	15	37	5	84	13	97	7	7	465	306	771	1	1	926
青 森	24	16	40	9	69	19	88	9	4	595	401	996	3	0	1,149
札 幌	117	85	202	29	420	103	523	54	64	2,303	234	2,537	27	5	3,441
函 館	19	12	31	3	38	2	40	0	4	402	302	704	3	4	789
旭 川	30	26	56	3	57	15	72	12	6	369	233	602	3	5	759
釧 路	20	30	50	3	114	33	147	9	2	467	327	794	3	3	1,011
香 川	13	14	27	1	42	13	55	1	1	161	83	244	0	1	330
徳 島	11	13	24	3	53	14	67	7	1	235	158	393	2	0	497
高 知	15	14	29	6	30	8	38	8	8	194	88	282	1	3	375
愛 媛	18	8	26	4	45	11	56	9	7	299	216	515	2	4	623
全国合計	3,413	2,106	5,519	787	9,994	2,478	12,472	1,293	755	38,956	19,946	58,902	420	294	80,442

割合(%)	4.2%	2.6%	6.9%	1.0%	12.4%	3.1%	15.5%	1.6%	0.9%	48.4%	24.8%	73.2%	0.5%	0.4%	100.0%
-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

【資料13】 書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競 売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	2	1	3	0	6	5	11	2	0	76	4	80	0	5	101
神奈川	0	0	0	0	1	2	3	1	0	143	0	143	0	0	147
埼 玉	0	0	0	2	2	8	10	0	0	141	4	145	1	1	159
千 葉	0	0	0	0	0	3	3	1	0	96	3	99	1	2	106
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	3	42	0	0	42
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	2	22	0	0	22
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	4	38	0	0	38
静 岡	1	0	1	1	1	1	2	0	0	188	2	190	0	1	195
山 梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	33	2	35	0	0	36
長 野	0	0	0	0	1	0	1	0	0	66	1	67	0	0	68
新 潟	0	1	1	0	1	2	3	0	0	108	3	111	1	0	116
大 阪	2	1	3	0	0	2	2	0	0	335	13	348	1	1	355
京 都	0	0	0	0	0	14	14	0	2	113	1	114	0	0	130
兵 庫	1	3	4	0	2	12	14	0	0	437	16	453	0	0	471
奈 良	0	0	0	0	4	8	12	0	0	92	1	93	0	0	105
滋 賀	0	0	0	0	1	0	1	1	0	22	1	23	0	0	25
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	36	0	1	37
愛 知	0	0	0	0	0	1	1	0	0	118	1	119	0	0	120
三 重	0	0	0	0	1	0	1	0	0	128	13	141	0	0	142
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	2	32	0	0	32
福 井	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25	2	27	2	0	30
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	17	0	0	17
富 山	0	1	1	0	0	0	0	0	0	63	3	66	0	0	67
広 島	0	0	0	1	0	8	8	0	0	168	3	171	0	0	180
山 口	0	0	0	0	0	1	1	0	0	33	2	35	0	0	36
岡 山	0	0	0	0	1	1	2	0	0	24	0	24	0	0	26
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0	59	0	0	59
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	19	0	0	19
福 岡	0	0	0	0	1	1	2	0	0	449	57	506	0	0	508
佐 賀	1	0	1	0	0	0	0	0	0	27	2	29	0	0	30
長 崎	0	0	0	0	0	1	1	0	0	66	0	66	0	0	67
大 分	0	0	0	0	1	0	1	0	0	23	6	29	0	0	30
熊 本	0	0	0	0	0	1	1	0	0	106	2	108	0	0	109
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143	3	146	0	0	146
宮 崎	0	1	1	0	1	1	2	0	1	52	4	56	1	2	63
沖 縄	1	0	1	0	0	1	1	0	0	259	6	265	0	0	267
宮 城	1	0	1	0	0	0	0	1	0	75	2	77	0	0	79
福 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	1	48	0	0	48
山 形	0	0	0	0	1	0	1	0	1	33	1	34	0	0	36
岩 手	0	0	0	0	0	3	3	2	0	65	0	65	0	0	70
秋 田	0	0	0	0	0	1	1	0	0	55	0	55	0	1	57
青 森	0	2	2	0	0	3	3	0	0	125	16	141	3	0	149
札 幌	1	0	1	0	0	2	2	0	1	166	0	166	1	0	171
函 館	0	0	0	0	0	0	0	1	0	23	0	23	0	0	24
旭 川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	71	0	71	1	0	73
釧 路	0	0	0	0	1	0	1	0	0	20	0	20	0	0	21
香 川	1	1	2	0	0	1	1	0	0	21	0	21	0	0	24
徳 島	0	0	0	0	0	1	1	0	0	50	5	55	0	0	56
高 知	0	0	0	0	0	1	1	1	0	155	1	156	1	0	159
愛 媛	0	1	1	0	0	1	1	0	0	31	0	31	0	0	33
全国合計	11	12	23	4	26	89	115	10	5	4,722	195	4,917	13	14	5,101

割合(%)	0.2%	0.2%	0.5%	0.1%	0.5%	1.7%	2.3%	0.2%	0.1%	92.6%	3.8%	96.4%	0.3%	0.3%	100.0%
-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	--------

【資料14】 支払保証立担保実績

地方事務所	前期より継続		当期発生		当期消滅		次期への繰越	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東京	144	219,990,000	179	150,920,000	73	114,770,000	250	256,140,000
神奈川	16	30,170,000	19	21,370,000	8	6,170,000	27	45,370,000
埼玉	27	40,500,000	28	29,150,000	19	30,150,000	36	39,500,000
千葉	13	24,400,000	12	13,200,000	10	19,500,000	15	18,100,000
茨城	7	10,900,000	3	4,000,000	2	1,400,000	8	13,500,000
栃木	2	1,200,000	4	3,650,000	1	400,000	5	4,450,000
群馬	4	6,000,000	3	2,600,000	5	7,200,000	2	1,400,000
静岡	6	10,350,000	8	8,550,000	2	2,200,000	12	16,700,000
山梨	2	2,500,000	0	0	1	1,000,000	1	1,500,000
長野	8	22,000,000	7	18,450,000	7	18,200,000	8	22,250,000
新潟	9	1,550,000	7	7,810,000	10	4,200,000	6	5,160,000
大阪	53	75,190,000	47	59,500,000	35	51,150,000	65	83,540,000
京都	84	120,060,000	23	36,500,000	26	37,320,000	81	119,240,000
兵庫	28	29,420,000	18	27,750,000	22	23,810,000	24	33,360,000
奈良	6	21,750,000	9	7,970,000	6	5,300,000	9	24,420,000
滋賀	4	3,900,000	6	7,750,000	2	750,000	8	10,900,000
和歌山	0	0	9	10,850,000	3	3,750,000	6	7,100,000
愛知	23	32,400,000	16	21,190,000	13	14,200,000	26	39,390,000
三重	2	1,400,000	0	0	1	1,000,000	1	400,000
岐阜	1	3,300,000	2	1,500,000	1	3,300,000	2	1,500,000
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	4	5,100,000	4	1,680,000	1	1,000,000	7	5,780,000
富山	1	200,000	1	800,000	1	200,000	1	800,000
広島	4	4,600,000	4	6,000,000	3	3,400,000	5	7,200,000
山口	2	2,000,000	0	0	0	0	2	2,000,000
岡山	0	0	1	2,500,000	0	0	1	2,500,000
鳥取	3	4,800,000	3	1,250,000	1	3,000,000	5	3,050,000
島根	1	500,000	1	700,000	1	500,000	1	700,000
福岡	40	57,900,000	18	44,150,000	17	29,000,000	41	73,050,000
佐賀	3	2,300,000	3	3,700,000	0	0	6	6,000,000
長崎	3	6,200,000	3	2,500,000	1	200,000	5	8,500,000
大分	3	1,380,000	2	1,300,000	1	700,000	4	1,980,000
熊本	11	28,400,000	3	3,600,000	6	24,350,000	8	7,650,000
鹿児島	7	9,990,000	3	2,650,000	4	6,800,000	6	5,840,000
宮崎	4	4,200,000	2	200,000	3	3,400,000	3	1,000,000
沖縄	1	700,000	1	600,000	0	0	2	1,300,000
宮城	7	6,120,000	9	13,660,000	4	1,920,000	12	17,860,000
福島	2	1,650,000	4	3,630,000	0	0	6	5,280,000
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	3	5,500,000	0	0	3	5,500,000
秋田	3	2,820,000	3	2,900,000	0	0	6	5,720,000
青森	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	42	45,170,000	48	34,150,000	40	25,990,000	50	53,330,000
函館	0	0	2	3,900,000	1	2,500,000	1	1,400,000
旭川	1	2,500,000	4	3,350,000	1	1,700,000	4	4,150,000
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	300,000	1	1,500,000	1	1,500,000	1	300,000
高知	3	4,400,000	2	6,750,000	2	2,400,000	3	8,750,000
愛媛	1	600,000	4	8,800,000	1	600,000	4	8,800,000
全国合計	586	848,810,000	529	588,480,000	336	454,930,000	779	982,360,000

注)前期より継続の数字には、過年度の件数、金額の修正を含む。

【資料15】 代理援助事件の結果別内訳

地方 事務所	勝訴	和解 成立	調停 成立	免責	示談 成立	敗訴	調停不 成立	取下 (訴訟等)	取下 (援助)	扶助打 切	解任・辞 任	その他	合計
東 京	251	1,133	530	4,562	1,774	87	115	165	238	214	245	1,533	10,847
神奈川	130	774	241	1,283	26	16	69	90	131	7	143	337	3,247
埼 玉	74	375	98	1,372	111	7	27	55	73	2	97	168	2,459
千 葉	57	153	56	707	114	7	14	21	30	6	36	153	1,354
茨 城	30	58	35	482	13	8	14	12	20	0	62	396	1,130
栃 木	21	133	33	289	3	6	10	7	9	11	7	40	569
群 馬	28	177	29	259	8	5	16	15	13	1	26	62	639
静 岡	24	275	55	538	8	10	32	25	36	1	30	136	1,170
山 梨	7	94	13	208	9	4	2	8	1	3	7	16	372
長 野	27	117	35	207	9	9	8	24	10	12	8	45	511
新 潟	40	173	30	424	24	12	5	23	20	0	22	116	889
大 阪	173	255	202	3,424	1,151	60	76	83	134	11	129	651	6,349
京 都	58	103	111	818	279	19	32	52	21	0	24	294	1,811
兵 庫	114	498	133	1,299	290	38	39	69	140	20	87	439	3,166
奈 良	13	214	51	418	29	0	10	18	26	0	25	68	872
滋 賀	20	22	11	240	78	3	2	9	9	3	7	38	442
和歌山	22	16	32	314	169	5	5	14	19	8	6	61	671
愛 知	107	234	160	1,035	136	17	55	57	33	11	28	199	2,072
三 重	26	107	29	221	54	6	7	19	5	12	3	47	536
岐 阜	20	79	26	283	24	8	11	11	10	1	7	60	540
福 井	16	20	15	134	48	1	4	9	5	0	7	34	293
石 川	25	49	56	268	168	1	13	18	6	4	6	61	675
富 山	12	72	15	88	6	0	8	2	14	14	0	24	255
広 島	70	72	60	834	219	22	26	39	11	3	28	157	1,541
山 口	33	166	17	367	16	11	9	11	12	1	11	42	696
岡 山	42	118	37	428	28	13	20	16	3	6	3	44	758
鳥 取	9	113	17	200	24	5	5	13	5	4	7	33	435
島 根	14	82	4	151	5	6	6	9	4	2	2	27	312
福 岡	72	571	89	1,479	79	14	41	87	29	4	105	357	2,927
佐 賀	16	40	18	289	13	1	7	6	11	3	4	37	445
長 崎	21	74	20	398	131	1	6	10	7	11	9	52	740
大 分	4	242	21	336	10	0	5	17	20	3	13	81	752
熊 本	31	218	32	275	5	2	8	20	13	0	32	55	691
鹿児島	41	168	29	268	7	10	11	14	21	6	6	85	666
宮 崎	7	209	18	345	17	3	2	11	17	1	22	80	732
沖 縄	20	93	13	133	13	3	9	14	17	1	19	48	383
宮 城	41	787	132	1,200	35	7	52	57	81	53	65	334	2,844
福 島	17	148	34	319	0	3	2	9	24	0	29	83	668
山 形	25	98	18	417	138	6	8	14	26	0	25	183	958
岩 手	27	234	28	510	1	8	9	18	16	19	1	116	987
秋 田	21	35	19	439	26	8	7	13	21	0	17	315	921
青 森	16	192	28	420	13	1	9	17	13	0	15	140	864
札 幌	53	187	135	2,075	67	15	59	75	93	40	3	301	3,103
函 館	10	128	2	319	72	0	0	5	15	3	5	48	607
旭 川	10	167	18	256	20	1	4	5	16	17	32	30	576
釧 路	15	213	26	349	10	1	12	13	37	1	23	65	765
香 川	5	73	7	99	2	2	0	3	8	1	3	27	230
徳 島	9	116	15	207	2	6	5	10	6	4	3	59	442
高 知	11	76	9	127	4	2	0	9	2	0	0	38	278
愛 媛	25	32	14	162	110	14	5	2	2	3	0	53	422
全国合計	1,960	9,783	2,856	31,275	5,598	494	901	1,323	1,533	527	1,494	7,868	65,612
割合(%)	3.0%	14.9%	4.4%	47.7%	8.5%	0.8%	1.4%	2.0%	2.3%	0.8%	2.3%	12.0%	100.0%

【資料16】 不服申立と再審査（結果別内訳）

地方 事務所	前年度 継続 件数	新規 申立 件数	再審査 差戻し 件数	援助開始決定に関するもの						援助終結決定に関するもの						その他の事項に関するもの							
				申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中		
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			
東 京	2	26	2	12	12	0	0	2	0	14	10	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	3	19	0	5	6	0	0	1	0	14	4	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	1	6	1	0	0	0	0	0	0	6	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
茨 城	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	6	0	4	0	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
新 潟	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	1	12	0	5	0	0	3	0	3	7	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	24	0	6	0	4	2	0	0	11	3	3	5	0	0	7	0	0	6	1	0	0	0
兵 庫	2	27	0	17	0	0	15	1	2	10	2	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	7	1	2	0	1	1	0	0	5	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	7	0	3	0	0	2	2	0	2	0	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
愛 知	0	13	0	7	7	0	0	0	0	5	0	3	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
三 重	0	17	1	17	1	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	1	3	0	3	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	4	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	3	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	7	1	0	0	0	0	0	0	6	3	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	3	1	2	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	5	0	1	1	0	0	0	0	4	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	1	6	0	1	0	2	0	0	0	5	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 形	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
岩 手	0	3	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	7	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0
青 森	0	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	9	1	7	0	0	7	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	7	0	4	0	1	3	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	3	0	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0
全国合計	13	254	8	119	37	12	69	6	5	115	27	45	38	5	3	20	0	6	12	2	0	0	0

本部 再審査	6	88	8	59	1	0	58	0	0	28	0	3	24	0	1	7	1	0	6	0	0	0	0
-----------	---	----	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注1) 再審査立ての結果、採用8件の内訳は、5件を地方事務所長に差戻し、3件を自ら決定した。

【資料17】 立替金等残高表

	金 額
期首立替金残高	22,987,412,301
新規立替額	12,639,548,072
償還額	-8,381,724,557
償還免除額	-2,285,802,977
みなし消滅額	-82,045,028
期末立替金残高	24,877,387,811

【資料18】 法律相談費

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談 件数	事務所相談 件数	相談件数計	簡易援助 件数	金額
東京	27,450	2,391	29,841	86	155,103,900
神奈川	8,218	2,957	11,175	26	55,317,000
埼玉	3,173	2,598	5,771	30	30,805,950
千葉	2,461	1,812	4,273	18	22,655,850
茨城	926	2,496	3,422	16	15,528,210
栃木	269	1,506	1,775	9	9,546,600
群馬	732	834	1,566	0	8,085,000
静岡	2,882	1,010	3,892	12	16,908,150
山梨	928	639	1,567	2	7,988,400
長野	623	833	1,456	9	7,215,600
新潟	723	1,407	2,130	13	11,695,950
大阪	10,669	4,223	14,892	17	81,748,800
京都	2,512	1,237	3,749	26	18,907,350
兵庫	5,186	3,522	8,708	45	48,102,600
奈良	778	1,563	2,341	5	11,626,650
滋賀	451	722	1,173	14	5,860,050
和歌山	549	861	1,410	5	8,187,900
愛知	3,599	910	4,509	30	22,487,850
三重	798	637	1,435	1	8,060,850
岐阜	1,522	544	2,066	2	8,568,350
福井	555	493	1,048	1	5,348,700
石川	534	698	1,232	0	7,218,750
富山	669	54	723	0	2,982,000
広島	1,373	2,464	3,837	5	19,336,800
山口	1,101	1,036	2,137	2	10,318,350
岡山	784	598	1,382	7	7,822,500
鳥取	918	693	1,611	11	6,442,200
島根	1,027	274	1,301	11	4,649,400
福岡	5,613	2,667	8,280	1	39,065,640
佐賀	669	596	1,265	6	6,755,700
長崎	1,398	1,995	3,393	20	15,400,100
大分	2,914	952	3,866	0	19,278,000
熊本	952	1,002	1,954	8	9,942,600
鹿児島	715	658	1,373	6	5,617,500
宮崎	823	1,653	2,476	8	13,191,150
沖縄	827	237	1,064	4	4,503,110
宮城	2,522	1,918	4,440	6	20,660,850
福島	1,284	1,001	2,285	4	11,818,800
山形	482	1,425	1,907	3	10,549,740
岩手	519	1,349	1,868	3	9,853,200
秋田	1,405	1,499	2,904	26	15,325,800
青森	2,017	906	2,923	1	11,771,550
札幌	57	8,645	8,702	36	50,372,450
函館	1,083	440	1,523	6	6,109,060
旭川	364	1,155	1,519	2	8,739,150
釧路	753	1,381	2,134	12	9,907,920
香川	714	399	1,113	6	4,818,450
徳島	480	579	1,059	2	5,479,950
高知	911	542	1,453	11	6,506,850
愛媛	914	709	1,623	1	6,588,750
全国計	108,826	70,720	179,546	575	910,776,030

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料19】 代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	315,062,137	1,544,824,922	75,240,488	300,000	1,935,427,547
神奈川	127,229,939	597,675,670	44,746,805	0	769,652,414
埼玉	60,810,134	321,467,000	26,450,644	0	408,727,778
千葉	45,418,960	227,731,750	15,948,950	0	289,099,660
茨城	42,557,170	207,027,000	4,893,560	0	254,477,730
栃木	18,766,443	96,177,250	5,459,200	0	120,402,893
群馬	22,585,300	113,570,750	7,920,889	0	144,076,939
静岡	35,263,895	181,569,875	11,870,050	0	228,703,820
山梨	10,744,500	54,946,750	4,590,267	0	70,281,517
長野	15,244,840	77,847,000	6,302,926	0	99,394,766
新潟	26,696,345	134,165,650	6,945,216	0	167,807,211
大阪	171,746,131	866,794,700	53,256,240	700,000	1,092,497,071
京都	48,229,365	232,388,443	17,887,127	100,000	298,604,935
兵庫	85,385,244	441,737,450	36,965,020	0	564,087,714
奈良	26,519,500	134,839,875	6,982,209	300,000	168,641,584
滋賀	11,524,727	59,741,350	4,029,650	0	75,295,727
和歌山	18,678,298	99,006,700	6,026,223	0	123,711,221
愛知	58,852,359	282,728,250	33,022,589	0	374,603,198
三重	14,188,570	75,402,050	6,110,300	0	95,700,920
岐阜	16,125,415	81,693,300	5,914,806	0	103,733,521
福井	11,053,100	54,935,000	2,588,832	0	68,576,932
石川	18,253,620	91,024,500	8,644,050	0	117,922,170
富山	8,129,278	42,424,000	3,369,680	0	53,922,958
広島	37,205,060	194,892,900	13,736,628	0	245,834,588
山口	17,108,592	86,744,700	3,705,975	0	107,559,267
岡山	18,833,000	101,429,250	4,750,482	0	125,012,732
鳥取	13,632,072	67,240,750	3,220,118	0	84,092,940
島根	9,647,922	46,916,050	2,948,949	0	59,512,921
福岡	85,067,466	440,543,350	20,626,512	0	546,237,328
佐賀	12,995,045	66,031,450	3,341,646	0	82,368,141
長崎	26,337,618	132,701,600	5,055,155	0	164,094,373
大分	24,996,288	123,958,120	5,762,701	0	154,717,109
熊本	24,613,037	123,986,372	7,731,150	0	156,330,559
鹿児島	18,613,245	91,928,250	8,024,180	0	118,565,675
宮崎	24,902,558	129,253,250	9,372,716	0	163,528,524
沖縄	10,836,175	55,960,500	9,234,505	0	76,031,180
宮城	75,987,240	386,601,200	26,181,614	0	488,770,054
福島	20,173,030	101,010,700	5,331,333	0	126,515,063
山形	23,188,167	117,821,250	3,118,500	0	144,127,917
岩手	28,072,300	149,766,500	7,673,400	0	185,512,200
秋田	22,693,315	118,513,000	4,290,028	0	145,496,343
青森	26,068,700	140,217,850	5,306,500	970,000	172,563,050
札幌	85,215,179	413,076,910	31,250,364	0	529,542,453
函館	19,152,410	96,138,250	3,044,085	0	118,334,745
旭川	17,603,442	88,596,575	5,464,743	0	111,664,760
釧路	22,914,100	116,323,750	7,866,595	0	147,104,445
香川	8,099,280	41,363,250	2,841,200	0	52,303,730
徳島	11,169,380	59,359,750	4,470,515	0	74,999,645
高知	9,093,260	45,068,700	1,713,685	0	55,875,645
愛媛	14,420,140	76,108,500	4,322,134	0	94,850,774
全国計	1,917,703,291	9,631,271,962	605,551,134	2,370,000	12,156,896,387

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

【資料20】 書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	1,791,400	7,407,750	9,199,150
神奈川	2,357,000	11,397,750	13,754,750
埼玉	2,595,000	11,124,200	13,719,200
千葉	1,753,000	8,468,500	10,221,500
茨城	711,000	3,528,000	4,239,000
栃木	346,000	1,722,000	2,068,000
群馬	637,000	3,167,000	3,804,000
静岡	3,152,500	15,534,750	18,687,250
山梨	577,000	2,845,500	3,422,500
長野	1,080,000	5,339,250	6,419,250
新潟	1,803,000	8,850,000	10,653,000
大阪	5,695,500	28,239,750	33,935,250
京都	2,337,000	9,618,750	11,955,750
兵庫	7,688,000	37,285,500	44,973,500
奈良	1,711,500	7,796,250	9,507,750
滋賀	377,000	1,832,250	2,209,250
和歌山	599,000	2,964,000	3,563,000
愛知	1,916,500	9,481,500	11,398,000
三重	2,311,000	11,513,250	13,824,250
岐阜	532,000	2,646,000	3,178,000
福井	482,000	2,362,500	2,844,500
石川	275,000	1,365,000	1,640,000
富山	1,003,000	5,008,500	6,011,500
広島	2,768,000	13,510,875	16,278,875
山口	558,000	2,787,750	3,345,750
岡山	418,000	2,042,250	2,460,250
鳥取	985,000	4,882,500	5,867,500
島根	299,000	1,501,500	1,800,500
福岡	8,205,500	40,942,000	49,147,500
佐賀	481,000	2,383,500	2,864,500
長崎	1,075,000	5,276,250	6,351,250
大分	581,000	2,400,680	2,981,680
熊本	1,722,000	8,589,000	10,311,000
鹿児島	2,459,500	11,571,000	14,030,500
宮崎	981,000	4,836,430	5,817,430
沖縄	4,358,000	21,623,500	25,981,500
宮城	1,279,500	5,890,500	7,170,000
福島	759,000	3,759,000	4,518,000
山形	554,000	2,703,750	3,257,750
岩手	1,139,000	5,507,250	6,646,250
秋田	915,000	4,462,500	5,377,500
青森	2,371,000	11,581,500	13,952,500
札幌	2,861,500	13,487,250	16,348,750
函館	399,000	1,953,000	2,352,000
旭川	1,136,500	5,607,000	6,743,500
釧路	341,000	1,664,350	2,005,350
香川	394,000	1,830,500	2,224,500
徳島	903,000	4,504,500	5,407,500
高知	2,557,000	12,594,750	15,151,750
愛媛	515,000	2,514,750	3,029,750
全国計	82,745,900	399,905,785	482,651,685

※ 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

【資料21】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）

地方 事務所	平成18年	平成19年			平成20年			平成21年	
	10月2日 現在	1月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	1月7日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	1月5日 現在	4月1日 現在
東京	1,906	2,969	3,267	3,571	4,226	4,669	4,995	5,185	5,847
神奈川	435	520	525	550	595	641	637	649	699
埼玉	195	248	248	257	291	314	317	327	358
千葉	194	215	224	228	253	272	270	296	326
茨城	86	98	99	101	107	109	110	116	125
栃木	79	81	83	83	94	96	96	98	104
群馬	114	119	121	122	134	136	133	136	149
静岡	165	186	188	195	207	216	220	227	246
山梨	60	59	61	62	66	67	69	72	75
長野	105	110	112	119	121	123	122	125	131
新潟	111	124	124	126	132	138	138	137	149
大阪	1,289	1,458	1,474	1,501	1,637	1,735	1,709	1,752	1,876
京都	241	256	256	260	281	290	292	301	333
兵庫	247	274	280	297	312	344	344	351	394
奈良	82	85	86	88	98	98	95	99	107
滋賀	46	56	55	57	67	63	63	66	73
和歌山	58	66	66	66	71	72	73	78	85
愛知	544	628	636	642	707	763	774	785	788
三重	63	67	67	66	71	74	76	82	101
岐阜	76	83	83	87	95	97	98	103	103
福井	40	43	45	45	54	57	56	58	61
石川	84	90	91	91	98	99	100	101	106
富山	48	50	50	52	51	56	53	54	56
広島	117	176	182	187	206	215	223	228	244
山口	61	66	66	69	82	84	87	88	99
岡山	132	138	138	138	151	161	171	175	189
鳥取	31	31	32	36	43	43	43	44	46
島根	26	30	30	32	33	36	36	37	42
福岡	383	440	457	457	500	529	537	556	604
佐賀	42	46	47	47	50	52	53	53	56
長崎	64	70	70	78	81	82	84	89	95
大分	59	68	70	75	76	80	82	89	94
熊本	79	102	105	108	117	122	125	129	134
鹿児島	62	65	66	68	77	81	81	88	102
宮崎	55	59	59	59	70	70	71	73	79
沖縄	95	111	112	113	116	120	123	125	137
宮城	143	165	170	181	187	198	206	212	231
福島	85	92	92	97	104	107	109	112	111
山形	50	54	55	56	58	57	56	59	62
岩手	49	53	53	55	57	56	56	60	59
秋田	43	45	45	48	49	48	48	49	50
青森	33	37	38	41	51	52	53	55	61
札幌	266	290	293	293	329	341	326	337	373
函館	20	20	22	22	25	26	27	25	26
旭川	21	25	27	30	30	36	31	34	35
釧路	37	37	37	38	41	42	41	42	45
香川	53	58	58	59	66	66	66	76	80
徳島	42	45	45	47	51	52	52	55	60
高知	40	41	43	47	53	53	53	54	55
愛媛	71	79	80	82	89	89	88	90	95
合計	8,427	10,328	10,733	11,229	12,560	13,427	13,768	14,232	15,556

【資料22】 国選弁護事件受理件数 （被疑者・被告人別）

地方 事務所	平成20年																		平成21年						合計	
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人		
東京	79	844	90	837	76	891	74	867	56	784	50	619	85	886	87	745	66	811	65	721	73	649	71	794	872	9,448
多摩	20	109	31	119	22	120	17	118	20	98	10	79	16	120	18	106	11	115	10	100	14	92	18	108	207	1,284
神奈川	19	233	24	189	24	254	23	217	27	219	28	164	32	248	17	197	26	224	26	203	19	173	15	194	280	2,515
川崎	10	36	12	51	7	53	8	42	1	42	5	50	7	61	5	47	3	52	5	37	7	43	6	33	76	547
小田原	5	34	7	36	2	43	2	34	0	40	6	47	12	48	23	45	11	46	7	37	9	26	6	49	90	485
埼玉	37	198	42	203	35	269	43	236	40	154	40	117	38	185	28	189	28	195	23	215	29	167	38	186	421	2,314
川越	3	33	5	48	15	45	6	59	2	40	9	38	2	41	2	32	6	51	7	50	5	37	1	58	63	532
千葉	23	207	22	246	41	283	29	260	34	199	24	231	37	221	33	293	23	256	45	239	29	229	39	254	379	2,918
松戸	4	46	2	50	4	60	1	59	2	40	2	48	11	63	6	56	5	54	3	48	1	39	1	50	42	613
茨城	5	132	8	155	21	170	16	160	8	107	3	106	11	148	19	136	12	151	9	150	10	95	12	137	134	1,647
栃木	7	140	12	128	14	140	9	145	13	103	8	111	12	129	9	129	8	120	19	131	11	107	11	151	133	1,534
群馬	4	90	7	113	12	133	12	99	10	70	7	75	9	126	7	91	11	107	14	93	15	72	7	100	115	1,169
静岡	4	42	12	45	3	50	6	40	6	31	3	41	3	57	5	37	4	33	1	25	5	38	6	44	58	483
沼津	4	40	8	65	7	74	2	62	5	37	7	50	9	54	7	68	1	51	4	42	8	35	4	55	66	633
浜松	7	43	4	62	9	53	4	60	5	73	4	55	4	90	7	60	7	68	7	49	14	53	4	66	76	732
山梨	3	32	7	35	6	42	4	45	2	25	6	37	8	41	2	40	8	38	4	45	2	34	3	53	55	467
長野	5	66	8	56	7	86	8	95	7	53	7	74	9	78	8	77	7	84	3	76	5	45	4	76	78	866
新潟	6	85	10	67	10	87	6	91	4	71	5	62	15	90	4	75	6	96	2	92	2	78	3	76	73	970
大阪	51	647	67	520	54	595	61	521	43	576	54	491	72	638	69	527	65	583	61	551	69	491	64	543	730	6,683
京都	9	97	14	115	10	134	11	93	5	97	15	71	17	110	10	108	6	92	11	119	7	89	12	104	127	1,229
兵庫	5	86	20	100	10	116	13	144	11	88	15	101	19	114	12	95	10	96	20	115	14	103	6	99	155	1,257
阪神	5	47	4	47	8	61	6	63	3	42	2	46	3	62	4	47	3	54	9	47	5	36	2	61	54	613
姫路	4	53	4	70	9	65	6	52	4	38	3	46	0	45	3	47	5	58	1	50	6	44	9	61	54	629
奈良	7	56	9	56	3	64	7	87	10	62	8	72	5	60	7	61	4	67	7	74	6	42	5	51	78	752
滋賀	6	60	6	56	4	62	4	68	4	61	8	65	2	78	2	67	6	70	6	49	8	59	5	63	61	758
和歌山	4	41	6	63	2	52	3	50	9	42	5	64	4	66	2	46	3	71	7	101	15	43	6	69	66	708
愛知	24	209	28	203	36	262	33	265	24	204	25	211	41	290	39	238	27	240	30	222	32	217	34	279	373	2,840
三河	6	53	4	54	3	100	7	76	4	65	8	55	9	92	8	59	6	86	8	64	4	55	13	66	80	825
三重	8	58	8	80	4	86	4	82	8	85	9	57	4	74	8	77	7	74	2	81	7	52	14	69	83	875
岐阜	15	64	10	55	7	75	7	71	9	55	9	65	8	58	2	63	5	70	7	76	13	55	11	67	103	774
福井	2	20	5	25	2	20	2	23	0	19	3	14	5	24	1	27	0	15	4	16	4	21	6	21	34	245
石川	4	37	4	40	12	47	3	55	1	36	6	49	5	48	5	53	6	63	4	59	3	32	2	47	55	566
富山	2	19	7	24	3	32	2	21	1	22	1	19	2	28	3	32	1	23	2	27	2	21	2	25	28	293
広島	8	106	8	112	10	131	10	121	10	119	10	99	15	105	8	100	9	118	16	116	11	120	13	111	128	1,358
山口	3	68	3	75	6	88	6	66	8	69	5	63	4	74	4	71	6	61	7	37	9	57	6	76	67	805
岡山	9	65	17	84	7	84	4	69	4	69	9	67	11	101	13	82	11	104	5	60	4	97	4	87	98	969
鳥取	1	24	2	25	0	29	2	31	0	17	3	14	3	16	5	40	0	40	1	26	2	15	0	30	19	307
島根	0	21	8	24	5	26	2	33	5	23	5	25	7	31	4	27	2	29	1	40	3	23	1	23	43	325
福岡	25	223	20	216	22	208	23	239	17	214	27	192	35	232	28	210	18	244	30	214	19	171	17	259	281	2,622
北九州	13	40	13	65	8	79	8	82	9	69	12	68	17	89	9	78	9	74	6	81	5	67	5	62	114	854
佐賀	3	39	2	40	4	58	4	54	2	41	1	40	3	54	5	42	1	44	1	47	6	32	8	55	40	546
長崎	5	46	21	50	8	68	8	56	7	49	1	47	3	63	4	61	4	67	2	55	9	47	4	51	76	660
大分	1	28	4	34	3	38	4	48	3	38	4	31	4	36	6	38	4	35	3	24	5	22	4	39	45	411
熊本	12	67	6	68	9	93	13	83	17	63	6	69	10	92	4	61	10	64	11	63	15	57	4	72	117	852
鹿児島	7	54	8	55	7	60	10	61	3	58	13	55	3	69	1	64	6	65	9	70	8	61	5	68	80	740
宮崎	5	43	4	42	7	49	2	73	7	48	8	47	6	54	5	67	4	47	6	26	1	52	3	45	58	593
沖縄	12	90	8	85	4	94	6	81	8	85	6	68	9	80	9	101	11	115	7	97	5	63	10	92	95	1,051
宮城	4	87	12	108	10	110	20	110	9	108	13	88	18	106	12	70	8	107	16	69	15	69	7	93	144	1,125
福島	7	63	8	94	7	87	6	77	12	79	12	62	5	77	3	83	5	71	5	71	7	49	5	97	82	910
山形	2	38	3	33	1	34	0	45	3	47	1	43	0	43	2	33	1	33	4	47	1	35	3	40	21	471
岩手	2	26	3	39	2	48	4	45	0	32	2	34	3	47	6	53	3	36	0	41	1	30	6	40	32	471
秋田	2	27	3	42	4	46	3	30	3	42	1	32	3	38	5	40	2	47	9	43	1	32	2	30	38	449
青森	5	51	2	46	3	46	3																			

【資料23－1】 国選弁護報酬基準の概要（被疑者〔即決・通常〕／即決被告人の報酬基準）

被 疑 者		即決被告人
1. 報酬	(1) 基礎報酬 24,000円(定額)	(普通契約)
	＊ただし、接見を行わず電話交通のみ行ったときの基礎報酬 電話交通を1回行ったとき 10,000円 電話交通を2回行ったとき 20,000円 電話交通を3回以上行ったとき 24,000円	1. 報酬 (1) 通常報酬 ①基礎報酬 50,000円(定額) ②公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円×(出頭した手続期日の回数－1) (2) 遠距離接見等加算 4,000円
2. 費用	(2) 遠距離接見等加算 4,000円	2. 費用 (1) 遠距離接見等交通費 (2) 出張旅費・日当・宿泊料 (3) 通訳人費用 (4) 訴訟準備費用
	(1) 遠距離接見等交通費 (2) 通訳人費用 (3) 訴訟準備費用	3. 継続による減算 被疑者国選からの継続の場合 －12,000円 ＊被疑者国選の報酬が50,000円以下るときは、当該報酬額の半額を減算。
即決被疑者		◆第1回公判前に解任or第1回公判前の略式命令に対する正式裁判請求取下 被告人と接見or電話交通or打合せを行ったとき、又は、記録の閲覧or照会等を行ったとき …基礎報酬9,000円 ＊被告人に対する接見申入れor打合せ申入れ、又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったこととすると、基礎報酬5,000円。 ＊この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。
通 常		◆第1回公判前に解任or第1回公判前の略式命令に対する正式裁判請求取下 第1回公判前に解任された事件があるときは、当該事件については、普通契約同様に基礎報酬を算定し、それ以外の事件の報酬・費用と合算して事件全体に対する報酬・費用とする。 ＊この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。

【資料23－2】 国選弁護報酬基準の概要（第一審〔簡裁・地裁〕の報酬基準）

公判前整理手続なし		公判前整理手続あり		
簡裁	1. 報酬 (1) 通常報酬 (2) 特別成果加算 ② 公判加算 a 実質審理	70,000円	70,000円	
	-45分未満 45分～1時間未満	0円 6,200円	0円 6,200円	
	1時間半～2時間未満 2時間半～3時間未満 3時間半～4時間未満 4時間半～5時間未満 5時間半～	7,700円 12,600円 18,600円 26,400円 36,900円	9,100円 15,800円 24,100円 34,500円 48,200円	
	b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 6,500円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円		b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 6,500円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円	
	2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用		2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用	
3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー12,000円 被疑者国選の報酬が20,000円以下の場合は、当該報酬額の半額を減算。 被疑者国選の報酬が20,000円以下の場合は、当該報酬額の半額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー12,000円 被疑者国選の報酬が20,000円以下の場合は、当該報酬額の半額を減算。 被疑者国選の報酬が20,000円以下の場合は、当該報酬額の半額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		
地裁・単独事件		地裁・単独事件		
1. 報酬 (1) 通常報酬 (2) 特別成果加算 ② 公判加算 a 実質審理	77,000円	80,000円	80,000円	
	-45分未満 45分～1時間未満	0円 5,800円	0円 6,400円	
	1時間半～2時間未満 2時間半～3時間未満 3時間半～4時間未満 4時間半～5時間未満 5時間半～	8,200円 13,600円 20,500円 29,100円 40,600円	9,600円 16,800円 25,900円 37,200円 52,000円	
	b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 7,200円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円		b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 7,200円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円	
	2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用		2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用	
3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー15,000円 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー15,000円 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		
地裁・合議事件		地裁・合議事件		
1. 報酬 (1) 通常報酬 (2) 特別成果加算 ② 公判加算 a 実質審理	99,000円	90,000円	90,000円	
	-45分未満 45分～1時間未満	0円 6,000円	0円 7,500円	
	1時間半～2時間未満 2時間半～3時間未満 3時間半～4時間未満 4時間半～5時間未満 5時間半～	8,700円 14,700円 22,300円 31,800円 44,400円	12,300円 23,200円 36,800円 53,600円 74,700円	
	b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 8,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円		b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 8,000円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円	
	2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用		2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用	
3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー15,000円 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー15,000円 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		
裁 判 員 対 象 事 件		裁 判 員 対 象 事 件		
1. 報酬 (1) 通常報酬 (2) 特別成果加算 ② 公判加算 a 実質審理	99,000円	100,000円	100,000円	
	-45分未満 45分～1時間未満	0円 6,200円	0円 7,900円	
	1時間半～2時間未満 2時間半～3時間未満 3時間半～4時間未満 4時間半～5時間未満 5時間半～	9,100円 15,800円 24,100円 34,500円 48,200円	13,200円 25,300円 40,400円 59,000円 82,200円	
	b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 8,500円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円		b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 8,500円 (2) 遠距離接見等加算 4,000円	
	2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用		2. 費用 (1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用	
3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー15,000円 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		3. 継続による減算 被疑者弁護から継続の場合 ー15,000円 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 被疑者国選の報酬が15,000円未満のときは、当該報酬額を減算。 以下のときは当該報酬額の半額を減算。		

注意：裁定合議事件＝通常合議ではありません。
裁定合議事件＋公判前整理手続なし＝単独事件・整理なしの基準
裁定合議事件＋公判前整理手続あり＝通常合議・整理ありの基準

◆公判手続を遅延し被害被告人に与る弁済手続
基礎報酬×(1+(被告人の数-1)×0.5)

◆第1回公判前に解任 or 第1回公判前の略式命令に対する正式裁判請求取下	
1 被告人との接見 or 電話交通 or 打合せ	9,000円
2 記録の閲覧 or 膳写 + 十分検討	6,000円
3 記録の閲覧 or 電話交通 or 打合せ	16,000円
4 + 記録の閲覧 or 膳写 + 十分検討	15,000円
5 + 記録の閲覧 or 膳写 + 十分検討	25,000円

* 上記1、4、5で、被告人に対する接見の打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったこととまるときは、各金額から4,000円を減じた額で算定。
* この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。
* 膳写費用は「膳写枚数×20円」

【資料23—3】 国選弁護報酬基準の概要（控訴審・上告審の報酬基準）

控 訴 審		上 告 審	
1. 報酬 (1) 通常報酬 ① 基礎報酬 a. 控訴趣意書等の提出がなされた場合 原審が即決 40,000円 原審が簡裁 50,000円 原審が地裁・家裁 60,000円 10001丁以上 * 記録が膨大な場合は基礎報酬増 1001～5000丁 aの150% 5001～10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300% b. 控訴趣意書等提出前の控訴取下げまたは解任	① 基礎報酬 a. 控訴趣意書等の提出がなされた場合 原審が即決 40,000円 原審が簡裁 50,000円 原審が地裁・家裁 60,000円 10001丁以上 * 記録が膨大な場合は基礎報酬増 1001～5000丁 aの150% 5001～10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300% b. 控訴趣意書等提出前の控訴取下げまたは解任	(1) 通常報酬 ① 基礎報酬 a. 控訴趣意書等の提出がなされた場合 原審が即決 40,000円 原審が簡裁 50,000円 原審が地裁・家裁 60,000円 10001丁以上 * 記録が膨大な場合は基礎報酬増 1001～5000丁 aの150% 5001～10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300% b. 控訴趣意書等提出前の控訴取下げまたは解任	(1) 通常報酬 ① 基礎報酬 a. 控訴趣意書等の提出がなされた場合 原審が即決 40,000円 原審が簡裁 50,000円 原審が地裁・家裁 60,000円 10001丁以上 * 記録が膨大な場合は基礎報酬増 1001～5000丁 aの150% 5001～10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300% b. 控訴趣意書等提出前の控訴取下げまたは解任
2. 費用 (1) 騰写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用	2. 費用 (1) 騰写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用	2. 費用 (1) 騰写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用	2. 費用 (1) 騰写費用 (2) 遠距離接見等交通費 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用

【資料24】 国選弁護報酬・費用算定件数（地方事務所別）

地方事務所	平成20年																		平成21年						合計	
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	71	440	79	576	84	569	93	582	68	215	48	670	63	529	88	416	80	504	65	354	57	445	91	520	887	5,820
＊（控訴）	168			179		186		188		112		207		239		151		176		134		175		185		2,100
＊（上告）	127			135		144		111		74		203		165		128		143		144		134		140		1,648
多摩	16	81	26	111	34	115	13	125	19	53	19	134	11	90	20	99	14	124	9	96	10	118	17	125	208	1,271
神奈川	16	141	22	240	27	225	19	237	25	91	24	307	32	236	32	194	12	214	27	181	26	213	20	225	282	2,504
川崎	14	34	8	44	7	48	10	45	5	21	4	77	4	58	7	42	5	49	3	45	6	59	6	51	79	573
小田原	5	25	2	47	7	35	3	35	1	16	2	44	4	51	15	35	22	60	11	25	4	49	10	31	86	453
埼玉	30	151	41	210	37	201	36	267	39	129	37	247	42	167	35	160	30	208	26	166	22	200	41	214	416	2,320
川越	6	32	4	59	9	59	10	52	5	39	6	54	6	42	2	39	1	47	9	31	5	49	5	48	68	551
千葉	19	150	20	228	35	236	35	292	27	152	32	264	29	243	31	215	30	282	33	235	44	246	27	253	362	2,796
松戸	2	28	6	49	0	49	8	67	2	37	1	43	3	57	9	53	10	63	3	36	2	70	1	58	47	610
茨城	8	94	3	138	11	145	22	174	15	96	11	133	6	143	11	121	17	165	10	104	9	124	12	177	135	1,614
栃木	9	134	7	118	9	145	18	175	9	69	12	160	5	129	12	100	14	179	4	79	22	149	12	120	133	1,557
群馬	8	80	5	105	7	115	9	124	16	51	9	127	6	88	8	66	10	110	11	120	11	89	12	98	112	1,173
静岡	2	37	3	50	10	47	7	44	6	24	3	64	4	29	5	39	6	57	1	33	1	32	8	44	56	500
沼津	0	38	6	54	6	54	8	64	1	44	8	59	4	47	8	59	8	67	2	52	3	42	11	65	65	645
浜松	8	21	8	42	7	58	6	49	5	21	4	93	5	76	4	74	4	64	8	55	11	66	10	65	80	684
山梨	4	17	5	42	8	39	4	42	2	27	4	44	8	35	5	34	4	44	7	27	1	49	4	52	56	452
長野	6	50	5	107	9	68	9	82	7	46	7	91	7	84	7	65	14	77	0	48	5	78	4	87	80	883
新潟	11	38	5	90	10	67	10	100	6	31	7	94	5	99	12	77	6	72	4	72	4	97	1	98	81	935
大阪	45	312	49	505	76	433	60	466	44	248	45	608	73	481	59	425	80	483	52	413	54	471	73	485	710	5,330
（控訴）		92		107		127		129		49		137		121		66		97		95		110		138		1,268
京都	8	65	8	114	15	107	16	124	6	75	6	115	18	95	13	77	8	138	7	73	9	114	8	112	122	1,209
兵庫	6	60	5	107	20	112	13	119	10	92	12	118	17	122	20	98	5	101	12	63	18	106	11	117	149	1,215
阪神	8	42	4	44	3	53	10	54	5	35	2	53	3	63	3	41	2	48	5	44	9	62	4	37	58	576
姫路	4	29	3	61	4	54	9	58	6	51	4	59	3	70	1	36	1	52	5	41	1	59	6	61	47	631
奈良	10	52	7	67	8	58	4	58	9	49	10	78	7	89	6	65	6	65	4	52	9	65	4	76	84	774
滋賀	9	47	9	44	5	69	4	61	4	46	7	70	5	71	0	70	3	67	4	43	7	88	9	55	66	731
和歌山	3	36	5	55	5	65	2	49	4	34	9	54	6	60	1	67	3	51	5	51	12	76	7	95	62	693
愛知	20	115	24	205	31	197	39	223	29	86	20	273	33	221	44	176	26	216	31	201	35	201	27	268	359	2,382
（控訴）		21		48		46		40		20		42		28		21		29		19		42		52		408
三河	7	37	4	59	5	71	5	75	4	43	7	98	5	95	9	52	9	72	8	85	7	74	6	61	76	822
三重	9	53	9	84	4	64	5	96	8	49	5	98	9	89	4	59	10	89	4	62	4	64	10	84	81	891
岐阜	14	27	9	76	9	74	9	80	7	32	9	75	7	81	9	54	3	79	5	48	9	75	10	90	100	791
福井	2	13	1	19	9	27	3	19	1	16	2	23	2	18	5	17	1	32	1	20	1	17	6	15	34	236
石川	2	24	5	36	9	33	7	43	3	6	4	53	6	57	2	33	5	46	6	47	7	47	3	53	59	478
（控訴）		3		13		9		7		5		10		9		4		4		7		7		4		82
富山	2	10	3	24	7	22	3	29	1	17	1	31	1	17	3	26	1	27	3	28	1	32	2	26	28	289
広島	4	59	9	111	11	109	7	97	9	62	10	115	15	100	9	99	11	86	9	72	18	113	11	122	123	1,145
（控訴）		6		14		14		13		9		19		30		19		12		13		16		23		188
山口	5	38	3	65	3	75	7	88	5	49	6	71	6	73	3	57	6	97	6	53	8	45	9	59	67	770
岡山	6	54	11	68	13	63	9	78	4	16	5	95	12	70	7	58	13	68	11	69	3	77	5	85	99	801
（控訴）		8		9		10		4		3		13		11		9		13		6		13		19		118
鳥取	2	30	2	25	1	26	0	35	2	10	1	28	3	19	2	13	5	37	0	32	1	27	2	33	21	315
島根	1	17	1	25	11	22	3	18	1	22	7	29	5	23	6	22	3	19	2	33	2	30	1	34	43	294
（控訴）		3		1		3		3		3		5		4		2		2		5		8		3		42
福岡	24	97	23	178	16	171	27	227	29	81	13	231	24	209	30	139	29	184	27	122	24	188	23	221	289	2,048
（控訴）		39		58		47		51		16		51		61		38		45		49		53		53		561
北九州	11	33	10	50	13	43	9	71	12	66	6	79	14	76	12	75	15	80	6	64	6	94	3	99	117	830
佐賀	1	42	4	54	2	43	5	52	2	19	3	52	3	58	1	47	5	40	1	42	1	58	8	47	36	554
長崎	0	26	9	59	20	42	9	62	8	37	6	58	0	71	2	45	5	66	3	61	4	66	8	74	74	667
大分	3	20	3	40	4	38	3	43	3	23	4	52	4	40	4	22	5	42	4	32	5	33	4	31	46	416
熊本	10	25	12	76	4	63	12	96	14	66	13	83	10	71	8	54	7	89	8	59	11	59	12	78	121	819
鹿児島	3	28	8	78	9	58	7	62	7	44	5	46	12	73	2	58	3	74	6	54	10	46	6	85	78	706

【資料25】 国選弁護報酬・費用算定件数 （審級別）

年月		被疑者	被告人						
			第一審				控訴	上告	被告人計
			即決	簡裁	家裁	地裁			
平成20年	4月	515	383	483	10	2,730	389	127	4,122
	5月	570	439	746	13	4,321	521	135	6,175
	6月	712	545	739	12	4,003	534	144	5,977
	7月	697	424	877	20	4,679	538	111	6,649
	8月	586	270	431	10	2,358	261	74	3,404
	9月	538	310	987	20	5,130	555	203	7,205
	10月	642	436	877	18	4,380	584	165	6,460
	11月	657	410	730	25	3,474	370	128	5,137
	12月	642	432	919	20	4,489	449	143	6,452
平成21年	1月	524	239	673	18	3,579	388	144	5,041
	2月	625	282	739	10	4,402	478	134	6,045
	3月	675	355	891	2	4,650	550	140	6,588
合計		7,383	4,525	9,092	178	48,195	5,617	1,648	69,255

【資料26】 国選弁護報酬等に対する不服申立件数

	平成20年									平成21年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国合計	42	39	48	45	29	17	44	19	19	17	31	22	372

【資料27】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	平成20年									平成21年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	1	3	4	5	0	0	3	2	3	4	3	2	30
多摩	0	4	0	3	0	0	0	1	0	0	2	1	11
神奈川	1	3	5	3	1	0	6	3	10	1	6	2	41
川崎	0	0	0	0	1	1	4	2	1	0	0	0	9
小田原	0	0	3	0	0	1	1	3	6	2	0	0	16
埼玉	3	0	5	3	10	8	1	5	6	1	0	3	45
川越	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3	2	1	8
千葉	1	2	6	5	1	0	1	3	5	4	3	4	35
松戸	0	1	0	0	0	0	1	2	5	1	0	1	11
茨城	2	0	2	1	0	1	0	1	0	0	1	0	8
栃木	0	1	0	4	0	0	2	1	0	1	1	0	10
群馬	0	0	1	2	0	0	0	1	12	0	1	2	19
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼津	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	3
浜松	1	0	0	1	2	1	0	1	0	2	1	1	10
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	1	1	0	0	0	5	1	0	0	0	0	8
大阪	6	1	6	9	1	5	1	2	1	6	13	3	54
京都	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	5
兵庫	0	0	0	1	1	1	1	2	0	2	0	1	9
阪神	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
姫路	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	4
奈良	0	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5
滋賀	3	0	1	2	0	0	1	2	4	0	0	0	13
和歌山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛知	0	0	0	1	1	1	2	1	4	2	5	1	18
三河	0	0	0	0	3	0	3	5	1	1	0	0	13
三重	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
岐阜	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
石川	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	5
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
島根	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
福岡	2	1	4	1	3	0	0	0	5	2	4	0	22
北九州	1	0	0	0	2	0	0	0	5	2	0	0	10
佐賀	0	4	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	8
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	0	2	4	1	1	0	1	1	0	0	11
鹿児島	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	4
宮崎	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
沖縄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	5
宮城	2	1	0	1	1	0	9	0	0	2	1	2	19
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
山形	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
札幌	1	1	0	0	1	0	0	4	7	0	0	2	16
函館	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
愛媛	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
合計	31	26	48	49	36	29	49	48	82	46	50	39	533

【資料28】 国選付添報酬基準の概要

	検察官間与なし・少年法第22条の5第2項による国選付添人		検察官間与事件	抗告審又は再抗告審	
	単独事件	合議事件			
通常報酬	(1)通常報酬 ①基礎報酬 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬	(1)通常報酬 ①基礎報酬 90,000円 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬	(1)通常報酬 ①基礎報酬 100,000円 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬	(1)通常報酬 ①基礎報酬(原審記録丁数に依じて) a 1000丁以下 60,000円 b 1000丁を超え5000丁以下 90,000円 c 5000丁を超え1万丁以下 120,000円 d 1万丁を超える場合 180,000円 ②審理加算報酬 a 実質審理期日に対する加算報酬	以下に活動に遠距離移動を伴う場合、交通費及び加算報酬(※)を算定する。 ・少年との面会 ・記録の閲覧若しくは謄写(※) ・裁判官、家庭裁判所調査官若しくは鑑別技官との打合せ ・被害者との示談交渉 ・非行現場の確認 ・目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ ・少年の保護者、親族、身元引受人、学校関係者、雇用主、輔導委託先若しくはこれに準じる者との打合せ
	審判時間 ～45分 45分～1時間未満 1時間半～2時間未満 2時間半～3時間未満 3時間半～4時間未満 4時間半～5時間未満 5時間半～ 第1回 0円 第2回以降 6,400円 6,400円 9,600円 16,800円 25,900円 37,200円 52,000円 61,100円	審判時間 ～45分 45分～1時間未満 1時間半～2時間未満 2時間半～3時間未満 3時間半～4時間未満 4時間半～5時間未満 5時間半～ 第1回 0円 第2回以降 7,500円 12,300円 23,200円 36,800円 53,600円 74,700円 88,300円	審判時間 ～45分 45分～1時間未満 1時間半～2時間未満 2時間半～3時間未満 3時間半～4時間未満 4時間半～5時間未満 5時間半～ 第1回 0円 第2回以降 7,900円 13,200円 25,300円 40,400円 59,000円 82,200円 97,400円	第1回 0円 第2回以降 7,500円 12,300円 23,200円 36,800円 53,600円 74,700円 88,300円	※記録の謄写については、随行補助者を用いるときを含む。但しその場合は加算報酬は算定しない。 謄写費用について ①謄写枚数の全部につき、算定する場合(上限：白黒@20円、カラー@100円) ・否認事件(一部否認を含む) ・法定刑に死刑の定めがある事件 ・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件 ・記録丁数が2000丁を超える事件 ②複製枚数の全部につき、1枚10円で算定する場合 ・上記①に該当する事件で、かつ複製複製人が専任されている場合に、謄写記録の複製を作成したとき ③紙以外の媒体による謄写で、実費を算定する場合 ・紙以外の媒体を複製する方法によらなければ謄写することができない記録を謄写したとき。
加算報酬	(2)遠距離面会等加算報酬 4,000円	※他の国選弁護事件・国選付添事件及び国選被害者参加事件と同一の移動の場合、按分して算定する。	※他の国選弁護事件・国選付添事件及び国選被害者参加事件と同一の移動の場合、按分して算定する。		
	(3)特別加算報酬 ①特別条件加算 通常報酬の50%	②特別成算加算 a 非行事実なし 通常報酬の100%(上限50万円) b 和解契約等 ・50%相当分以上の損害賠償 10,000円 ・実質的に損害賠償 20,000円 ・被害者との私法上の和解成立 30,000円			
調整	(4)環境調整加算報酬 30,000円				
	(5)抗告申告立書加算報酬 10,000円	－10,000円			
費用	(1)記録謄写費用 (2)遠距離面会等交通費 (3)出張に伴う旅費・日当・宿泊料 (4)通訳人費用 (5)審判準備費用	※(2)(3)については、他の国選弁護事件・国選付添事件及び国選被害者参加事件と同一の移動の場合、按分して算定する。			
	(1)基礎報酬	(2)記録謄写費用は「全謄写枚数」×20円			
取下げ、解任	1 面会or電話交通or打合せ 9,000円	原審記録の丁数	5001～10000	10001～	
	2 閲覧or謄写 6,000円	1 面会or電話交通or打合せ 9,000円	～1000	5000	10000
	3 閲覧or謄写＋十分検討 16,000円	2 閲覧or謄写 6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	4 面会or電話交通or打合せ＋閲覧or謄写 15,000円	3 閲覧or謄写＋十分検討 16,000円	12,000円	12,000円	18,000円
	5 面会or電話交通or打合せ＋閲覧or謄写＋十分検討 25,000円	4 面会or電話交通or打合せ＋閲覧or謄写 15,000円	24,000円	32,000円	48,000円
		5 面会or電話交通or打合せ＋閲覧or謄写＋十分検討 25,000円	18,000円	21,000円	27,000円
			33,000円	41,000円	57,000円
但し、1、4、5については、面会若しくは打合せの申し入れ、又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から4,000円を差し引き、					
(2)記録謄写費用は「全謄写枚数」×20円					

遠距離面会等について

以下の活動に遠距離移動を伴う場合、交通費及び加算報酬(※)を算定する。

- ・少年との面会
- ・記録の閲覧若しくは謄写(※)
- ・裁判官、家庭裁判所調査官若しくは鑑別技官との打合せ
- ・被害者との示談交渉
- ・非行現場の確認
- ・目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ
- ・少年の保護者、親族、身元引受人、学校関係者、雇用主、輔導委託先若しくはこれに準じる者との打合せ

※記録の謄写については、随行補助者を用いるときを含む。但しその場合は加算報酬は算定しない。

謄写費用について

①謄写枚数の全部につき、算定する場合(上限：白黒@20円、カラー@100円)

- ・否認事件(一部否認を含む)
- ・法定刑に死刑の定めがある事件
- ・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件

②複製枚数の全部につき、1枚10円で算定する場合

- ・上記①に該当する事件で、かつ複製複製人が専任されている場合に、謄写記録の複製を作成したとき
- ③紙以外の媒体による謄写で、実費を算定する場合
- ・紙以外の媒体を複製する方法によらなければ謄写することができない記録を謄写したとき。

審判準備費用について

以下の費用につき、算定する(上限3万円)

- ・診断書の作成料
- ・23 条照会の手数料
- ・審判書原本の交付手数料

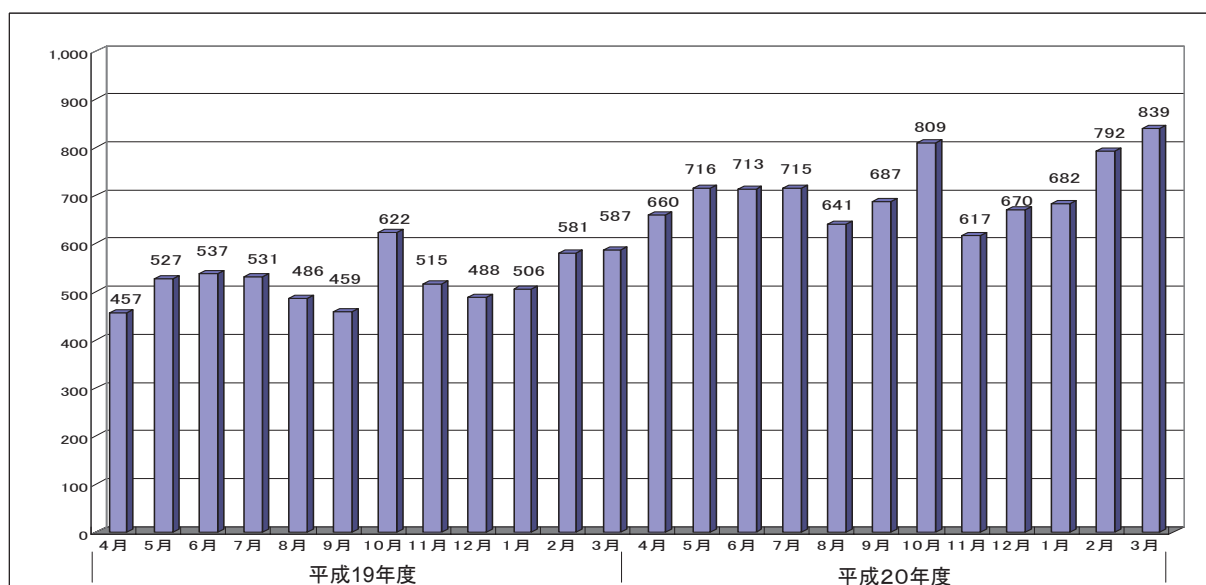
【資料29】 国選付添報酬・費用算定件数

地方事務所	平成20年										平成21年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
東京	2	0	4	3	3	2	0	2	4	0	5	4	29	
多摩	3	0	3	1	2	1	1	0	1	0	0	2	14	
神奈川	3	1	4	2	5	1	0	6	3	4	3	9	41	
川崎	1	0	0	0	0	1	3	2	1	2	1	0	11	
小田原	0	0	0	2	0	0	0	1	2	7	2	0	14	
埼玉	6	3	1	6	2	8	9	3	5	6	1	2	52	
川越	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	6	
千葉	0	2	2	3	1	5	0	2	3	5	3	5	31	
松戸	0	0	0	0	1	0	0	1	1	6	1	0	10	
茨城	0	2	1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	8	
栃木	0	1	1	0	3	0	1	1	2	0	1	1	11	
群馬	0	0	0	2	0	1	0	0	1	9	0	0	13	
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沼津	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	
浜松	0	1	0	0	1	2	1	0	0	1	2	1	9	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	0	0	0	1	0	1	0	0	6	0	0	0	8	
大阪	4	1	3	5	6	6	7	2	3	2	5	11	55	
京都	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	6	
兵庫	3	0	0	0	1	1	1	0	3	0	1	0	10	
阪神	0	2	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	6	
姫路	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	
奈良	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	4	
滋賀	9	3	0	2	1	1	0	1	2	4	0	0	23	
和歌山	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
愛知	2	0	0	0	0	2	1	1	2	1	4	2	15	
三河	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	2	1	10	
三重	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	
岐阜	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
石川	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	4	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5	
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
島根	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	4	
福岡	2	2	1	3	2	1	2	0	0	5	0	6	24	
北九州	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4	1	0	8	
佐賀	1	0	3	1	0	1	0	0	0	1	1	1	9	
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	1	1	0	1	1	3	1	2	0	2	0	0	12	
鹿児島	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	4	
宮崎	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
沖縄	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	5	
宮城	1	4	1	0	1	1	0	6	3	0	1	0	18	
福島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	
山形	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
岩手	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	4	
札幌	0	0	1	1	0	1	2	0	5	5	1	1	17	
函館	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
釧路	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
香川	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
合計	50	26	28	42	32	45	39	34	58	82	42	60	538	

【資料30】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

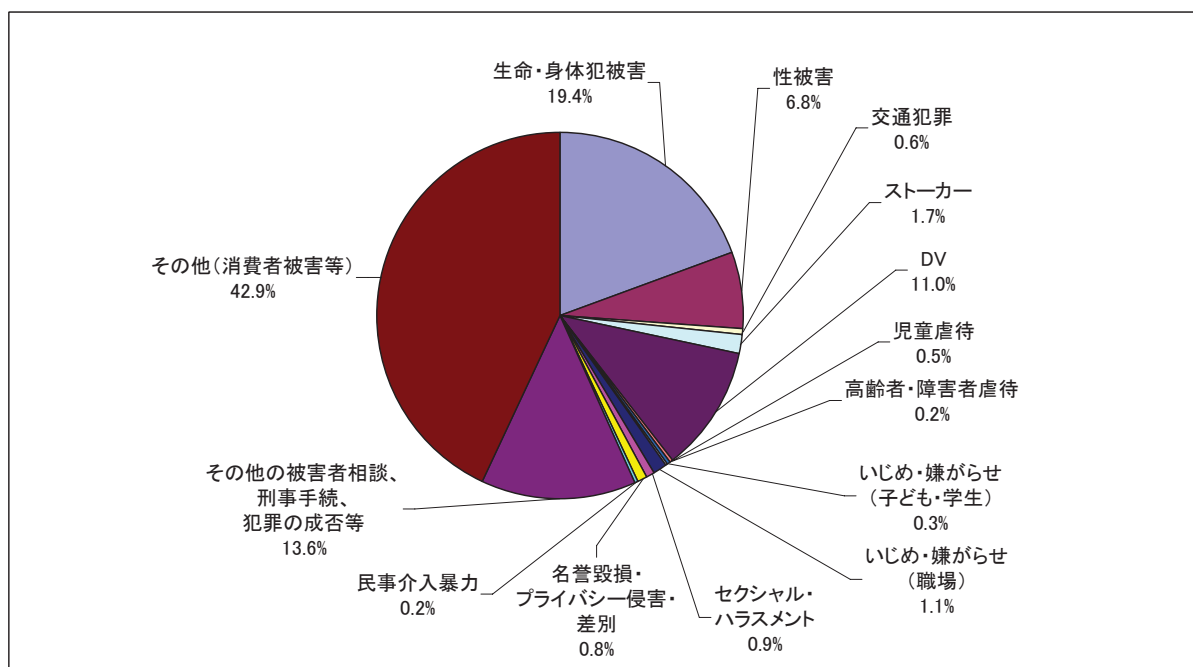
巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成20年 4月	名寄	民事扶助事件	法律相談
4月	紋別	民事扶助事件、国選弁護事件	弁論、面接
4月	稚内	民事扶助事件	弁論、法律相談
4月	稚内	民事扶助事件	弁論
5月	名寄	民事扶助事件	破産手続開始審尋
6月	名寄	民事扶助事件	法律相談
6月	紋別	民事扶助事件	弁論
6月	稚内	民事扶助事件	弁論、法律相談, 打合せ
7月	稚内	民事扶助事件	弁論、打合せ
8月	紋別	民事扶助事件	弁論、審問
8月	稚内	民事扶助事件	弁論
9月	紋別	民事扶助事件	法律相談、子どもの面会の立会
9月	稚内	民事扶助事件	弁論
9月	稚内	民事扶助事件	弁論・打合せ
11月	稚内	民事扶助事件	弁論
11月	紋別	民事扶助事件	調停
11月	稚内	民事扶助事件	弁論
12月	稚内	国選弁護事件	接見
12月	稚内	民事扶助事件、国選弁護事件	弁論・接見
平成21年 1月	名寄	民事扶助事件	法律相談
1月	稚内	民事扶助事件	弁論、法律相談
3月	紋別	国選弁護事件	証人予定者聞きとり
3月	稚内	国選弁護事件	接見

【資料31】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電状況の推移

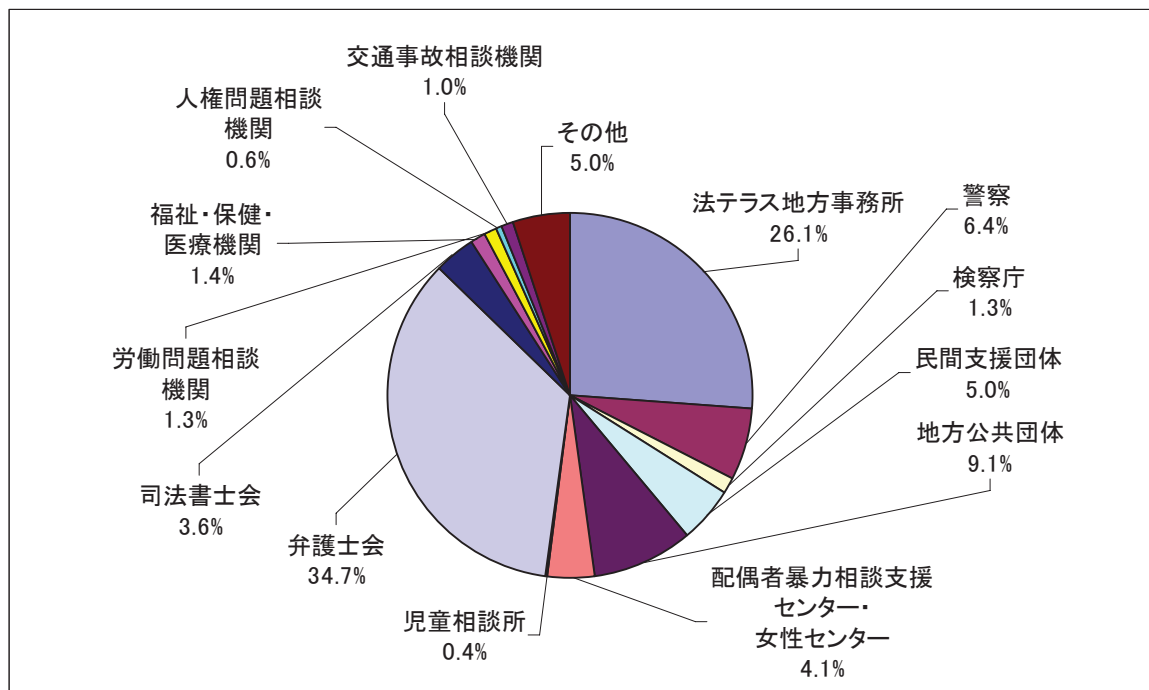


- ・平成19年度 6,296件
- ・平成20年度 8,541件
- ・業務開始以降 18,516件

【資料32】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容



【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

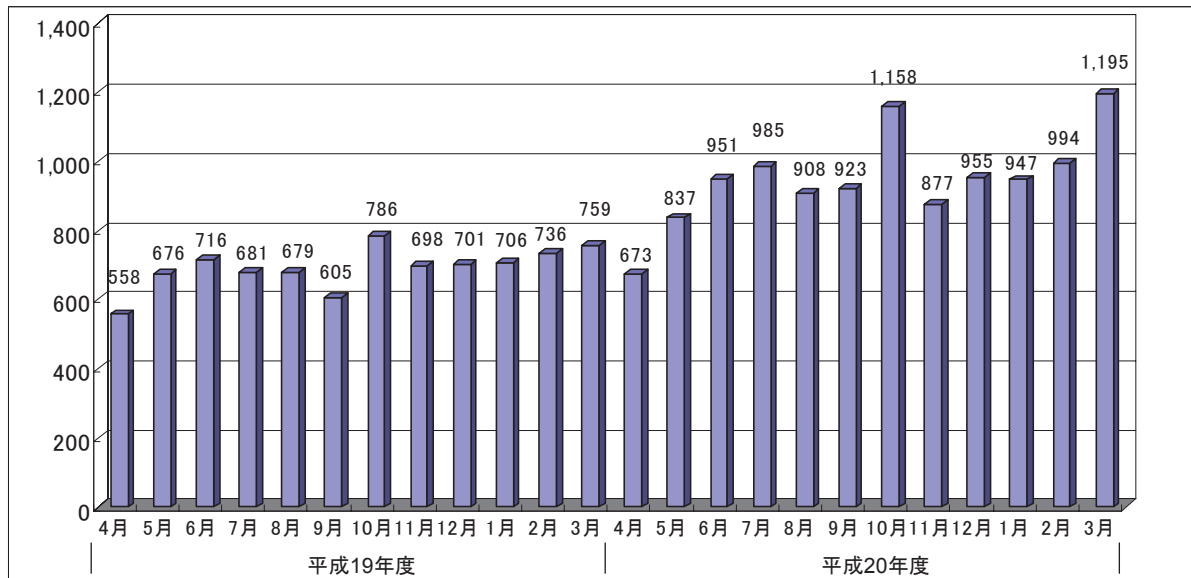


平成20年度紹介件数 4, 518件

※ 犯罪被害・刑事手続等の分類に含む主なもの

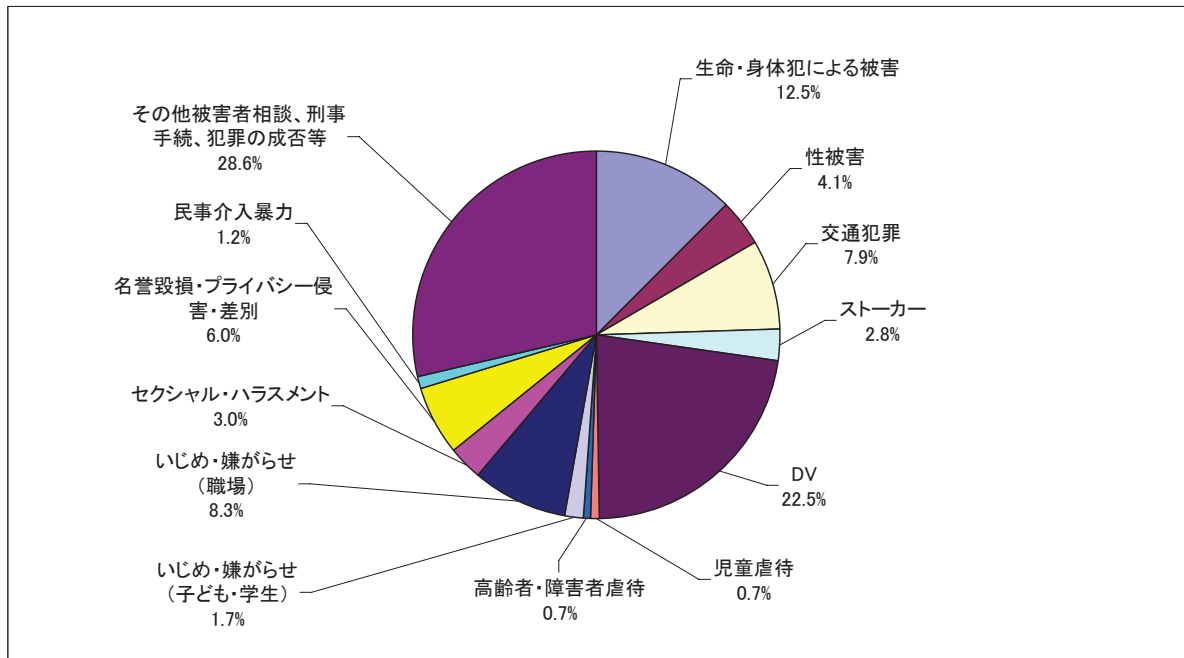
- ① 刑事手続の仕組み
- ② 犯罪の成否
- ③ その他犯罪・刑事事件に関するもの
(生命・身体に対する被害、性被害、DV、虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。消費者被害を除く。)

【資料34】 地方事務所における問い合わせ件数の推移



平成19年度 8,301件
平成20年度 11,403件

【資料35】 地方事務所に対応した問い合わせ内容



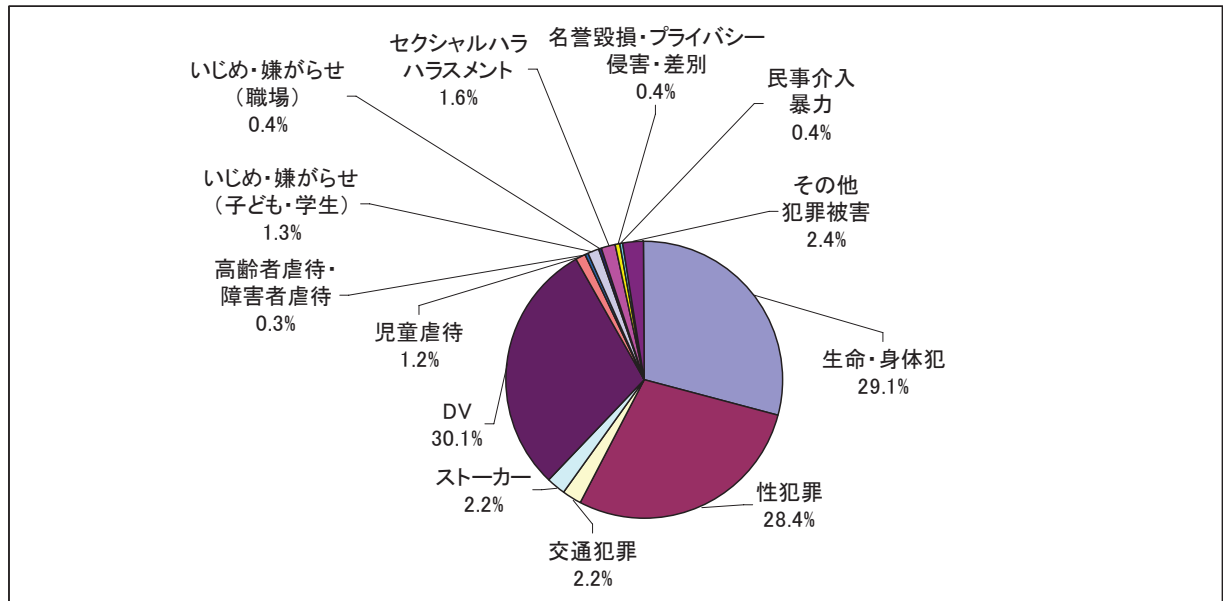
【資料36】 精通弁護士の紹介状況

(1) 紹介件数

696件

(参考) 平成18年10月～平成19年3月 97件
平成19年4月～平成20年3月 590件

(2) 紹介内訳



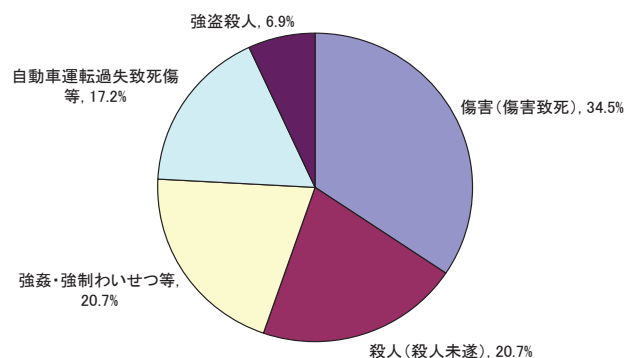
【資料37】 被害者国選弁護報酬基準の概要

		第 一 審		上 訴 審				
		非裁判員裁判事件	裁判員裁判事件					
通常報酬	基礎報酬		基本	103,000円	230,000円	控訴審 60,000円 上告審 50,000円 (原審事件の種別にかかわらず)		
	特 則	加 算	複数の被害者参加人に1名の参加人弁護士が選定されたときは加算 基礎報酬×{1+(被害者参加人の数-1)×0.5}					
			原審の記録の丁数が1000を超えるときは、次の区分に従った金額を基礎報酬とする。					
			【原審記録】／【加算後の基礎報酬】					
		1000を超え5000以下		150%				
	5000を超え1万以下		200%					
	1万を超える場合		300%					
	減 算	(一定の事由がある場合)						
		基礎報酬の50%又は80%		基礎報酬の25%又は80%		基礎報酬の50%又は80%		
	公判加算	実質公判期日加算	審理時間	1回目		2回目以降		
45分未満			0円		5,000円			
45分以上 2時間30分未満			5,000円		8,000円			
2時間30分以上 2時間30分未満			11,600円		16,600円			
2時間30分以上			18,300円		25,300円			
判決宣告期日等加算		3,000円						
公判前整理手続等 (期日間整理手続) 対応加算		4,000円						
評議対応加算		3,000円						
委託事項が限定される場合の減算		○委託事項が1つ限定されるごとに公判加算を5%減額 ○公判期日への出席が委託されなかった場合には、公判加算はしない。						
加算		遠距離打合せ・協議等加算					直線片道25km以上の移動につき4,000円 直線片道50km以上の移動につき8,000円	
費用		・記録謄写費用 ・遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 ・公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料 ・通訳人費用 ・訴訟準備費用					(金額は、すべて税込み)	

【資料38】 被害者参加弁護士契約弁護士数及び選定請求等受理件数

地 方 事 務 所	弁 護 士 数 平成21年 4月1日現在	選定請求(指名通知請求)件数									
		件 数	請 求 者 数 (延べ人数)	平成20年		平成21年		平成21年		平成21年	
				12月		1月		2月		3月	
				件数	請求者数	件数	請求者数	件数	請求者数	件数	請求者数
東京	181	4	4	0	0	1	1	2	2	1	1
神奈川	67	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
埼玉	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	34	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
栃木	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	36	2	3	0	0	0	0	0	0	2	3
山梨	18	1	2	0	0	0	0	1	2	0	0
長野	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	85	5	5	0	0	0	0	3	3	2	2
京都	50	2	2	0	0	1	1	1	1	0	0
兵庫	41	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
奈良	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	19	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
和歌山	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	27	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
岐阜	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	18	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
石川	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	22	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
鳥取	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	102	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
佐賀	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	30	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1
熊本	70	2	3	0	0	0	0	0	0	2	3
鹿児島	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	13	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
青森	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	12	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
愛媛	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,844	29	32	0	0	4	4	11	12	14	16

【資料39】 選定請求事件の罪名別件数及び内訳



罪 名	件数
傷害(傷害致死)	10
殺人(殺人未遂)	6
強姦・強制わいせつ等	6
自動車運転過失致死傷等	5
強盗殺人	2
合 計	29

【資料40】 日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者・心神喪失者	退院請求、処遇改善、帰住環境調査等の行政手続の代理
⑧	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑨	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

【資料41】 認知度調査結果概要

(調査日：平成21年2月20・21・28日、3月1日)

図1 「法テラス」の認知度（全体）

サンプル数:1,100

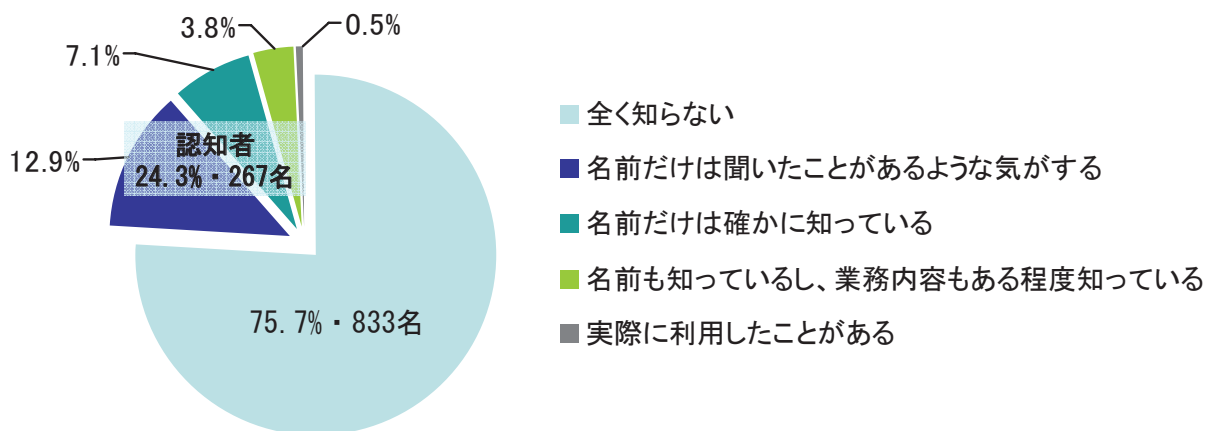


図2 性・年齢別の認知割合

サンプル数:1,100（男性550、女性550）

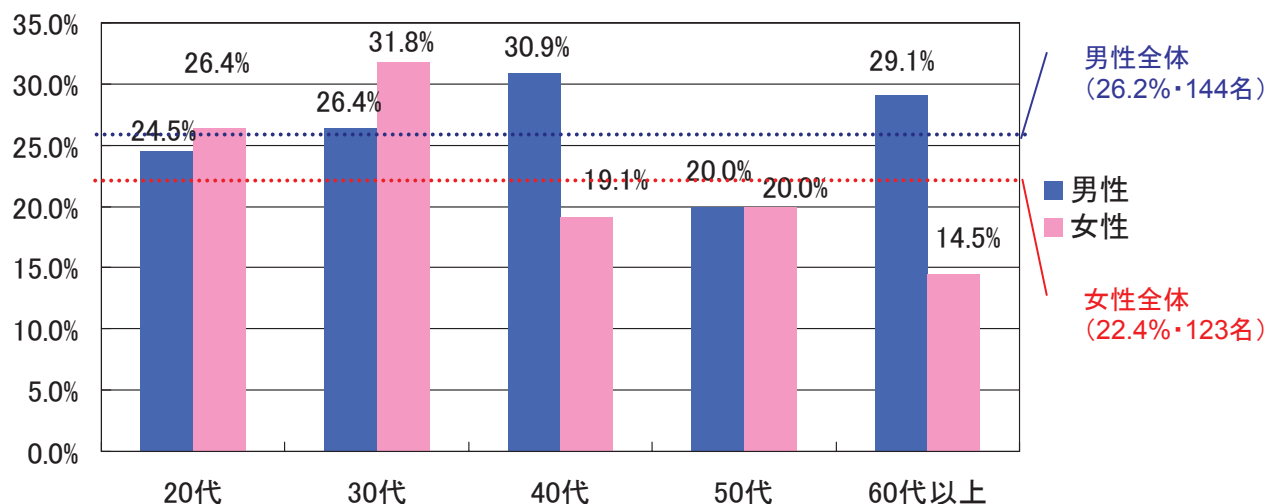
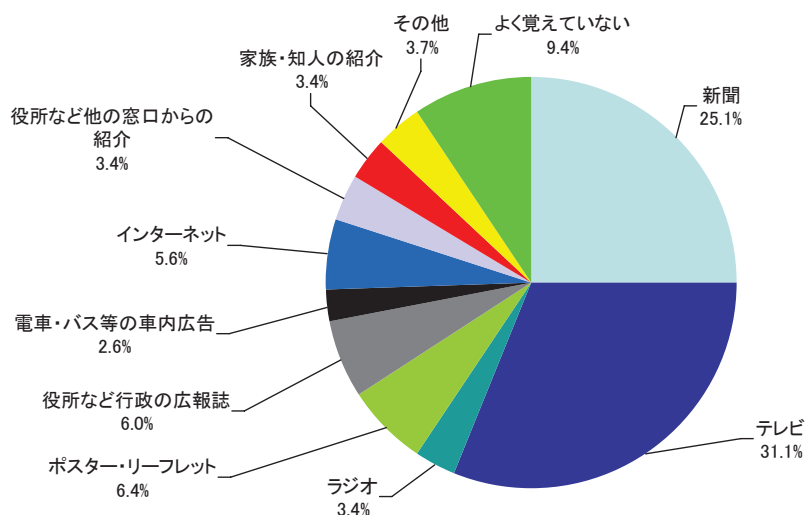


図3 認知者の認知経路

サンプル数:267



【資料42】 平成20年度地方協議会開催一覧

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
東京	平成21年2月25日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	142名
東京(多摩)	平成21年2月13日	13:30～15:30	犯罪被害者支援、裁判員裁判について 法律相談の充実、労働、DV等の専門相談のあり方について	70名
神奈川	平成20年11月14日	15:00～17:00	犯罪被害者支援について 関係機関・団体との連携による支援について	36名
神奈川(川崎)	平成20年7月2日	15:00～16:30	業務説明及び実績報告	30名
神奈川(小田原)	平成20年10月24日	15:00～16:30	業務概要・実績報告 情報提供業務及び法律扶助業務について	27名
埼玉	平成20年9月16日	14:00～16:00	民事法律扶助事業の現状と課題について 法テラスの精通弁護士紹介及び被害者国選弁護制度について	94名
埼玉(川越)	平成20年9月30日	14:30～16:00	法テラス各業務の現状について	36名
千葉	平成20年9月16日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	25名
茨城	平成20年10月22日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	81名
栃木	平成21年1月26日	14:00～16:00	被害者参加制度と法テラスの役割	72名
群馬	平成20年10月22日	13:30～16:00	情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護業務・犯罪被害者支援業務における課題と要望について	54名
静岡	平成21年3月6日	14:00～16:45	犯罪被害者支援のための連携について	72名
静岡(浜松)	平成21年2月9日	14:00～16:00	関係機関における犯罪被害者支援について 法律扶助相談通訳サービスについて	32名
静岡(沼津)	平成21年2月18日	14:00～16:00	民事法律扶助制度の利用について	49名
山梨	平成20年7月4日	13:30～15:30	法テラスによる情報提供と関係機関との連携について	89名
長野①	平成20年9月12日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	43名
長野②	平成20年10月15日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	22名
長野③	平成20年11月21日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	22名
長野④	平成20年12月10日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	16名
長野⑤	平成21年1月23日	13:15～16:20	関係機関との連携強化について	46名
新潟①	平成20年7月15日	14:00～16:15	法テラスへの要望等の意見交換 民事法律扶助制度について	35名
新潟②	平成20年7月28日	15:00～16:15	医療関係機関との連携強化について	12名
新潟③	平成20年10月21日	15:00～16:30	DVその他女性関係の問題の対応について	19名
新潟④	平成20年11月6日	13:30～15:30	法テラスへの要望等の意見交換 民事法律扶助制度について	14名
新潟⑤	平成21年3月3日	13:30～15:30	法テラスへの要望等の意見交換 民事法律扶助制度について	28名
大阪	平成20年10月29日	13:00～15:00	業務報告 関係機関等との連携強化について	49名
京都	平成20年10月29日	13:30～15:30	犯罪被害者支援について	46名
兵庫①	平成20年11月18日	14:00～16:00	犯罪被害者支援について	17名
兵庫②	平成21年2月2日	13:50～15:30	法テラスと関係機関の連携強化について	80名
奈良①	平成20年10月17日	13:30～15:30	士業団体等との連携・協力関係等について	19名
奈良②	平成20年10月24日	13:30～15:30	国・県の機関との連携・協力関係等について	23名
奈良③	平成20年10月30日	13:30～15:30	自治体の消費生活相談担当者との連携・協力関係等について	10名
奈良④	平成20年11月7日	13:30～15:30	市町村との連携・協力関係等について	9名
奈良⑤	平成20年11月13日	13:30～15:30	市町村との連携・協力関係等について	9名
奈良⑥	平成20年11月20日	13:30～15:30	市町村との連携・協力関係等について	9名
奈良⑦	平成20年11月26日	13:30～15:30	社会福祉協議会との連携・協力関係等について	10名
滋賀①	平成20年9月24日	13:30～15:00	出張相談実施について 社会福祉協議会との連携・協力について	11名
滋賀②	平成20年11月25日	13:30～15:00	出張相談実施について 消費生活センターとの連携・協力について	14名
滋賀③	平成21年2月17日	13:30～15:30	法テラスの利用率・周知度の向上のための広報のあり方 関係機関・団体との連携について	49名
和歌山	平成20年11月26日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	63名
愛知	平成20年11月19日	14:00～16:00	高齢者を取り巻く法的問題と対策について	147名
三重	平成20年10月1日	14:00～16:00	総合法律支援の現状と将来的枠組みについて 関係機関・団体との連携状況について	18名

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
岐阜	平成20年10月31日	13:30～16:30	関係団体との連携方法のあり方について	28名
福井	平成20年12月9日	13:30～15:30	犯罪被害者支援の取組状況等について 被害者参加国選制度の運用について	17名
石川①	平成20年6月3日	13:30～15:00	民事法律扶助について 窓口相談全般に関する意見交換	20名
石川②	平成20年7月31日	13:30～15:20	民事法律扶助について 窓口相談全般に関する意見交換	20名
石川③	平成20年11月12日	13:30～15:40	民事法律扶助について 窓口相談全般に関する意見交換	21名
富山	平成21年3月2日	13:30～15:20	法テラスの業務について 民事法律扶助制度の利用促進について	60名
広島	平成20年11月28日	13:30～15:30	情報提供・民事法律扶助に関する意見交換 犯罪被害者支援に関する意見交換	60名
山口	平成20年10月17日	14:00～15:30	業務概況説明	75名
岡山	平成21年2月23日	13:30～15:30	最近の刑事司法の動向と法テラスの業務について	55名
鳥取	平成21年3月18日	13:30～15:30	関係機関との連携状況について	18名
島根①	平成20年5月2日	13:30～15:30	関係機関とのより緊密な連携強化、司法過疎地域における司法サービスの充実について	54名
島根②	平成20年11月14日	13:30～15:30	法テラスの業務及び業務実績	23名
福岡	平成21年1月30日	14:00～16:00	司法サービスの連携強化に向けて	89名
福岡(北九州)	平成20年11月21日	14:00～16:00	法テラスの業務について 情報提供のネットワーク構築について	63名
佐賀①	平成20年9月24日	13:30～15:30	多重債務相談における関係機関との連携について	25名
佐賀②	平成20年12月17日	13:30～15:30	家事一般相談における関係機関との連携について	28名
佐賀③	平成21年2月6日	13:00～15:30	労働関係相談における関係機関との連携について	13名
長崎	平成20年10月31日	14:00～16:00	法テラス長崎の業務概況報告および今後の展望について	93名
大分	平成20年9月11日	14:00～15:45	関係機関との連携強化について 民事法律扶助制度の活用について	99名
熊本①	平成20年9月29日	13:30～16:00	犯罪被害者支援に関する関係機関との連携について	19名
熊本②	平成21年2月27日	13:00～16:00	業務報告 犯罪被害者支援業務について	80名
鹿児島	平成21年3月13日	13:30～15:30	業務内容説明 関係機関との連携について	80名
宮崎	平成21年2月19日	14:00～16:00	関係機関との連携・協力等について	58名
沖縄	平成21年2月26日	13:30～15:30	業務概要 裁判員制度について	45名
宮城	平成20年12月5日	13:30～15:30	業務内容・実績報告 関係機関等との連携強化の方策について	56名
福島	平成20年9月19日	13:30～15:00	法テラスと関係機関との連携について 広報について	17名
山形	平成20年11月13日	14:00～16:00	情報提供の実情について 民事法律扶助の資力要件について	31名
岩手	平成20年11月27日	13:30～15:30	裁判員制度、被害者参加制度について	56名
秋田	平成20年10月22日	15:00～16:30		約70名
青森	平成20年10月24日	14:00～16:00	法テラス青森の業務状況及び実績	41名
札幌	平成20年10月23日	13:30～15:30	活動状況報告 関係機関との連携について	85名
函館	平成20年10月22日	13:30～15:30	関係機関・団体との連携、協力関係等について	84名
旭川	平成20年11月21日	14:00～16:00	被害者参加制度・裁判員制度と法テラスの役割について	56名
釧路①	平成20年10月23日	13:30～15:00	法テラスとの連携関係、司法過疎対策、広報活動・活動状況等について	21名
釧路②	平成20年10月30日	13:30～15:00	法テラスとの連携関係、司法過疎対策、広報活動・活動状況等について	23名
釧路③	平成20年11月6日	15:00～17:00	法テラスとの連携関係、司法過疎対策、広報活動・活動状況等について	34名
香川	平成20年11月27日	14:00～16:00	被害者参加制度の業務開始に向けて	34名
徳島	平成20年11月6日	14:00～15:45	犯罪被害者参加制度について 情報提供業務の実情について	62名
高知①	平成20年10月23日	13:30～15:30	多重債務に関する関係機関との連携について	11名
高知②	平成20年11月17日	15:00～17:30	犯罪被害者支援に関する連携について	5名
高知③	平成21年1月20日	15:00～17:00	犯罪被害者支援に関する連携について	11名
高知④	平成21年3月16日	15:00～17:00	犯罪被害者支援に関する連携について	13名
愛媛	平成20年10月10日	14:00～16:00	関係相談機関・団体との連携・協力関係の強化について	82名

【資料43】 平成20年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成20年 9月 1日～ 9月 5日	5名
2			平成20年10月 6日～10月10日	3名
3		大阪地方事務所	平成20年 9月 1日～ 9月 5日	4名
4			平成20年10月 6日～10月10日	4名
5	法テラス中規模型事務所修習	埼玉地方事務所	平成20年 9月29日～10月 3日	1名
6	法テラス小規模型事務所修習	熊谷地域事務所	平成20年 8月25日～ 8月29日	1名
7		長野地方事務所	平成20年 9月29日～10月 3日	1名
8		松本地域事務所	平成20年10月 6日～10月10日	1名
9		三重地方事務所	平成20年 9月 8日～ 9月12日	1名
10			平成20年10月14日～10月17日	1名
11		鳥取地方事務所	平成20年 9月29日～10月 3日	1名
12		沖縄地方事務所	平成20年 7月28日～ 8月 1日	2名
13		香川地方事務所	平成20年 9月24日～10月 7日	2名
14		徳島地方事務所	平成20年 7月28日～ 8月 1日	3名
15			平成20年 9月29日～10月 3日	3名
16	法テラス過疎地型事務所修習	佐渡地域事務所	平成20年10月 6日～10月10日	1名
17		倉吉地域事務所	平成20年 9月29日～10月 3日	1名
18		壱岐地域事務所	平成20年 9月22日～ 9月26日	1名
19			平成20年10月20日～10月24日	1名
20		江差地域事務所	平成20年 9月 1日～ 9月 5日	2名
21		須崎地域事務所	平成20年 7月28日～ 8月 8日	2名

【資料44】 法テラスと連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等
(地方事務所別)

地方事務所	関係機関 ・団体数	窓口総数
東京	378	1,839
神奈川	221	923
埼玉	172	446
千葉	161	878
茨城	134	356
栃木	137	319
群馬	118	663
静岡	163	915
山梨	107	307
長野	186	513
新潟	163	603
大阪	218	651
京都	149	489
兵庫	267	906
奈良	104	310
滋賀	134	401
和歌山	148	296
愛知	250	1,178
三重	112	573
岐阜	103	409
福井	92	315
石川	126	295
富山	121	330
広島	207	830
山口	202	508
岡山	195	728
鳥取	133	320
島根	102	309
福岡	190	803
佐賀	121	471
長崎	186	512
大分	156	415
熊本	155	429
鹿児島	110	334
宮崎	139	388
沖縄	119	214
宮城	116	512
福島	184	486
山形	118	227
岩手	135	281
秋田	99	454
青森	112	390
札幌	272	483
函館	106	225
旭川	132	280
釧路	138	287
香川	105	250
徳島	105	285
高知	95	271
愛媛	129	277
合計	7,625	24,884
平均	152.5	497.7

【資料45】 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1) 内定者業務研修

<実施日：平成20年12月9日～10日>

講義	総合法律支援法の概要
講義	国選弁護・付添業務の概説
講義	受託業務の概要
講義	情報提供業務について（コールセンター見学を含む）
講義	民事法律扶助業務の概説
講義	被害者参加制度について
講義	赴任前業務研修 ～事務員との関わり方、指導方法等について～

(2) 業務研修等

<実施日：平成20年5月27日～28日>

参加型研修	公判前整理手続
講義	涉外家事事件の実務

<実施日：平成20年8月19日～20日>

講義・討議	裁判員制度下における当事者の公判活動について
講義・討議	裁判員制度下における公判活動について
参加型研修	刑事事件の事例研修 ～常勤弁護士による仮想事例における尋問演習～
講義	国選被害者参加制度の概要
講義	困難事例の検討 ～困難なDV事件に対する対処例～

<実施日：平成20年10月23日～24日>

参加型研修	刑事事件の事例研修 ～仮想事例による最終弁論演習～
講義	国選被害者参加制度の概要
講義	特定商取引法、割賦販売法の活用上のポイント ～2008年改正の概要も含めて～

<実施日：平成21年2月18日～19日>

参加型研修	刑事事件の事例研修 ～仮想事例による最終弁論演習～
講義	特定商取引法、割賦販売法の活用上のポイント ～2008年改正の概要も含めて～

<実施日：平成21年3月18日>

講義	理事長による講和
講義	生活保護
課題別ゼミ	裁判員裁判における情状弁護
課題別ゼミ	大失業時代の労働相談活動
課題別ゼミ	高齢者の財産管理・身上監護の実務

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1) 新任業務研修（採用時期に併せて年2回実施）

<実施日：平成20年9月17日～18日、平成21年1月6日～7日>

講義	総合法律支援法の概要
講義	民事法律扶助業務の概説
講義	情報提供業務について（コールセンター見学を含む）
講義	常勤弁護士の職務について
講義	国選弁護・付添業務の概説
講義	受託業務の概要
講義	犯罪被害者支援業務について
講義	各種手続きについて

(2) 定期基礎研修

ア 現行第60期・新第60期常勤弁護士対象 定期基礎研修

＜実施日：平成20年5月22日～23日 第2回＞

講義	赴任から1年を振り返って ～スタッフ弁護士に求められているもの～	
参加型研修	実務研修（民事編）	債務整理（発展）・相続紛争
参加型研修	実務研修（刑事編）	否認事件について ～公判段階の弁護活動～
事例研究	事例相談	

＜実施日：平成20年6月19日～20日 第3回＞

参加型研修	実務研修（民事編）	消費者・成年後見 ～法律相談、交渉～
参加型研修	実務研修（刑事編）	否認事件について ～捜査段階の弁護活動～
講義	1期生の体験談	
講義	DV事件処理のための基礎知識	
事例研究	事例相談	

＜実施日：平成20年7月17日～18日 第4回＞

参加型研修	実務研修（民事編）	離婚・DV ～法律相談、交渉～
参加型研修	実務研修（刑事編）	否認事件について ～公判段階の弁護活動～
講義	1期生の体験談	
講義	少年事件について	
事例研究	事例相談	

＜実施日：平成20年9月2日～3日 第5回＞

参加型研修	実務研修（民事編）	貸金 ～法律相談、仮差押～
参加型研修	実務研修（刑事編）	倫理
講義	1期生の体験談	
事例研究	事例相談	

イ 現行第61期・新第61期常勤弁護士対象 定期基礎研修（東京・大阪2か所開催）

＜実施日：（東京会場）平成21年2月6日、（大阪会場）2月13日 第1回＞

参加型研修	実務研修（民事編）	債務整理
参加型研修	実務研修（刑事編）	自白捜査
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談	
事例研究	事例相談	

＜実施日：（東京会場）平成21年3月6日、（大阪会場）3月13日 第2回＞

参加型研修	実務研修（民事編）	離婚、DV
参加型研修	実務研修（刑事編）	自白公判
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談	
事例研究	事例相談	

(3) 赴任前業務研修（赴任時期に併せて年2回実施）

＜実施日：平成20年9月2日～3日、平成20年12月9日＞

講義	民事法律扶助業務の概説	
講義	被害者参加制度について	
講義	赴任前業務研修 ～事務員との関わり方、指導方法等について～	

3 ブロック別研修

○中部ブロック（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

＜実施日：平成21年1月24日＞

事例研究	債務整理、過払事件についての理論及び実務	
事例研究	刑事事件（痴漢否認事件）についての弁護活動	
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換	

○関東Bブロック（東京・神奈川・静岡・長野）

＜実施日：平成21年1月31日＞

参加型研修	法廷弁護技術研修	
-------	----------	--

○九州ブロック（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

<実施日：平成21年2月6日>

事例研究	過払金返還訴訟における最近の重要判例の研究発表
事例研究	刑事重大事件における情状弁護
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○四国ブロック（香川・徳島・高知・愛媛）

<実施日：平成21年2月7日～8日>

講演	離婚事件の実務の概要及びケース研究
事例研究	公判前整理手続における注意点
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○関東Aブロック（埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成21年2月12日>

経験交流ゼミ	民事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	刑事事件経験交流ゼミ
講演	インターネットの法律問題

○北海道・東北ブロック（北海道・福島・岩手・秋田・青森）

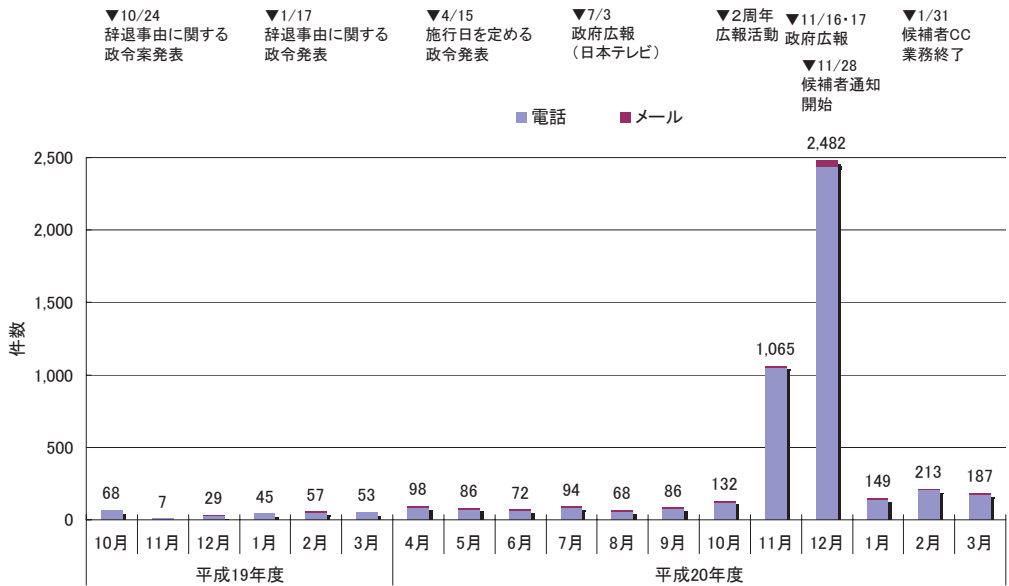
<実施日：平成21年3月1日～2日>

参加型研修	法廷弁護技術研修
事例研究	家事事件事例報告
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

【資料46】 裁判員制度についての問い合わせ

裁判員制度に関する問い合わせ

年度	平成19年度						平成20年度												合計
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
電話	65	7	25	43	50	51	82	70	60	83	53	75	118	1,052	2,438	140	209	174	4,795
メール	3	0	4	2	7	2	16	16	12	11	15	11	14	13	44	9	4	13	196
合計	68	7	29	45	57	53	98	86	72	94	68	86	132	1,065	2,482	149	213	187	4,991



■裁判員制度に関する問い合わせ（分野ごと集計）

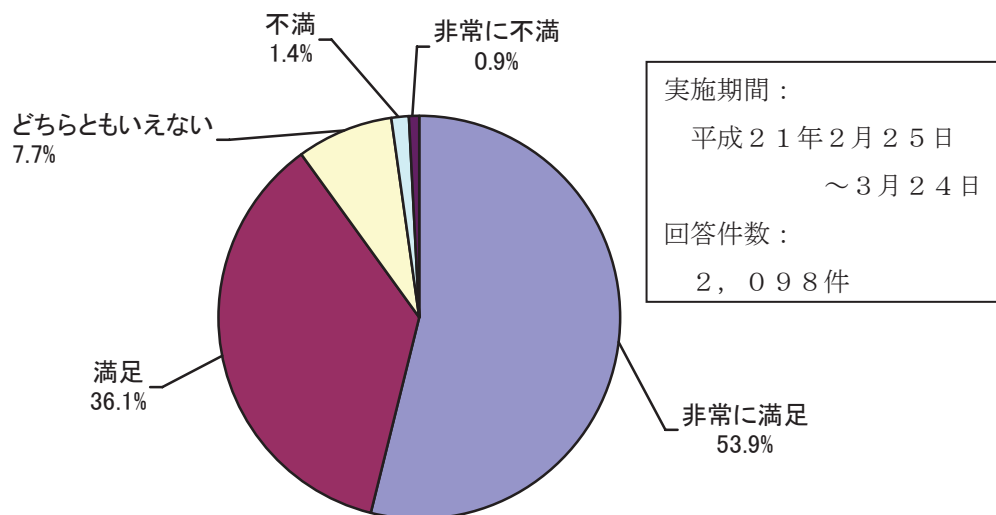
	平成20年度										合計	割合
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
制度概要	19	10	9	18	119	99	14	23	18	329	7.4%	
対象事件	1	2	1	2	19	12	5	5	2	49	1.1%	
選任手続	17	10	14	26	255	651	35	81	59	1,148	25.6%	
辞退・不適格事由	9	17	15	25	367	1,072	36	45	58	1,644	36.7%	
職務内容	3	0	5	7	54	72	10	10	7	168	3.8%	
義務・罰則	5	1	6	11	45	47	8	1	4	128	2.9%	
裁判員の保護	0	2	4	2	24	35	5	10	4	86	1.9%	
補償・雇用・環境整備	6	10	6	10	61	66	13	12	17	201	4.5%	
旅費・日当	10	3	7	11	35	32	10	10	2	120	2.7%	
その他(裁判員制度)	5	5	11	7	65	95	12	16	16	232	5.2%	
裁判員制度（小分類未入力）	19	8	8	13	21	301	1	0	0	371	8.3%	
合 計	94	68	86	132	1,065	2,482	149	213	187	4,476	100.0%	

※分野ごとの集計は平成20年7月より開始。

【資料 47】 利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）

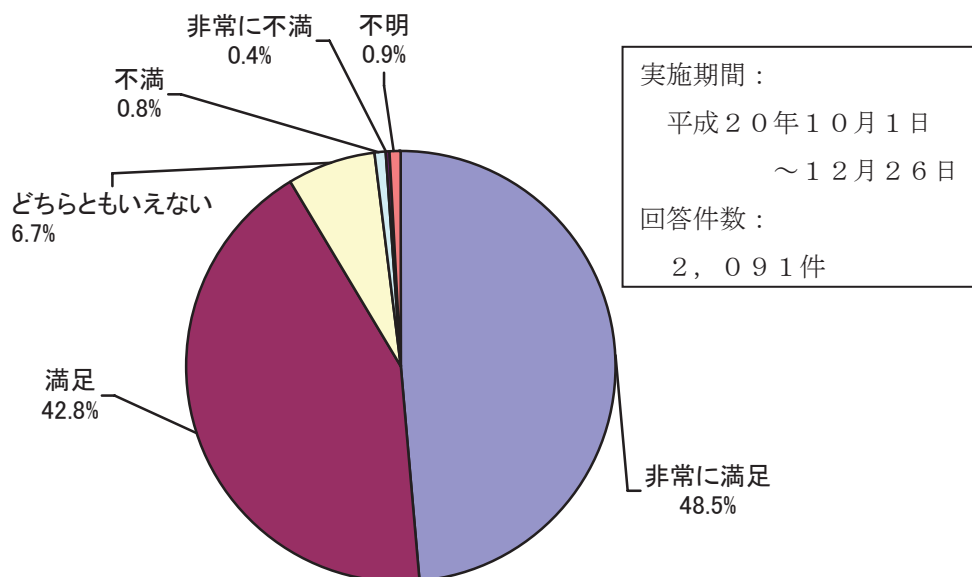
コールセンター： コールセンター利用者満足度調査集計結果より

＜ オペレーターの対応への満足度 ＞



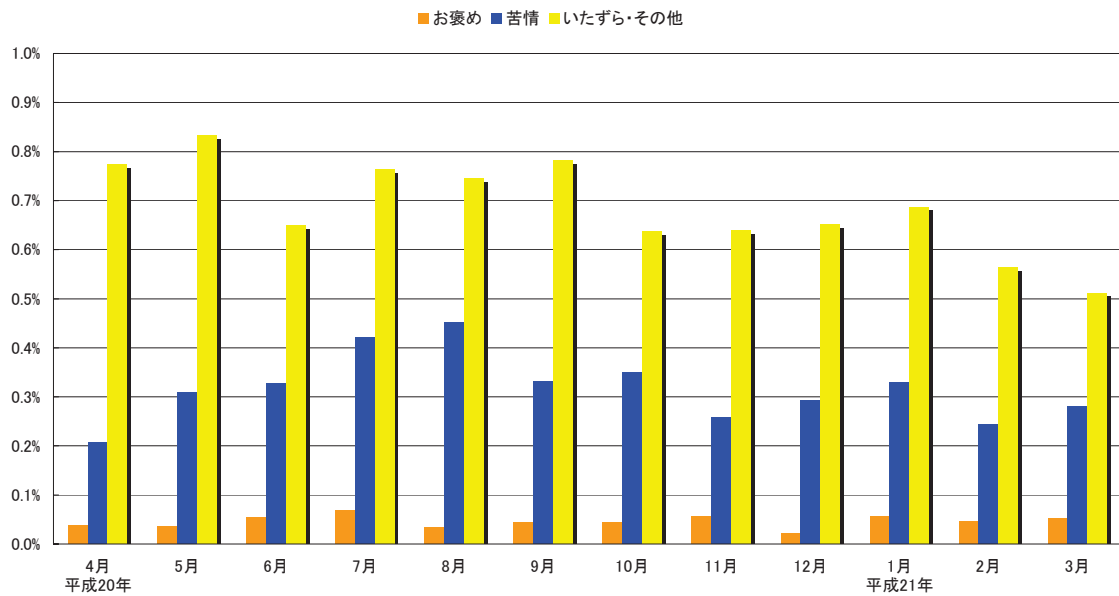
地方事務所： 面談による情報提供に関するアンケート結果より

＜ 法テラス(窓口対応専門)職員の対応への満足度 ＞



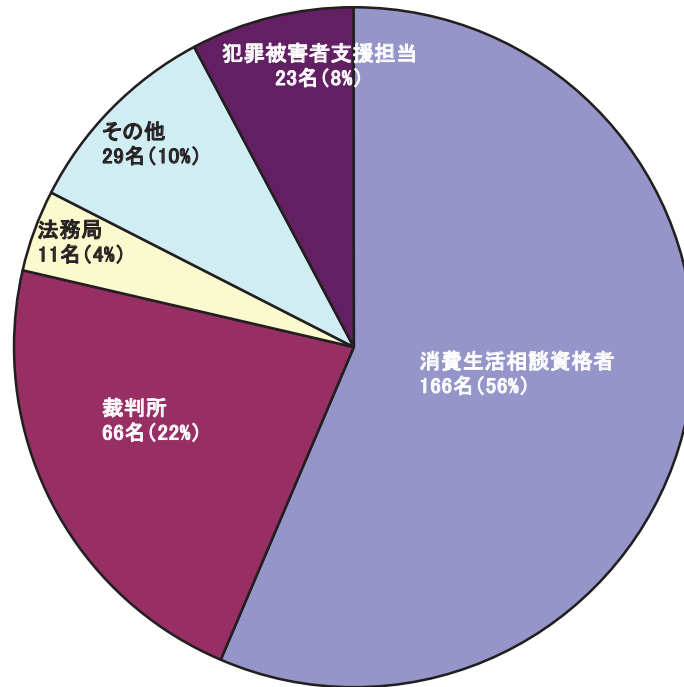
【資料48】 平成20年度コールセンターにおける受電内容の推移

	平成20年									平成21年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	98.98%	98.82%	98.97%	98.75%	98.77%	98.84%	98.97%	99.05%	99.04%	98.93%	99.15%	99.16%
お褒め	0.04%	0.04%	0.05%	0.07%	0.03%	0.04%	0.04%	0.06%	0.02%	0.06%	0.05%	0.05%
苦情	0.21%	0.31%	0.33%	0.42%	0.45%	0.33%	0.35%	0.26%	0.29%	0.33%	0.24%	0.28%
いたずら・その他	0.77%	0.83%	0.65%	0.76%	0.74%	0.78%	0.64%	0.64%	0.65%	0.69%	0.56%	0.51%



[資料49] 資格・経験別窓口対応専門職員数（総数295名）

H21.3.31現在



注1)「消費生活相談資格者」は、窓口対応専門職員のうち、消費生活相談業務に関する次のいずれかの資格を有する者の数を示す。

ア 消費生活専門相談員[独立行政法人国民生活センター認定]

イ 消費生活アドバイザー[経済産業大臣認定]

ウ 消費生活コンサルタント[財団法人日本消費者協会認定]

注2)「裁判所」は、窓口対応専門職員のうち、裁判所における書記官等窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注3)「法務局」は、窓口対応専門職員のうち、地方法務局における各種窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注4)「その他」は、窓口対応専門職員のうち、地方公共団体、その他の行政官庁等公的機関や、弁護士会、司法書士会、民間企業等における窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注5)「犯罪被害者支援担当」は、窓口対応専門職員のうち、犯罪被害に関する相談窓口経験を有する者の数を示す。

注6) 窓口対応専門職員同様に地方事務所窓口において情報提供業務に従事する司法書士・弁護士(総数367名)は除いている。